

**詳しくは、下記へお問い合わせください。**

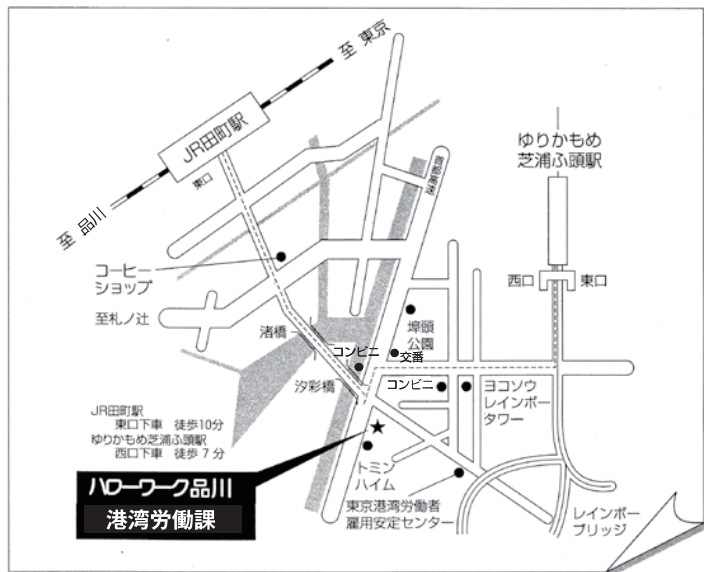
**品川公共職業安定所 港湾労働課**

〒108-0022 東京都港区海岸3-9-45  
東京労働局海岸庁舎内1F  
TEL 03 (3452) 4851  
FAX 03 (3798) 8659

**港湾労働者の派遣あっせん申し込みに関するお問い合わせは**

一般財団法人港湾労働安定協会 東京支部  
東京港湾労働者雇用安定センター

〒108-0022 東京都港区海岸3-33-10  
芝浦第三荷役連絡所  
TEL 03 (3769) 3621  
FAX 03 (3769) 3622



発行者：東京労働局 職業安定部  
〒102-8305 千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎12階  
TEL 03(3512)1662 FAX 03(3512)1565

港湾労働法の事務手続(令和5年度発行)



## 港湾労働法の事務手続



東京労働局 職業安定部  
ハローワーク品川(品川公共職業安定所)

## はじめに

東京港は、1998年から外貨コンテナ貨物取扱個数で国内首位を維持するなど、首都圏4千万人の生活と産業を支える一大物流拠点として、また、世界と日本を結ぶ国際貿易港として、我が国の経済活動に重要な役割を果たしております。

こうした中、近年中国をはじめとするアジア諸港の躍進により、港湾運送をめぐる環境は大きく変化してきており、ハブポートの育成など、国際競争力強化の観点から港湾運送事業の経営効率化に向けた取組みが進められています。

こうした東京港の革新の動きと平行して、東京労働局ならびに品川公共職業安定所では、港湾労働を取り巻く環境の変化が労働者の安全や雇用の安定を損なうことのないよう適正な就労時間、就労日数、賃金といった就労条件の確保や、雇用秩序の維持など、港湾労働者が安心して働ける職場づくりに取り組んでおります。

この冊子は、港湾運送事業者や関係者の皆様に港湾労働法の目的及び趣旨をご理解いただくとともに、適正な事務手続きを行う一助としていただくことを目的に作成しました。

港湾労働者の雇用管理に携わる皆様の業務にご活用いただければ幸いです。

令和5年6月



東京労働局職業安定部  
品川公共職業安定所



## 目 次

港湾労働法の目的	1
港湾雇用安定等計画とは	2
港湾運送と港湾労働法の関係など	3
港湾運送の業務を行う事業所	8
港湾労働者	9
必要な労働力を確保するためには	13
雇用管理者	15
雇用管理に関する勧告等	18
「人付きリース」の問題について	22
港湾労働者派遣事業	24
労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準	26
届出・報告様式（記載例含）	29
港湾労働法	59
東京港の水域及び指定区域図	80
港湾雇用安定等計画	83



# 港湾労働法の目的

(この余白部分はメモ欄として  
ご活用ください。)

## 法

(目的)

第1条 この法律は、港湾労働者の雇用の改善、能力の開発及び向上等に関する措置を講ずることにより、港湾運送に必要な労働力の確保に資するとともに、港湾労働者の雇用の安定その他の港湾労働者の福祉の増進を図ることを目的とする。

## 〔趣旨〕

### 1 港湾労働者の雇用の改善、能力の開発及び向上等

港湾における輸送革新の急速な進展に対応するために必要とされる良質な技能労働力を安定的に確保するとともに港湾労働者の雇用の安定等を図るためには、

- (1) 港湾事業主において、港湾労働者の雇入れ、配置、教育訓練等雇用管理に関する事項が計画的に実施されること。
- (2) 港湾労働者の能力の開発及び向上を図ること。

が重要であることを明かにしたものです。

### 2 港湾運送に必要な労働力の確保

港湾労働対策を講ずる最大の理由は、輸送革新の進展に対応しつつ港湾運送事業の事業活動の波動性に対処するために必要とされる良質な労働力を円滑かつ十分に確保することが困難であることです。

港湾運送に必要な労働力を確保するとは、港湾運送が必要とする労働力を充足するために、その不足する労働力を他から導入するとともに、必要労働力の充足が継続的に行われるように現にある労働力及び新たに導入する労働力を定着させることを意味します。

現実に労働力を担う者は労働者であり、労働者の人格を無視して、必要労働力の確保はありえず、このことは、労働者の福祉と常に密接な関係に立つものです。

本法の目的とする労働力の確保とは、港湾労働者の雇用の安定、福祉の増進を図り、港湾労働が魅力ある職業となることによって、はじめて可能となるものです。

---

## 港湾雇用安定等計画とは

---

### 1 港湾雇用安定等計画の概要

港湾労働法の目的を達成するため、同法第3条第1項の規定に基づき同法の適用港湾について、港湾雇用安定等計画が策定されます。

この計画は、厚生労働大臣が労働政策審議会の意見を求め、これを基礎として策定するもので、同法第3条第4項の規定により、厚生労働省告示として各港湾に示されるものです。

### 2 計画に定める事項

- (1) 港湾労働者の雇用の動向に関する事項
- (2) 労働力の需給の調整の目標に関する事項
- (3) 港湾労働者の雇用の改善、能力の開発及び、向上を促進するための方策に関する事項
- (4) 港湾労働者派遣事業の適正な運営を確保するための方策に関する事項

※詳しい内容については、83ページ以降を参照。

# 港湾運送と港湾労働法の関係など

## 1 適用港湾

港湾労働法で指定する港湾は、東京、横浜(川崎港含む)、名古屋、大阪、神戸、関門の6大港です。

## 2 港湾運送

港湾運送とは、貨物が港で上屋から岸壁あるいは舢を經由して本船に積込まれるまでの貨物の輸送、あるいは逆に、本船から岸壁あるいは舢を經由して上屋に搬入されるまでの貨物の輸送、及び検数、検定などをいいます。

## 3 港湾運送事業

港湾運送は、港湾運送事業者が荷主又は、船舶運行者(船主)から委託を受けて行うものですが、港湾運送事業法によって次のとおり定められています。

### (1) 一般港湾運送事業

港湾における荷主(荷送人)から貨物を受取って本船に引渡すまでの業務を一貫して行う事業

### (2) 港湾荷役事業

#### ① 船内荷役事業

貨物の本船への積み込み、本船からの取卸しを行う事業

積荷の場合は、岸壁又は、舢内の貨物に本船デリックのフックをかけた時点から船艙内に積付けるまで、揚荷の場合は船艙から貨物を取り出し、岸壁又は、舢内に卸しフックをはずすまでが作業範囲になっています。

なお、この船内荷役事業には、500トン未満の船舶からの貨物の取卸し又は、船舶への積み込みで、この船舶が岸壁、さん橋等に係留され、この船舶の揚貨物装置を使用しない場合は含まれません。(この場合は、次の②沿岸荷役事業に含まれます。)

#### ② 沿岸荷役事業

港湾において船積貨物の上屋あるいは荷捌場からの搬入・搬出・荷捌き・保管を行う事業



積荷の場合は、上屋・荷捌場で貨物を受取ってからこれを搬出し、岸壁の本船船側でフックをかけられる状態におくまで（舢艫の場合は、舢艫内に完全に積付けるまで）、揚荷の場合は、本船から揚げられた貨物のフックがはずされてから（舢艫の場合は、舢艫内の貨物に沿岸労働者が手をかけたときから）上屋、荷捌場に搬入・荷捌きするまでが作業範囲となっています。

(3) はしけ運送事業

港湾内又は、港湾と港湾の間の指定区間（国土交通省令による）を舢艫によって貨物を運送する事業

(4) いかだ運送事業

港湾内又は、指定区間において、いかだを組んで行う木材の運送、木材の貯木場との搬入・搬出・保管の事業

(5) 検数事業

船積貨物についての個数の計算又は、受渡しの証明を行う事業

(6) 鑑定事業

船積貨物の積付けに関する証明・調査及び鑑定を行う事業

(7) 検量事業

船積貨物の容積又は、重量の計算あるいは証明を行う事業

#### 4 港湾運送関連事業

港湾運送事業法では、港湾運送事業のほかに港湾運送関連事業として、次の業務を規定しています。

(1) 船積された貨物の位置の固定、場所の区画、荷造り、荷直し、船艙の清掃

(2) 船積貨物の警備

#### 5 港湾労働法が適用される行為

(1) 船内荷役

(2) 沿岸荷役

(3) はしけ運送

(4) いかだ運送

(5) 上記(1)～(4)に準ずる行為（政令で定める行為）

① 港湾運送関連事業のうち、固定・区画・荷造り・荷直し・船倉の清掃

② 港湾倉庫における倉庫荷役

## 6 港湾倉庫

(1) 港湾倉庫とは、港湾労働法の適用の対象となる倉庫で、次の①～③のすべてに該当するものです。テナント倉庫の場合、各テナント毎に港湾倉庫に指定します。

- ① 厚生労働大臣が指定した区域内にある倉庫（77～82ページ参照）（昭和63年12月20日付、労働省告示第101号）
- ② 船舶、艇、又はいかだに組んで運送された貨物を扱う倉庫
- ③ 一定期間における②の貨物の入出庫量が倉庫全体の入出庫量の概ね10%を超える倉庫

<b>算 式</b>	$\frac{\text{海からの入庫量} + \text{海への出庫量}}{\text{総入出庫量}} \times 100$
------------	--

※海側からの入庫量+海側への出庫量とは、「船舶等で運送された貨物の当該倉庫への搬入」と「船舶等で運送されるべき貨物の当該倉庫からの搬出」の合計貨物量(重量)を言います。

※東京港以外の港（六大港以外の港を含む）で揚がった貨物を、陸送により当該倉庫に直接運び入れる場合も海側の貨物として扱います。入出庫量は重量で計算します。

(2) 適用の対象となる倉庫荷役

### ① 海側作業

船舶・艇・いかだに組んで運送された貨物の港湾倉庫への搬入と船舶・艇・いかだに組んで運送されるべき貨物の港湾倉庫からの搬出。単に港湾倉庫に運び入れる作業だけでなく、港湾倉庫に「はいつける作業」まで含まれます。

### ② 貨物の港湾倉庫における荷捌き

はい替、仕訳（特殊仕訳を除く）<sup>かんかん</sup>看貫及び<sup>くらうつ</sup>庫移しの作業を指します。

### ③ 山側作業

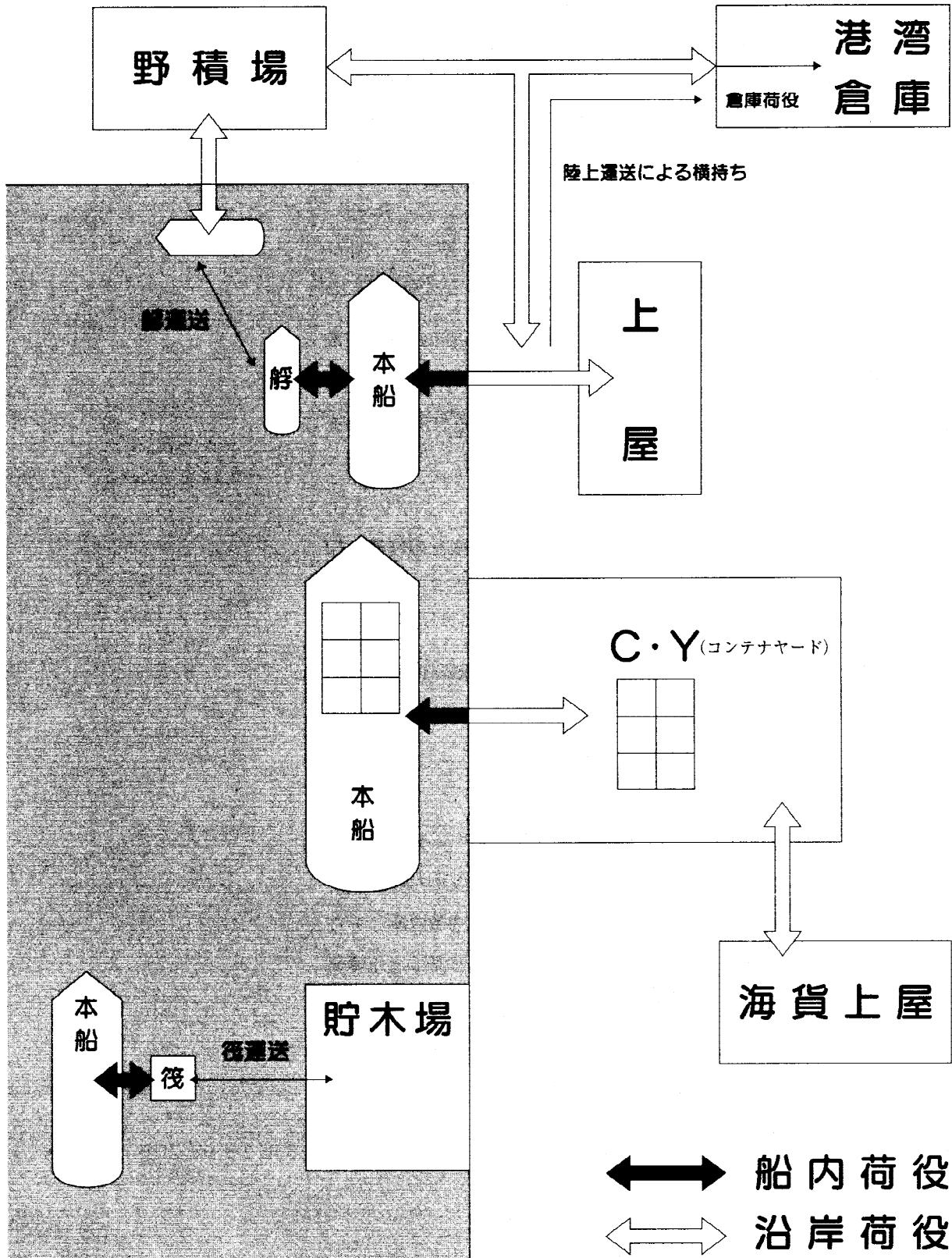
道路運送車輛・鉄道等により運送された貨物の港湾倉庫若しくは上屋その他の荷捌き場への搬入と道路運送車輛・鉄道等により運送されるべき貨物の港湾倉庫若しくは上屋その他の荷捌き場からの搬出。

### ※ 冷蔵倉庫における作業の適用除外

冷蔵倉庫の荷捌き場（冷蔵倉庫のプラットホーム等冷蔵室における作業に従事する労働者が、その作業の一環として従事する場所）と冷蔵庫との間における荷役作業と、冷蔵倉庫における荷捌き作業のうち、冷蔵室における荷捌き作業は適用除外となりますが、横持ちした貨物をプラットホームに搬入する作業等については港湾労働法の適用となります。

港湾労働法は「港湾労働者の雇用の改善」「港湾運送に必要な労働力を確保する」ことを目的としており、港湾指定区域内の営業倉庫における荷役作業も一定の条件の下で港湾労働法の適用となります。そのため、ハローワークでは、東京港の港湾指定区域内の倉庫について、入出庫量等上記6（1）で定められた基準に該当するかどうか定期的に調査を実施しております。基準に該当する場合には実態調査後、港湾労働法適用手続きを行っていただきます。

# 港湾運送事業の作業態様



港湾労働法と港湾運送事業法の適用対象業務（行為）の比較

業 務 内 容		港 湾 労 働 法		港 湾 運 送 事 業 法	
元 請	貨物の受取又は引渡	×		○	法2条1項1号
	貨物の受取又は引渡に先行又は後続する、船内荷役、はしけ運送、沿岸荷役及びいかだ運送	○	法2条2号イ	○	法2条1項1号
船内荷役		○	法2条2号イ	○	法2条1項2号
はしけ運送	港湾に係るもの	○	法2条2号イ	○	法2条1項3号
	指定区間に係るもの	×		○	法2条1項3号
沿岸荷役		○	法2条2号イ	○	法2条1項4号
いかだ運送	港湾に係るもの	○	法2条2号イ	○	法2条1項5号
	指定区間に係るもの	×		○	法2条1項5号
検数		×		○	法2条1項6号
鑑定		×		○	法2条1項7号
検量		×		○	法2条1項8号
固定、区画、荷造り及び荷直し		○	令2条1号	○	法2条3項1号
船倉の清掃		○	令2条2号	○	法2条3項1号
海側倉庫荷役		○	令2条3号	×	
山側倉庫荷役		○	令2条4号	×	
船積貨物警備		×		○	法2条3項2号

---

## 港湾運送の業務を行う事業所

---

港湾労働法に基づく各種報告・届出等は「港湾運送の業務を行う事業所」ごとに行っていただく必要があります。

例えば、同一の港湾内に、支店や出張所等、「事業所」が複数ある場合においては、それぞれの「事業所」で事務手続を行っていただくこととなります。

ただし、港湾労働者の勤務する施設のすべてが「事業所」に該当するものではありません。

「事業所」としての取扱いを受ける施設は下記のすべてに該当するものです。

1. 場所的に他の（主たる）施設から独立していること
2. 経営（又は業務）単位としてある程度の独立性を有すること
3. 一定期間継続し、施設としての持続性を有すること

# 港湾労働者

## 1 港湾労働者とは？

港湾労働法における「港湾労働者」は、港湾運送の業務に従事し、港湾労働法の適用となる作業を直接行う者です。

業務の種類別に港湾労働者の範囲に含まれる者を示すと、おおむね次のとおりです。

### (1) 船内荷役

#### ① 船内基幹労働者

ア. デッキマン 通常ギャング又はハッチの責任者であり、現場監督の指揮監督を受けて、甲板で、船艙の状況を監督しながらウインチマン、ハッチマンを指揮監督して、貨物の積卸作業を安全かつ能率的に進めるための職務を行う労働者

イ. ウインチマン 本船についている起重機（クレーン）又は巻揚機（ウインチ）をデッキマンの指揮により運転操作して貨物の積卸作業を行う労働者

#### ② 船内一般労働者

船艙又ははしけ内においてモッコ、ワイヤー、バケット等により貨物の積卸作業を直接行う労働者

### (2) 沿岸荷役

#### ① ギャング責任者等

ア. 現場の1個作業班の責任者であり、現場監督の指揮を受け、ギャングの作業遂行を指揮監督する組長、世話役等と呼ばれる労働者

イ. ギャング責任者の補佐的職務を行い、作業単位が細分化される場合、その責任者となる小頭、副小頭等と呼ばれる労働者

#### ② 沿岸荷役機械運転手

起重機、巻揚機、フォークリフト等の運転に従事する労働者

#### ③ 沿岸一般労働者

水揚げ、横持ち、袋詰め等の沿岸荷役作業に直接従事する労働者

(3) はしけ運送

①はしけ船夫

はしけ（独航はしけを含む。以下同じ。）に乗り組み、はしけの維持管理、貨物の積卸しのためのはしけの準備、積荷の保管等の職務を行う労働者

②汽艇員

引船、独航はしけに乗り組む労働者で、船員職業安定法第6条第1項に規定する船員以外のもの。（船員法施行規則第4章の規定により船員手帳の交付を受けている者であっても、船員法第1条第2項に規定する引船、独航はしけに乗り組むため、船員職業安定法第6条第1項に規定する船員でない者が存在する。）

(4) いかだ運送

いかだ労働者

現場監督の指揮監督を受けて、いかだの編成、解体、航行中の保守等の作業を直接行う労働者

(5) 船舶貨物整備

① 基幹労働者

デッキマン及びウインチマン（船内基幹労働者に準ずる）

② 一般労働者

現場監督の指揮監督を受けて貨物の位置の固定、積載場所の区画、荷造り、荷直し又は船艙の清掃を行う労働者

(6) 港湾労働法適用倉庫の荷役

（P.5「6 (2) 適用の対象となる倉庫荷役」を行う労働者）

## 2 港湾労働者とならない者は？

次に掲げる者は、港湾運送の事業に使用される労働者であっても、港湾労働法でいう「港湾労働者」には含まれません。

(1) 事務所に使用される事務又は技術の職員

(2) 現場職員（作業全般の企画に関する事務、貨物の荷主からの受取り又は、引渡し、荷役機械の保守管理の業務、事務所と作業場との連絡等の業務に従事する労働者）

※ラベル貼り等、上記1で定義された荷役以外の労務作業に関しては、作業工程や指揮命令系統が完全に独立している場合など、その作業に専従している労働者について作業の実態を個別に調査した上で、港湾労働者（港湾荷役）に該当しないと判断されることもあります。

### 3 港湾労働者の雇用の届出について

事業主は、その雇用する労働者（除く、日雇労働者）を港湾運送の業務に従事させようとするときは、その者の氏名、従事させる期間、その他所定の事項を「港湾労働者雇用届」に写真を添付して、公共職業安定所長に届出なければなりません。（法第9条第1項）

この届出に基づいて、公共職業安定所長は「常時港湾運送の業務に従事する者」にのみ、「港湾労働者証」を交付します。（法第9条第2項）ただし、「常時港湾運送の業務に従事」しない場合は届出の受理のみで、「港湾労働者証」を交付しません。

また、事業主は、事業所の名称や所在地、その雇用する港湾労働者の氏名等に変更があった場合、及び港湾労働者証を紛失、き損した場合は、速やかに公共職業安定所長に届出て、再交付を受けてください。（施行規則第5条第1項及び第6条第1項）

なお、当該港湾労働者が、港湾労働者でなくなった時（例えば退職や、配置転換により港湾作業に従事しなくなった場合）には、この港湾労働者証を公共職業安定所長に返納してください。（施行規則第7条第1項）

### 4 日雇労働者とは？

日々、又は2ヶ月以内の期間を定めて雇用する労働者です。

### 5 港湾労働者が他の港に転勤となった場合には？

転勤先の港が6大港の場合には、常用労働者転勤届に港湾労働者証と写真を添付して、転勤後の港を管轄する公共職業安定所長へ提出してください。

なお、転勤先の港が千葉港など6大港以外の港の場合には、転勤前の港を管轄する公共職業安定所長へ港湾労働者証を返納してください。

（注1）

港湾労働者雇用届へ記載する常用労働者については、①所定労働時間及び所定労働日数が通常の労働者の4分の3以上の者であること、②健康保険の被保険者であること、③厚生年金保険の被保険者であること、及び④雇用保険の一般被保険者であること、の全てが条件となっているところですが、平成18年4月1日からの高年齢者雇用安定法の改正に伴い、現に港湾労働者証を有する者であり、かつ高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第9条第1項各号に掲げる措置により60歳以上で雇用される高年齢者に限り、上記①～④の条件に関係なく引き続き港湾労働者証を有することが可能です。

（注2）

港湾労働者証の交付手続きの変更について、平成28年10月1日から、従業員規模501人以上の企業においては、週の所定労働時間が20時間以上の短時間労働者にも健康保険及び厚生年金保険の適用が拡大されることになったため、従業員規模501人以上の企業においては、「港湾労働者雇用届」提出の際に、所定労働時間及び所定労働日数が通常の労働者の4分の3以上あることの確認のため、雇用契約書等の提示が必要となります。



## 6 港湾労働者証

港湾労働者証は現在、3年に1度の更新を行っています。

現在使用している港湾労働者証の有効期限は令和6年（2024年）9月30日までです。（更新した場合は3年後の9月30日までとなります。）

（見 本）

No. _____		<b>港湾労働者証</b>	
氏 名	年 月 日 生	写 真	
事 業 所 名	姓 名		
所 在 地			
〔港湾労働者派遣関係〕			
派遣事業対象業務の種類			
船内作業	いかだ作業		
はしけ作業	船舶貨物整備作業		
沿岸作業	倉庫作業		
取替資格（港湾運送業務従事経験1年未満）			
令和 年 月 日 品川公共職業安定所長			

※ 紛失のおそれがあり、常時携帯できないときは、本証に代えて、コピーを携帯することができます。本証またはコピーを必ず携帯して作業に従事してください。また、コピーを携帯する場合はカラーコピーとして下さい。

（表）

（注意事項）	（裏）
1 港湾運送の業務に従事するときは、必ずこの港湾労働者証を携帯し、公共職業安定所の職員から請求があったときは、提示して下さい。	
2 この港湾労働者証を他人に譲り渡したり、貸したりしてはいけません。	
3 港湾運送の業務に従事した経験が1年未満の者は、該当する派遣事業対象業務の種類のうち、取替資格に係る業務にのみ派遣就業することができます。	
4 次の場合には、事業主に申し出て、必要な訂正又は再交付を受けて下さい。	
イ 氏名を変更したとき	
ロ 派遣対象業務の種類や派遣事業対象業務の種類を変更したとき	
ハ 取替資格の欄に記載のある労働者が派遣対象労働者の派遣事業対象業務に従事して1年以上経過したとき	
ニ この港湾労働者証を失ったり、き損したとき又は写真が不鮮明になったとき	
5 派遣事業対象業務の種類は、派遣就業しない場合の就業可能業務を限定するものではありません。	
6 この港湾労働者証の有効期限は 令和6年9月30日までです。	
7 有効期限が切れたときや港湾労働者でなくなったときは、直ちに事業主に返納して下さい。	

## 7 港湾労働者番号について

→ (例) 品 000-1001-0 ←

↑      ↑      ↑

事業所番号   職種   個人番号

0は更新を含む新規発行、  
1は変更等による2回目以降の発行

職種番号	
1	→船内
2	→はしけ
3	→沿岸
4	→いかだ
5	→船舶貨物整備
6	→倉庫
7	→港湾荷役
8	→清掃

職種番号7港湾荷役とは1船内荷役と3沿岸荷役を合わせた職種です。

## 8 港湾労働パトロール

品川公共職業安定所では、港湾の雇用秩序維持のため、随時パトロールを行っています。

パトロール時には、荷役作業を一時中断して労働者数や港湾労働者証の確認を行う事がありますので、ご協力をお願い致します。

また、このパトロールは必要に応じて、労働基準監督署及び国土交通省と合同で実施いたします。

## 必要な労働力を確保するためには

各企業において、常用港湾労働者の計画的採用・教育訓練により技能労働力を安定的に確保することが不可欠です。

しかし、港湾運送の波動性に対応するために、やむを得ず企業外の労働力を利用しなければならない場合は、下記の優先順位により雇用を行ってください。

### 1. 港湾労働者派遣制度による派遣労働者

「港湾労働者雇用安定センター」に派遣のあっせん申込を行い、港湾労働者派遣制度に基づき、他の港湾運送事業主に雇用される常用労働者の派遣受け入れにより対応してください。

### 2. 公共職業安定所の紹介による日雇労働者

上記1により申込を行っても派遣あっせんが成立せず、労働力の確保ができないときは、公共職業安定所に日雇労働者の求人申込を行ってください。

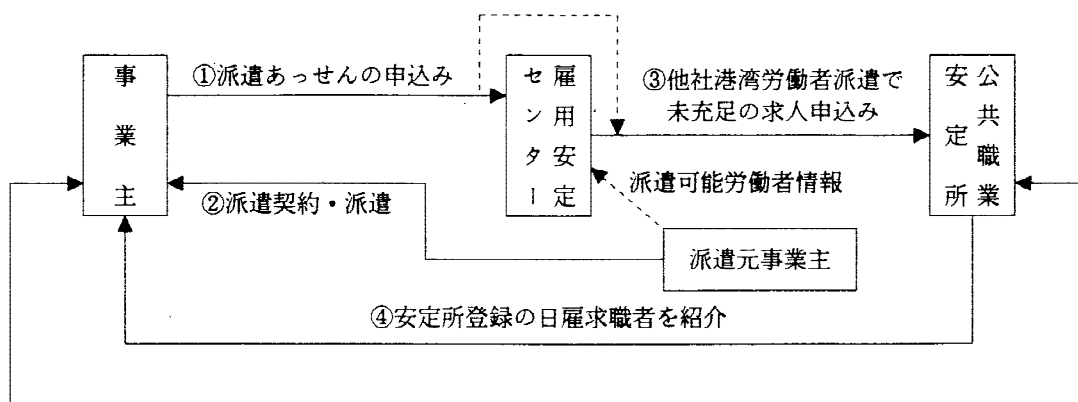
公共職業安定所では登録日雇求職者のうち適格な者の紹介を行います。

### 3. 紹介によらない日雇労働者（直接雇用）

上記2により公共職業安定所に求人の申込をしたにもかかわらず、適格な求職者の紹介を受けることができなかった場合には、例外として日雇労働者を直接雇入れることができます。

ただし、この場合は、事前に公共職業安定所へ「日雇労働者雇用届」を提出してください。

常用港湾労働者以外の労働者を港湾作業に従事させる場合の仕組み



⑤安定所：安定所紹介での未充足の通知。

事業主：直接雇用する労働者を「日雇い労働者雇用届」により安定所へ届け出

◆（雇用の優先順位）

自社常用港湾労働者 ⇒ (1) 他社港湾労働者の派遣  
(センターへ派遣あっせん申込み)

⇒ (2) 安定所登録の日雇労働者 ⇒ (3) 直接雇用の日雇労働者

## 雇用管理者

### 法

第6条 事業主は、次に掲げる事項を管理させるため、厚生労働省令で定めるところにより、雇用管理者を選任しなければならない。

1. 港湾労働者の募集、雇入れ及び配置に関する事項
  2. 港湾労働者の教育訓練に関する事項
  3. その他港湾労働者の雇用管理に関する事項で厚生労働省令で定めるもの
- 2 事業主は、雇用管理者について、必要な研修を受けさせる等前項各号に掲げる事項を管理するための知識の習得及び向上を図るように努めなければならない。

### 〔趣旨〕

本条は、事業主による雇用管理者の選任、その管理すべき事項及びその資質の向上について規定したものです。

今後、輸送革新の進展に対応するために必要とされる良質な技能労働力を安定的に確保するとともに、港湾労働者の雇用の安定その他の福祉の増進を図るためには、雇用管理に関する事項の改善を促進することが重要です。この場合、港湾労働者の計画的採用、配置、教育訓練等の雇用管理に関する事項の改善が、港湾運送事業主自身の努力によって進められることが必要であって、このことは事業主の責務として第4条でも明らかにされています。

この雇用管理に関する事項の改善を進めるに当たっては、企業内における雇用管理体制を整備するとともに、雇用管理の実務担当者が、雇用管理のために必要となる知識を正しく理解し、適正な実務処理を行う必要があります。

このため、本条では、事業主に雇用管理者の選任を義務づけ、雇用管理者が管理すべき事項を明らかにするとともに、雇用管理者に研修を受けさせる等によってその資質の向上に努めるべき旨を定めています。

## 1 雇用管理者の性格

雇用管理者は、各企業の内部において、港湾労働者の雇用管理に関する事項を管理させるために、事業主が選任します。しかし、その選任によって、法令上事業主に義務づけられている雇用管理に関する事項についての責任が雇用管理者に移行したり、免除されるものではありません。

## 2 雇用管理者の選任

雇用管理者は、港湾運送の業務を行う事業所ごとに選任します。

雇用管理者の資格については、法令上特に規定されておきませんが、適正な雇用管理の実効を期するため、例えば、社会保険労務士等労働に関する資格を有する者や雇用管理について相当の実務経験を有する者等の選任が望まれるところです。

特に、小規模な企業において、事業主又はその代表者自身が港湾労働者の雇用管理を行うことができる場合、自ら雇用管理者としてその職務を行うこととして差し支えありません。

雇用管理者の選任の方法については、法令上特に規定がありませんので、辞令交付による任命、口頭による任命等任意の方法により行ってください。

## 3 雇用管理者の職務

事業主が雇用管理者に管理させなければならない事項は、本条第1項各号に掲げられていますが、雇用管理者の具体的な職務としては、次のようなものが考えられます。

なお、雇用管理に関する事項を管理するということは、これらの事項が適正に処理されることについて責任をもって管理するという意味であって、必ずしも、自らこれらの諸事項を処理しなければならないものではありません。

### (1) 港湾労働者の募集、雇入れ及び配置に関する事項

- ① 法第10条第1項の規定による公共職業安定所に対する求人の申込み、港湾労働者の募集に関すること。
- ② 港湾労働者の採用計画の策定、法第9条第1項の規定による港湾労働者の雇用の届出、法第10条第2項の規定による日雇労働者の雇用の届出、労働基準法第15条第1項の規定による労働

条件の明示等労働者の雇入れに関すること。

- ③ 職業適性検査、職場適応訓練の実施、配置転換等港湾労働者の配置に関すること。

(2) 港湾労働者の教育訓練に関する事項

- ① 港湾労働者の教育訓練計画の策定に関すること。
- ② 港湾労働者に対する技能実習その他の職業訓練の実施に関すること。
- ③ 職業訓練又は技能検定への港湾労働者の派遣に関すること。
- ④ 港湾労働者の技能評価に関すること。
- ⑤ その他港湾労働者の職業能力の開発及び向上に関すること。

**4 雇用管理者の資質の向上（法第6条第2項関係）**

事業主は、雇用管理者について、必要な研修を受けさせる等雇用管理に関する事項を管理するための知識の習得及び向上を図るよう努めなければなりません。

必要な研修としては、港湾労働者雇用安定センターが実施する雇用管理者研修があります。

## 雇用管理に関する勧告等

### 法

第7条 公共職業安定所長は、当該港湾に係る港湾雇用安定等計画に定める事項に照らして、事業主が行う雇用管理について、その改善を図る必要があると認めるときは、当該事業主に対し必要な勧告をすることができる。

2 前項の規定による勧告を受けた事業主は、必要に応じ雇用管理に関する計画を作成するものとする。

3 公共職業安定所長は、第一項の勧告に関し、並びに前項に規定する計画の作成及びその円滑な実施に関し、必要な助言その他の援助を行うものとする。

### 〔趣旨〕

本条は、雇用管理の改善を図る必要がある事業主に対して、公共職業安定所長が必要な勧告を行うことができる旨を定めるとともに、この勧告に基づく事業主による雇用管理に関する計画の作成や公共職業安定所長による助言・援助について規定しています。

港湾労働者の雇用管理に関する事項の改善が、港湾運送事業主自身の努力によって進められる必要があるところですが、これまでは、事業主自身の努力によっては雇用管理の改善が十分に行われなかった面がありました。一方、第5条においては、港湾労働者の雇用の改善等の推進に当たっては、国も、事業主の自主的な努力を前提としつつ、一定の役割を果たしていくことが必要とされています。

そこで第1項は、雇用管理に関する事項の改善に対する取組みが十分でない事業主については、公共職業安定所長が必要な勧告を行って、その改善の促進を図ることとしています。

また、第2項では、この勧告を受けた事業主は、必要に応じて雇用管理に関する計画を作成するものとし、事業主が自主的かつ計画的に雇用管理の改善を進めるべき旨を明らかにしています。

このような事業主による雇用管理の改善を円滑に推進するため、第3項では、公共職業安定所長が、第1項の勧告を行う段階から第2項の雇用管理に関する計画の作成・実施の段階に至るまで、事業主に対して必要な助言・援助を行う旨を定めています。

## 1 公共職業安定所長による勧告

港湾労働者の雇用管理は、港湾運送事業主の責任において行われるべきものであり、その改善も、本来、事業主自身の努力によって進められるべきものです。しかし、従来事業主自身の努力のみによっては、雇用管理の改善が十分には行われてこなかった面がある一方、港湾労働者の雇用の改善を図ることは、良質な技能労働力の確保を通じての港湾運送機能の確保、ひいては国民経済の発展に資することとなるものでもあります。このため、国なども含めた関係者が一体となって、その改善を推進することが必要となっています。

この事業主や国などの関係者が果たすべき役割については、第4条及び第5条で明らかにされたところですが、本条第1項は、国の具体的な施策として公共職業安定所長が雇用管理に関する事項の改善に対する取組みが十分でない事業主について、雇用管理の改善の勧告を行うこととしたものです。

なお、この公共職業安定所長による勧告は、事業主の自主的な雇用管理の改善を促進し援助するために行うものであって、事業主が行う雇用管理に国が積極的に介入するという性格のものではありません。

## 2 勧告の対象となる事業主

公共職業安定所長は、次のいずれかに該当する場合には、事業主に対して雇用管理に関する指導を行うこととしています。

- (1) 当該事業主の事業所において行われる技能作業に係る就労延日数のうち、労働者派遣により受入れた派遣労働者及び日雇労働者の就労延日数の割合が著しく高いとき。
- (2) 当該事業主の事業所における港湾労働者のうち、必要とされる技能労働者の養成が十分に行われていないとき。
- (3) 当該事業主の事業所において行われる港湾運送の業務に係る就労延日数のうち、日雇労働者の就労延日数の割合が著しく高いとき。
- (4) 当該事業主の事業所において港湾労働者派遣の役務の提供を受けるに当たって港湾労働者雇用安定センターに対し、労働者派遣契約の締結についてのあっせんを求めているとき。

なお、個々の事業主の雇用管理の状況については、公共職業安定



所長は第11条の規定による事業主の定期報告等によって把握することとなります。

公共職業安定所長は、上記(1)～(3)に基づく事業主に対する指導によっても改善が認められないときは、都府県労働局を通じ次の事項を厚生労働省に報告し、その了解を得た上で、当該事業主に対して雇用管理に関する勧告を行います。

ア 当該事業主の事業所における雇用管理の実施状況及び問題点

イ 当該事業主に対する指導の経緯及び改善状況

ウ 当該事業主に対して行うことが適当な勧告の内容

雇用管理に関する勧告は、当該勧告の対象となる事業主の事業所における港湾労働者の募集、雇入れ、配置、教育訓練等について、当該事業所における雇用管理の実施状況を踏まえて計画的に実施する必要がある旨を、書面により行います。

### 3 事業主による計画の作成（法第7条第2項関係）

雇用管理に関する勧告を受けた事業主は、必要に応じ雇用管理に関する計画を作成します。

(1) 公共職業安定所長は、上記により事業主に対して雇用管理に関する勧告を行うに当たっては、当該事業主に対し次の点について十分理解を深めるよう指導を行うものとする。

- ① 港湾労働者の雇用管理の改善の必要性
- ② 雇用管理に関する勧告の趣旨
- ③ 当該事業主の事業所における港湾労働者の雇用管理の問題点及び改善の方向
- ④ 雇用管理に関する計画の作成

(2) 事業主が作成する雇用管理に関する計画に定めるべき事項は、次のものであること。

- ① 港湾労働者の採用計画
- ② 港湾労働者の配置、処遇計画
- ③ 港湾労働者の教育訓練計画

公共職業安定所長による勧告は、あくまでも事業主による雇用管理の改善を促す目的のものですから、勧告を受けた事業主が主体的に雇用管理の改善を進めていくことが必要です。この場合は、雇用

管理の改善は計画的に進める必要があることから、勧告を受けた事業主においては、雇用管理に関する計画を必要に応じて作成することとしたものです。

#### 4 雇用管理に関する助言・援助（法第7条第3項関係）

公共職業安定所長は、雇用管理に関する勧告、並びに雇用管理に関する計画の作成及びその円滑な実施に関し、必要な助言その他の援助を行います。

公共職業安定所長が行う助言・援助には、次のものがあります。

- (1) 適格な港湾労働者の採用に資するよう求人・求職の実態に係る情報を提供すること。
- (2) 港湾労働者の適正配置に必要な適性検査の実施について援助すること。
- (3) 港湾労働者の職業能力の開発及び向上を図るため、公共職業訓練施設を紹介すること。

なお、助言・援助の対象となる事業主の事業所における雇用管理の実態に即して、上記(1)～(3)までに掲げる事項以外の事項であって、労働者の募集、雇入れ、配置、教育訓練その他港湾労働者の雇用管理に関するものについても、必要に応じて助言・援助を行うこととしています。

雇用管理は、基本的に、事業主の自主性に基づいて行われるべきものであり、公共職業安定所長による雇用管理に関する勧告その他助言・勧告等は事業主の自主的な雇用管理の改善を促進し、援助するために行うものです。

## 「人付きリース」の問題について

荷役機械を運転手付きで借受けるいわゆる「人付きリース」は、港湾労働法の趣旨に反し、また、職業安定法や労働者派遣法に違反するおそれのあるものです。

常時必要とする荷役機械については、自社所有の機械とするか、機械のみの借受けにより対応することとしてください。

また、自社で雇用する港湾労働者に機械操作についての教育訓練を積極的に実施するようにしてください。

### ※ 人付きリースの問題点 ※

#### 1. 港湾運送事業法上の問題点

「人付きリース」にかかる契約が請負契約であって、リース業者が港湾運送事業主でない場合には、港湾運送事業法に違反すると思われます。

#### 2. 港湾労働法上の問題点

「人付きリース」により借受けられた荷役機械の運転手は、港湾作業に従事しているにも関わらず、リース業者が港湾運送事業主でない場合には、港湾労働法の適用を受けることができなくなります。このことは、港湾労働法の趣旨に反することです。

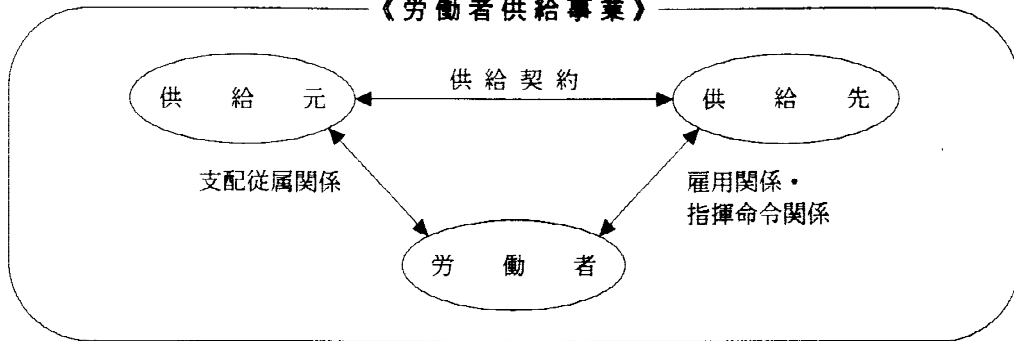
#### 3. 職業安定法上の問題点

作業の実態により、「労働者供給事業」とみなされるものについては、職業安定法第44条に違反します。（「労働者供給事業」は職業安定法第45条により許可された労働組合等のみが行うことができます。）

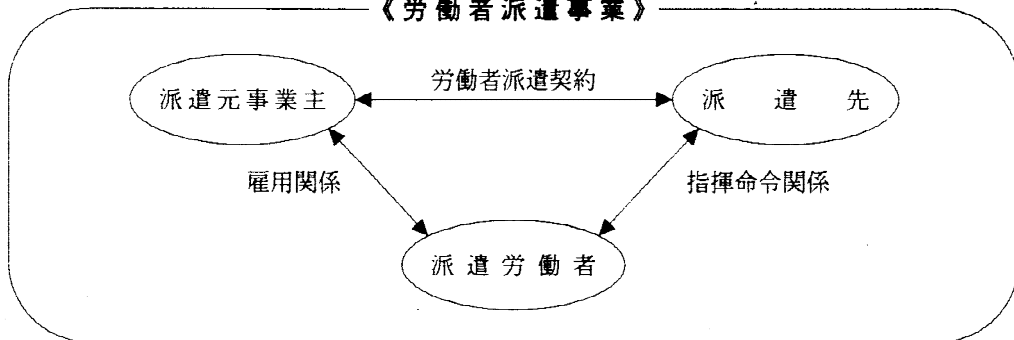
#### 4. 労働者派遣法上の問題点

作業の実態により「労働者派遣事業」とみなされるものについては、労働者派遣法第4条に違反します。（港湾運送業務について労働者派遣事業を行うことは禁止されています。）

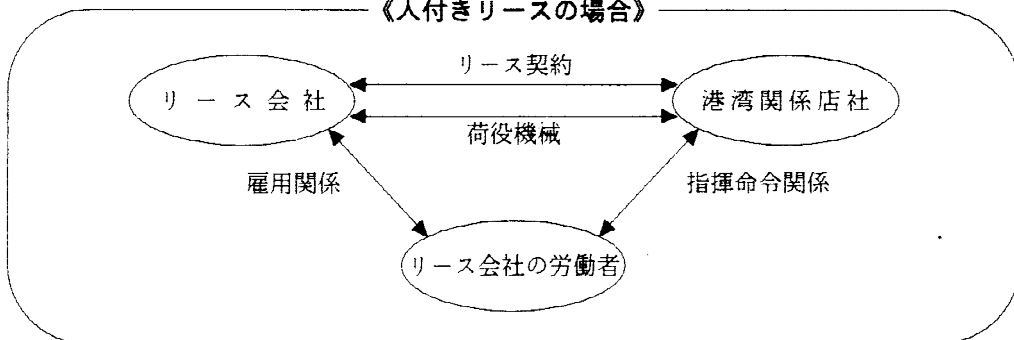
《労働者供給事業》



《労働者派遣事業》



《人付きリースの場合》



## 港湾労働者派遣事業

港湾労働者派遣事業とは、港湾運送の業務（船内作業、はしけ作業、沿岸作業、いかだ作業、船舶貨物整備作業及び港湾労働法関係倉庫作業）について行う労働者派遣事業（港湾派遣元事業主が自己の常時雇用する労働者を、派遣先の指揮命令を受けて、この派遣先のために労働に従事させることを業として行なうこと）をいいます。

港湾労働者派遣事業においては、厚生労働大臣の指定法人である港湾労働者雇用安定センターが労働者派遣契約の契約締結のあっ旋を行うこととされています。

「自己の雇用する労働者を、派遣先の指揮命令を受けて、この派遣先のために労働に従事させること」に該当するものは、労働者派遣事業に該当し、港湾運送の業務について厚生労働大臣許可を受けて港湾労働者派遣事業を行う場合には港湾労働法の適用を、その他の場合には（許可を受けずに違法に港湾運送の業務について労働者派遣を行う場合も含む。）労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）の適用を受けます。

労働者派遣法においては、港湾運送の業務は労働者派遣事業の適用除外業務とされており、労働者派遣事業を行うことは禁止されています。これは、港湾運送の業務については、その波動性等の特性により、労働者派遣事業が適正に実施されないことが懸念されたことによるものです。

平成12年の港湾労働法改正により港湾労働者派遣制度が導入されましたが、これは、港湾労働法に基づく特別の制度として、厚生労働大臣の許可を受けて行う場合のみ実施することが認められたものであり、その他の場合には、これまでどおり労働者派遣法の規定に基づき実施は禁止されています。したがって港湾労働法の適用のない港湾において実施することはできません。

港湾労働者派遣制度の特徴は下記のとおりです。

- ① 許可を受けた港湾内でのみ実施可能
- ② 許可を受けようとする派遣対象業務と同一の港湾運送

事業を営んでいること

③ 派遣対象労働者は自社の常用港湾労働者で、1年以上  
港湾運送の業務に従事した経験のある者か、必要な資格  
を取得している者であること

④ 派遣就労可能日数は、各労働者につき1月毎に7日以  
内であること

なお、制度・許可申請の詳細につきましては「港湾労働者派遣  
事業を適正に実施するために」をご覧ください。

(品川公共職業安定所及び東京港湾労働者雇用安定センターに  
て配布しております。)

## 労働者派遣事業と請負により行われる 事業との区分に関する基準

第一条 この基準は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。以下「法」という。）の施行に伴い、法の適正な運用を確保するためには労働者派遣事業（法第二条第三号に規定する労働者派遣事業をいう。以下同じ。）に該当するか否かの判断を的確に行う必要があることにかんがみ、労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分を明らかにすることを目的とする。

第二条 請負の形式による契約により行う業務に自己の雇用する労働者を従事させることを業として行う事業主であつても、当該事業主が当該業務の処理に関し次の各号のいずれにも該当する場合を除き、労働者派遣事業を行う事業主とする。

一 次のイ、ロ及びハのいずれにも該当することにより自己の雇用する労働者の労働力を自ら直接利用するものであること。

イ 次のいずれにも該当することにより業務の遂行に関する指示その他の管理を自ら行うものであること。

(1) 労働者に対する業務の遂行方法に関する指示その他の管理を自ら行うこと。

(2) 労働者の業務の遂行に関する評価等に係る指示その他の管理を自ら行うこと。

ロ 次のいずれにも該当することにより労働時間等に関する指示その他の管理を自ら行うこと。

(1) 労働者の始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇等に関する指示その他の管理（これらの単なる把握を除く。）を自ら行うこと。

(2) 労働者の労働時間を延長する場合又は労働者を休日に労働させる場合における指示その他の管理（これらの場合における労働時間等の単なる把握を除く。）を自ら行うこと。

ハ 次のいずれにも該当することにより企業における秩序の維持、

確保等のための指示その他の管理を自ら行うものであること。

(1) 労働者の服務上の規律に関する事項についての指示その他の管理を自ら行うこと。

(2) 労働者の配置等の決定及び変更を自ら行うこと。

二 次のイ、ロ及びハのいずれにも該当することにより請負契約により請け負った業務を自己の業務として当該契約の相手から独立して処理するものであること。

イ 業務の処理に要する資金につき、すべてを自らの責任の下に調達し、かつ、支弁すること。

ロ 業務の処理について、民法、商法その他の法律に規定された事業主としてのすべての責任を負うこと。

ハ 次のいずれかに該当するものであつて、単に肉体的な労働力を提供するものでないこと。

(1) 自己の責任と負担で準備し、調達する機械、設備若しくは器材（業務上必要な簡易な工具を除く。）又は材料若しくは資材により、業務を処理すること。

(2) 自ら行う企画又は自己の有する専門的な技術若しくは経験に基づいて、業務を処理すること。

第三条 前条各号のいずれにも該当する事業主であつても、それが法の規定に違反することを免れるため故意に偽装されたものであつて、その事業の真の目的が法第二条第一号に規定する労働者派遣を業として行うことにあるときは、労働者派遣事業を行う事業主であることを免れることができない。





## 届出・報告様式

(主だった様式については記載例としています。  
港湾労働者派遣制度に関する用紙等は含まれていません。)



## 届出・報告一覧

届出・報告用紙	届出・報告が必要な場合	添付携行書類	掲載ページ
※ 港湾労働者 就労状況等報告	各月毎翌月の15日までに報告		30
※ 荷役機械借受け 状況報告	各月毎翌月の15日までに報告 該当がない場合でも「該当なし」と記入して報告		35
港湾労働者雇用届	① 港湾運送の業務に従事させるために新たに常用労働者を雇い入れるとき ② すでに雇用して港湾運送以外の業務に従事させていた労働者を配置換えし、 又は臨時に、港湾運送の業務に従事させるとき ③ すでに雇用して港湾運送の業務に従事させている日雇労働者の身分を常用 労働者に切り替えて引き続き港湾運送の業務に従事させるとき	写真1枚（注）、 雇用保険・その他社会保険加入 の確認に必要な各保険制度の取 得確認通知書の写し3種類（被 保険者番号はマスキング）	36
港湾労働者派遣 事業関係変更届	① 派遣対象労働者では無かった者を派遣対象労働者としたとき ② 派遣対象労働者である者を派遣対象労働者から外したとき		39
日雇労働者雇用届	事業主が公共職業安定所の紹介によらないで直接に日雇労働者を雇い入れる とき		40
他港出張届	港湾労働者（日雇労働者を含む）を臨時に他の港湾労働法適用港に出張させ るとき（例：東京港→横浜港）出張元の港を管轄する公共職業安定所に提出		42
港湾労働者証返納届	① 港湾労働者が退職したとき ② 港湾労働者が配置換え等で港湾作業に従事しなくなったとき	港湾労働者証	43
港湾労働者 職種変更届	港湾労働者の主として従事する業務に変更があったとき （例：船内→沿岸）	港湾労働者証 写真1枚（注）	44
常用労働者転勤届	港湾労働者証の交付を受けた常用労働者を他の六大港の事業所に転勤させたとき、 転勤後の事業所に係る管轄公共職業安定所に提出（例：東京港→横浜港）	港湾労働者証 写真1枚（注）	45
港湾労働者証 再交付等申請書	港湾労働者証を滅失もしくはき損したとき又は港湾労働者証の写真が本人で あることを認めがなくなったとき	港湾労働者証 写真1枚（注）	46
常用労働者 氏名変更届	港湾労働者の氏名に変更があったとき	港湾労働者証 写真1枚（注）	47
港湾労働法 適用事業所届	港湾労働法適用区域内で港湾運送の事業を開始したとき	届出用紙参照	48
港湾労働法適用 事業所業種変更届	事業所の業務の種類に変更があったとき	変更確認ができる書類	49
事業所名称・ 所在地変更届	事業所の名称、所在地に変更があったとき	変更確認ができる書類 港湾労働者証 写真1枚（注） （港湾労働者証及び写真 については、事業所にお ける港湾労働者証所持者 全員分が必要になります）	50
代表者変更届	代表者の変更があったとき	変更確認ができる書類	51
雇用管理者 選任・解任届	雇用管理者を選任・解任・変更したとき		52
港湾労働法代理人 選任・解任届	代理人を選任・解任・変更したとき		53
港湾労働法適用 事業所廃止届	① 事業所を廃止したとき ② 港湾労働者を雇用しなくなったとき（港湾運送事業を行わなくなったとき）	港湾労働者証返納届 港湾労働者証	54
倉庫荷役の作業状況 及び入出庫量調査回答	港湾倉庫調査実施時（営業倉庫が港湾倉庫に該当するか否か確認する場合）	必要に応じて依頼	57

※は月例報告

注：写真については55～56ページを参照して下さい。

## 港湾労働者就労状況等報告

( ○○ 年 2 月分)

店 社 番 号 記 入	①常時港湾運送の業務に従事する常用労働者	② ①以外の常用労働者	③他の事業主からの派遣労働者	④日雇労働者	計	⑤ ①のうち港湾労働者派遣事業の派遣対象労働者	
月末現在在籍者数	30 人	/	/	/	/	10 人	
当月中就労実人員	28					3	
当月中新規雇用者数							
当月中離職者数							
当月中の転換状況	他の業務から港湾運送の業務へ						
	港湾運送の業務から他の業務へ						
当月中の派遣対象労働者等の派遣対象数	新たに派遣対象とした数						
	派遣対象から除外した数						
就 労 延 日 数	船内作業	200 日	日	20 日	日( 日)	220 日	日
	はしけ作業				( )		
	沿岸作業	440			( )	440	15
	いかだ作業				( )		
	船舶貨物整備作業				( )		
	倉庫作業				( )		
	合 計	640		20	( )	660	15
※ ①の常用労働者に着いては、自己の指揮命令の下港湾運送の業務に就労した延日数を、⑤の派遣対象労働者については、他の事業主の指揮命令の下港湾運送の業務に就労した延日数を記入して下さい。							
教育訓練状況	種 類	人 員	期 間	備 考			
		人					
備考							

港湾労働法第11条及び港湾労働法施行規則第10条の規定に基づき、○○年 2 月分を上記のとおり報告します。

○○年 3 月 11 日

事業所  
所在地  
事業所

品川 公共職業安定所長 殿

## 注 意 事 項

- ・①欄及び計は、必ず記入して下さい。
- ・③欄は、派遣労働者受け入れ事業所のみ記入して下さい。
- ・⑤欄は、港湾労働者派遣許可事業所は必ず記入して下さい。
- ・各欄の太わく内は必ず記入して下さい。
- ・翌月15日までに提出して下さい。
- ・賃金締切日等の関係で毎月1日から月末までについての記入が困難な場合は、備考欄にその旨を明記して下さい。

## 注 意

### 第1 一般注意事項

#### 1. 報告の提出について

この報告は、事業所の管轄公共職業安定所長に、報告に係る月の翌月15日までに必ず到着するように提出して下さい。

#### 2. 報告期間について

この報告は、毎月1日から月末に至る1月間について記入して下さい。ただし、それが困難な場合は、賃金締切日等を最終日とする1月間をもって報告期間として差し支えありませんが、その場合は、備考欄にその旨を明記して下さい。

### 第2 各欄注意事項

#### 1. 「① 常時港湾運送の業務に従事する常用労働者」

港湾労働法第9条第1項の届出をしている労働者のうち、常時港湾運送の業務（港湾労働法第2条第2号の業務をいいます。13. の説明を参照して下さい。）に従事する者をいいます。

すなわち、港湾労働法第9条第2項に基づき港湾労働者証を交付された者及び同証を交付されていないがこれに相当する者のことです。

#### 2. 「② ①以外の常用労働者」

港湾労働法第9条第1項の届出をしている労働者のうち、①の常用労働者以外の常用労働者をいいます。

すなわち、通常は港湾運送の業務以外の業務に従事している常用労働者で臨時に港湾運送の業務に従事する労働者のことです。

#### 3. 「③ 他の事業主からの派遣労働者」

労働者派遣契約に基づき港湾労働法第18条第1項の港湾派遣元事業主から派遣される労働者をいいます。

#### 4. 「④ 日雇労働者」

港湾労働法第9条第1項の日雇労働者をいいます。すなわち、日々又は2月以内の期間を定めて雇用される労働者のことです。

#### 5. 「⑤ ①のうち港湾労働者派遣事業の派遣対象労働者」

①の常用労働者のうち、港湾労働者派遣事業の対象となる労働者をいいます。すなわち、他の事業主との労働者派遣契約に基づき、他の事業主の指揮命令の下に港湾運送の業務に従事することがある労働者をいいます。

#### 6. 「月末現在在籍者数」

この欄には、報告期間の末日において事業所で雇用している①の常用労働者及び⑤の派遣対象労働者の実数を記入して下さい。休職、病気、欠勤等のため報告期間中に1日も働かなかった者、行方不明で

あるがまだ解雇されていない者等も含め、全数を記入して下さい。

7. 「当月中就労実人員」

この欄には、以下の数を記入して下さい。

- イ. ①の常用労働者のうち、報告期間中に、自己又は他の事業主の指揮命令の下、1日以上港湾運送の業務に従事した人の数
- ロ. ⑤の派遣対象労働者のうち、報告期間中に、他の事業主の指揮命令の下、1日以上港湾運送の業務に従事した人の数

8. 「当月中新規雇用者数」

この欄には、以下の数を記入して下さい。

- イ. ①の常用労働者であって、報告期間中に新たに雇い入れた者の数
- ロ. ⑤の派遣対象労働者であって、報告期間中に新たに雇い入れた者の数

9. 「当月中離職者数」

この欄には、以下の数を記入して下さい。

- イ. ①の常用労働者であって、報告期間中に離職した者の数
- ロ. ⑤の派遣対象労働者であって、報告期間中に離職した者の数

10. 「当月中の配置転換状況」

この欄のうち、「他の業務から港湾運送の業務へ」の欄には、港湾運送の業務以外の業務に従事していた常用労働者であって、報告期間中に配置転換によって常時港湾運送の業務に従事することとなった者の数を、また、「港湾運送の業務から他の業務へ」の欄には、常時港湾運送の業務に従事していた常用労働者であって、報告期間中に配置転換によって港湾運送の業務以外の業務に従事することとなった者の数を記入して下さい。

11. 「当月中の派遣対象労働者等の数」

この欄のうち、「新たに派遣対象となった数」の欄には、港湾労働者派遣事業の対象でなかった常用労働者であって、報告期間中に新たに港湾労働派遣事業の対象となった者の数を、「派遣対象から除外した数」の欄には、港湾労働者派遣事業の対象であった常用労働者であって、報告期間中に港湾労働者派遣事業の対象でなくなった者の数を記入して下さい。

12. 「就労延日数」

この欄には①から⑤までの労働者の区別ごとに、それぞれの労働者が報告期間中に港湾運送の業務に就労した延日数を記入して下さい。なお、④の（ ）内には、公共職業安定所の紹介によらないで雇い入れた日雇労働者について内数で記入して下さい。また、①の常用労働者については、自己の指揮命令の下港湾運送の業務に就労した延日数を、⑤の派遣対象労働者については、他の事業主の指揮命令の下港湾運送の業務に就労した延日数を記入して下さい。

13. 「船内作業」、「はしけ作業」、「沿岸作業」、「いかだ作業」、「船舶貨物整備作業」及び「倉庫作業」

(1) 「船内作業」とは、港湾運送事業法第2条第1項第2号に掲げる行為又はこれに先行し、若しくは



後続する港湾労働法施行令第2条第3号及び第4号に掲げる行為（港湾運送事業法第2条第1項第2号に掲げる行為を行う事業の事業主が行うものに限る。）をいいます。

(2) 「はしけ作業」とは、港湾運送事業法第2条第1項第3号に掲げる行為をいいます。

(3) 「沿岸作業」とは、港湾運送事業法第2条第1項第4号に掲げる行為又はこれに先行し、若しくは後続する港湾労働法施行令第2条第3号及び第4号に掲げる行為（港湾運送事業法第2条第1項第4号に掲げる行為を行う事業の事業主が行うものに限る。）をいいます。

(4) 「いかだ作業」とは、港湾運送事業法第2条第1項第5号に掲げる行為をいいます。

(5) 「船舶貨物整備作業」とは、港湾労働法施行令第2条第1号及び第2号に掲げる行為又はこれに先行し、若しくは後続する同令第2条第3号及び第4号に掲げる行為（同令第2条第1号及び第2号に掲げる行為を行う事業の事業主が行うものに限る。）をいいます。

(6) 「倉庫作業」とは、港湾労働法施行令第2条第3号及び第4号に掲げる行為（倉庫業法第2条第2項に規定する倉庫業のうち港湾労働法施行令第2条第3号に規定する港湾倉庫に係るものを営む者が行うものに限る。）をいいます。

#### 14. 「教育訓練の実施状況」

この欄には、①、②及び④の労働者に対し港湾運送の業務について報告期間中に実施した教育訓練の状況を記入して下さい。

#### 15. 「備考」

上記第1の2の記載、その他特に公共職業安定所に連絡すべき事項を記入して下さい。

#### 16. 「その他」

事業主が法人である場合はその主たる事業所の所在地、法人の名称及び代表者氏名を記入して下さい。氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記入して下さい。

# 荷役機械借受け状況報告

公共職業安定所長 殿

企 業 名  
代表者の氏名  
所 在 地

(電話)                      -

港湾運送に係る荷役機械（小型フォークリフト）の借受け状況について、下記の通り報告します。

令和            年            月            日

(令和            年            月分)

機械の種類	借受け相手方の企業名	借受け延台数	うち運転手付き延台数	備 考
小型 フォークリフト		延台	延台	
		延台	延台	
		延台	延台	
	合 計	延台	延台	

- (注) 1. 船内・沿岸（関連事業・倉庫事業を含む）区域内の荷役作業において借受けた小型フォークリフト（最大荷重10トン未満）について、借受け相手方の企業ごとに各欄に記入して下さい。  
借受け相手方の欄が不足する場合は、適宜、追加して記入して下さい。
2. 延台数は、月の初日から末日までの間に借受けた延台数（借受け相手方ごとに、日々の借受け台数を積み上げた台数）を記入して下さい。  
なお、1日に数時間程度借り受けた場合でも、この報告では1日として取扱って下さい。
3. 「うち運転手付き延台数」の欄は、「借受け延台数」のうち、運転手付きで借受けた延台数を記入して下さい。
4. この報告は、当該月の翌月15日までに、管轄公共職業安定所長宛提出して下さい。  
各欄とも該当がない場合は「該当なし」と記入して提出して下さい。

様式第1号(第3条第2項関係)(第1面)

港 湾 劳 働 者 雇 用 届									
※事業所番号							※番 号		年 月 日
事業所名					〒				
港湾労働者氏名			年 月 日	所 在 地	〒				
主として港湾運送の業務に従事する港湾労働者	男・女	年 月 日	住 所	住 所					
雇入れ年月日	年 月 日	港 湾 運 送 の 業 務 に 従 事 す る 期 間			1 常 時				
雇用期間	1 年 月 日から 年 月 日まで	2 期間の定めなし	3 その他	1 常 時	2 年 月 日 から 年 月 日まで	3 その他			
社会保険関係	雇 用 保 険	健 康 保 険	厚 生 年 金 保 険						

港湾労働法第9条第1項の規定により上記のとおり届けます。

年 月 日

事業主 住所  
氏名

〔 事業主が法人である場合はその主たる事務所の所在地、法人の名称及び代表者氏名を記入すること。 〕

公共職業安定所長 殿

(日本産業規格A列4)

様式第1号(第3条第2項関係)(第3面)

記載要領

- 1 ※印欄は記入しないで下さい。
- 2 港湾労働者派遣事業関係欄について、派遣対象労働者であるに丸印を付ける場合には、事業主は、当該労働者の同意を必ず得ること。
- 3 主として従事している業務欄に記載されている用語の定義は以下のとおりとする。  
船内作業：港湾運送事業法第2条第1項第2号に掲げる行為又はこれに先行し、若しくは後続する港湾労働法施行令第2条第3号及び第4号に掲げる行為(港湾運送事業法第2条第1項第2号に掲げる行為を行う事業の事業主が行うものに限る。)
- はしけ作業：港湾運送事業法第2条第1項第3号に掲げる行為
- 沿岸作業：港湾運送事業法第2条第1項第4号に掲げる行為又はこれに先行し、若しくは後続する港湾労働法施行令第2条第3号及び第4号に掲げる行為(港湾運送事業法第2条第1項第4号に掲げる行為を行う事業の事業主が行うものに限る。)
- いかだ作業：港湾運送事業法第2条第1項第5号に掲げる行為
- 船舶貨物整備作業：港湾労働法施行令第2条第1号及び第2号に掲げる行為又はこれに先行し、若しくは後続する同令第2条第3号及び第4号に掲げる行為(同令第2条第1号及び第2号に掲げる行為を行う事業の事業主が行うものに限る。)
- 倉庫作業：港湾労働法施行令第2条第3号及び第4号に掲げる行為(倉庫業法第2条第2項に規定する倉庫業のうち港湾労働法施行令第2条第3号に規定する港湾倉庫に係るものを営む者が行うものに限る。)
- 4 主として従事している業務欄については、当該労働者が、港湾運送事業法第2条第1項第2号及び第4号に掲げる行為を行う事業の事業主に雇用されており、かつ、同法第2条第1項第2号及び第4号に掲げる行為に主として従事している場合は、船内作業及び沿岸作業の双方に丸印を付けるものとする。
- 5 取得資格欄については、届出に係る港湾労働者が派遣対象労働者である場合で、かつ、当該港湾労働者が派遣就業する業務に港湾労働法第25条第4項の厚生労働大臣が定める期間以上主として従事していない場合についてのみ記入すること。また、記入事項としては、7資格一覧表のうち、該当する資格番号を記入すること。また、届出に際しては、免許等、当該港湾労働者が上記資格を取得していることを客観的に証する書面の写しを添付すること。
- 6 社会保険関係欄には、加入している雇用保険及び社会保険欄に○を記入すること。また、届出に係る港湾労働者が雇用保険の一般被保険者であり、かつ、健康保険(日雇保険を除く。)及び厚生年金保険の被保険者であるときは、これらの社会保険の被保険者証及び被保険者資格取得確認通知書又は被保険者資格取得届の写しを被保険者等記号・番号等にマスキングを施した上で添付すること。また、届出に係る港湾労働者が社会保険の資格取得届を提出中である場合には資格取得届の提出年月日を記入すること。

様式第1号(第3条第2項関係)(第4面)

7 資格一覧表

資格番号	資格名	資格概要
1	揚貨装置運転士免許	・ 労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。)別表第4に規定する揚貨装置運転士免許を受けた者
2	クレーン・デリック運転士免許	・ 安衛則別表第4に規定するクレーン・デリック運転士免許を受けた者
3	床上操作式クレーン運転技能講習を修了した者	・ 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。)別表第18第26号に規定する床上操作式クレーン運転技能講習を修了した者
4	移動式クレーン運転士免許	・ 安衛則別表第4に規定する移動式クレーン運転士免許を受けた者
5	小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者	・ 安衛法別表第18第27号に規定する小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者
6	フォークリフト運転技能講習を修了した者	・ 安衛法別表第18第29号に規定するフォークリフト運転技能講習を修了した者
7	フォークリフトの訓練を受けた者	・ 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号。以下「能開法」という。)第27条第1項の準則訓練である普通職業訓練のうち職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号。以下「能開法規則」という。)別表第2の訓練科の欄に定める揚重運搬機械運転系港湾荷役科の訓練(通信の方法によつて行うものを除く。)を修了した者で、フォークリフトについての訓練を受けた者
8	上記(6番、7番)以外にフォークリフトの運転ができる者	・ 労働安全衛生規則別表第3下欄の規定に基づき厚生労働大臣が定める者(昭和47年労働省告示第113号)第2号イからホまでに掲げる者
9	車両系建設機械(整地・運搬・積み込み用及び掘削用)運転技能講習を修了した者	・ 安衛法別表第18第31号に規定する車両系建設機械(整地・運搬・積み込み用及び掘削用)運転技能講習を修了した者
10	建設機械施工管理技術検定に合格した者	・ 建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第34条に規定する建設機械施工管理技術検定に合格した者(労働安全衛生規則別表第3下欄の規定に基づき厚生労働大臣が定める者第3号に規定する者を除く。)
11	建設機械運転科の訓練を修了した者	・ 能開法第27条第1項の準則訓練である普通職業訓練のうち能開法規則別表第4の訓練科の欄に掲げる建設機械運転科の訓練(通信の方法によつて行うものを除く。)を修了した者
12	上記(10番、11番)以外に建設機械の運転の業務ができる者	・ 労働安全衛生規則別表第3下欄の規定に基づき厚生労働大臣が定める者第4号イからハまでに掲げる者
13	ショベルローダー等運転技能講習を修了した者	・ 安衛法別表第18第30号に規定するショベルローダー等運転技能講習を修了した者
14	ショベルローダー又はフォークローダーの訓練を受けた者	・ 能開法第27条第1項の準則訓練である普通職業訓練のうち能開法規則別表第2の訓練科の欄に定める揚重運搬機械運転系港湾荷役科の訓練(通信の方法によつて行うものを除く。)を修了した者で、ショベルローダー又はフォークローダーについての訓練を受けた者
15	上記(13番、14番)以外にショベルローダー又はフォークローダーの運転の業務ができる者	・ 労働安全衛生規則別表第3下欄の規定に基づき厚生労働大臣が定める者第8号イからハまでに掲げる者
16	不整地運搬車運転技能講習を修了した者	・ 安衛法別表第18第34号に規定する不整地運搬車運転技能講習を修了した者
17	上記(16番)以外に不整地運搬車の運転の業務ができる者	・ 労働安全衛生規則別表第3下欄の規定に基づき厚生労働大臣が定める者第10号イ及びロに掲げる者
18	高所作業車運転技能講習を修了した者	・ 安衛法別表第18第35号に規定する高所作業車運転技能講習を修了した者
19	玉掛け技能講習を修了した者	・ 安衛法別表第18第36号に規定する玉掛け技能講習を修了した者
20	玉掛け科の訓練を修了した者	・ 能開法第27条第1項の準則訓練である普通職業訓練のうち能開法規則別表第4の訓練科の欄に掲げる玉掛け科の訓練(通信の方法によつて行うものを除く。)を修了した者
21	上記(19番、20番)以外に玉掛けの業務ができる者	・ 労働安全衛生規則別表第3下欄の規定に基づき厚生労働大臣が定める者第11号イからワまでに掲げる者

(日本産業規格A列4)

## 港湾労働者派遣事業関係変更届

氏 名		番号	
変更前の港湾労働者 派遣事業関係	1 派遣対象労働者である。 2 派遣対象労働者ではない。		
変更後の港湾労働者 派遣事業関係	1 派遣対象労働者である。 2 派遣対象労働者ではない。		

上記のとおり、港湾労働者派遣事業関係に変更がありましたので届けます。

令和      年      月      日

住所

事業主

氏名

事業主が法人であるときは主たる事業所の所在地、法人の名称及び代表者氏名を記入すること。

品川公共職業安定所長 殿

い。 処理欄 (この欄には記入しないで下さ	受 理 年 月 日	令和    年    月    日 受 理	扱 者	
	雇 用 届	令和    年    月    日 改 訂	扱 者	
	港 湾 労 働 者 証	令和    年    月    日 改 訂	扱 者	
	備 考			

[ここに入力]

様式第4号(第9条関係)(表面)

日 雇 労 働 者 雇 用 届

港湾労働法第10条第2項の規定により、下記のとおり届けます。

令和 ●● 年 3 月 3 日

住 所 港区海岸1-1-1

事業主

氏 名 (株) ●●  
代表取締役 ○○

品川 公共職業安定所長 殿

雇用人員	3人		求人年月日	令和○年○月○日		
氏 名	年齢	雇入年月日	主として従事する業務(職種)	港湾運送の業務に従事させる日	備 考	
港 太郎	35	3月4日	イ(裏面参照)	3月4日	大井	
船内 太郎	40	〃	ア	〃	青海	

公共職業安定所  
の紹介  
者  
を  
雇  
用  
す  
る  
理  
由  
に  
よ  
ら  
な  
い  
で  
日  
雇  
労  
働

ア(裏面参照)

※受付印

※センターへのあつ旋申込書に即して記入して下さい。

特に雇用人員、雇入年月日に誤りのないよう注意願います。

(注) 事業主が法人である場合は、その主たる事務所の所在地、法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。

様式第4号(第9条関係)(裏面)

記載要領

- 1 ※印欄には、記載しないでください。
- 2 「主として従事する業務(職種)」欄には、次の表に該当する業務(職種)を記号で記載してください。

記号	業務(職種)	業務の定義
ア	船内作業	港湾運送事業法第2条第1項第2号に掲げる行為又はこれに先行し、若しくは後続する港湾労働法施行令第2条第3号及び第4号に掲げる行為(港湾運送事業法第2条第1項第2号に掲げる行為を行う事業の事業主が行うものに限る。)
イ	はしけ作業	港湾運送事業法第2条第1項第3号に掲げる行為
ウ	沿岸作業	港湾運送事業法第2条第1項第4号に掲げる行為又はこれに先行し、若しくは後続する港湾労働法施行令第2条第3号及び第4号に掲げる行為(港湾運送事業法第2条第1項第4号に掲げる行為を行う事業の事業主が行うものに限る。)
エ	いかだ作業	港湾運送事業法第2条第1項第5号に掲げる行為
オ	船舶貨物整備作業	港湾労働法施行令第2条第1号及び第2号に掲げる行為又はこれに先行し、若しくは後続する同令第2条第3号及び第4号に掲げる行為(同令第2条第1号及び第2号に掲げる行為を行う事業の事業主が行うものに限る。)
カ	倉庫作業	港湾労働法施行令第2条第3号及び第4号に掲げる行為(倉庫業法第2条第2項に規定する倉庫業のうち港湾労働法施行令第2条第3号に規定する港湾倉庫に係るものを営む者が行うものに限る。)

- 3 「公共職業安定所の紹介によらないで日雇労働者を雇用する理由」欄には、次の表に該当する理由を記号で記載してください。

記号	理由
ア	公共職業安定所に日雇労働者に係る求人の申込みをしたにもかかわらず適格な求職者がいないためにその紹介を受けることができないこと。
イ	公共職業安定所に日雇労働者に係る求人の申込みをし、公共職業安定所から日雇労働者の紹介を受けたにもかかわらず、当該日雇労働者が正当な理由がなく港湾運送の業務に就くことを拒み、又は当該事業主が正当な理由により当該日雇労働者の雇入れを拒んだ場合において、当該日雇労働者に代わる日雇労働者の紹介を受けることができないこと。
ウ	天災その他やむを得ない理由により緊急に港湾運送の業務を行う必要がある場合において、公共職業安定所に日雇労働者に係る求人の申込みを行ういとまがないこと。
エ	天災その他避けることができない事故により、公共職業安定所に求人の申込みをすることができないこと。
オ	職業安定法第20条の規定により、公共職業安定所から日雇労働者の紹介を受けることができないこと。



# 他 港 出 張 届

1. 出張年月日      令和    年    月    日
2. 出張先            横浜港・川崎港                      埠頭
3. 人            数                      名
4. 貨物、作業名
5. 船            名
6. 氏            名

	常 日 10条 他		常 日 10条 他		常 日 10条 他
	常 日 10条 他		常 日 10条 他		常 日 10条 他
	常 日 10条 他		常 日 10条 他		常 日 10条 他
	常 日 10条 他		常 日 10条 他		常 日 10条 他
	常 日 10条 他		常 日 10条 他		常 日 10条 他
	常 日 10条 他		常 日 10条 他		常 日 10条 他
	常 日 10条 他		常 日 10条 他		常 日 10条 他
	常 日 10条 他		常 日 10条 他		常 日 10条 他
	常 日 10条 他		常 日 10条 他		常 日 10条 他
	常 日 10条 他		常 日 10条 他		常 日 10条 他

※ 常……………常用港湾労働者                                      日……………安定所紹介日雇労働者  
 10条……………港湾労働法第10条但書き該当者                      他……………前記以外

上記のとおり労働者を出張させますので届けます。

令和    年    月    日

住 所  
事業主  
氏 名

公共職業安定所長 殿

課長	係長	係

港湾労働者証返納届

氏名・番号		品	—	—	
返納の理由・離職等年月日	1 退職		年	月	日
	2 他の部門に異動		年	月	日
	3 六大港以外の港に転勤		年	月	日
	4 死亡		年	月	日
	5 事業所廃止		年	月	日
	6 移籍・出向		年	月	日
	7 その他 具体的理由 ( )		年	月	日

※ 該当する項目に○を付け、事実のあった日付を記入して下さい。

上記のとおり港湾労働者証を返納します。

令和 年 月 日

事業所名

令和

担当者名

品川公共職業安定所長 殿

## 港湾労働者職種変更届

港湾労働法適用事業所番号			
個人番号	氏名	旧職種	新職種

上記の港湾労働者の主たる職種を変更しましたので届出します。

令和 年 月 日

住所  
事業主  
氏名

公共職業安定所長 殿

## 常用労働者転勤届

氏名		番号	
転勤前の事業所	名称		所在地
転勤後の事業所	名称		所在地
主として従事する業務			

上記のとおり、常用労働者を転勤させましたので届けます。

令和      年      月      日

住所  
事業主  
氏名

〔事業主が法人であるときは主たる事業所の所在地  
法人の名称及び代表者氏名を記入すること。〕

公共職業安定所長 殿

処理欄 (この欄には記入しないで下さい。)	受理年月日	令和      年      月      日 受理	扱者	
	港湾労働者証	令和      年      月      日 改訂(新番号      )	扱者	
	通 報	令和      年      月      日 付け 第      号	扱者	
	雇用届の受理	令和      年      月      日 受理	扱者	
	雇用届の改訂	令和      年      月      日 改訂	扱者	
	備 考			

## 港湾労働者証再交付等申請書

		※事業所番号		
港湾労働者	氏名			
	住所			
事業所	名称			
	所在地			
港湾労働者証		番号		
		交付年月日	令和 年 月 日	
再交付等を申請する理由				

上記により港湾労働者証の \_\_\_\_\_ を申請します。

令和 年 月 日

住所  
事業主  
氏名

〔事業主が法人であるときは主たる事業所の所在地  
法人の名称及び代表者氏名を記入すること。〕

公共職業安定所長 殿

再交付年月日	番 号	備 考
※	※	※

※印欄は記入しないこと。

## 常用労働者氏名変更届

氏 名		番 号	
変更後の 氏 名			

上記のとおり、常用労働者の氏名の変更がありましたので届けます。

令和     年     月     日

住 所  
事業主  
氏 名

〔事業主が法人であるときは主たる事業所の所在地〕  
法人の名称及び代表者氏名を記入すること。〕

公共職業安定所長 殿

処 理 欄 (この欄には記入しないで下さい。)	雇 用 届	令和     年     月     日 改 訂	扱 者	
	港湾労働者証	令和     年     月     日 改 訂	扱 者	
	備 考			

# 港湾労働法適用事業所届

1. 事業所名称

2. 所在地

3. 業 務

4. 添付書類

(1) 認可書等・届出書類写（国土交通省関係書類）

(2) 港湾労働関係事業所台帳

(3) 港湾労働者証書換申請書及び港湾労働者名簿

(4) 港湾労働者雇用届

(5) 代理人選任届

(6) 雇用管理者選任届

(7) その他（ ）

令和 年 月 日

住 所  
事業主  
氏 名

公共職業安定所長 殿

## 港湾労働法適用事業所業種変更届

1 港湾労働法適用事業所番号		
2 事業所名称		
3 事業所所在地		
4 業務の種類	変更前	変更後
5 添付書類	<input type="checkbox"/> 港湾運送事業許可・認可・届出等書類（写） <input type="checkbox"/> 港湾労働者名簿 <input type="checkbox"/> 港湾労働者雇用届 <input type="checkbox"/> 港湾労働者職種変更届 <input type="checkbox"/> その他 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; height: 30px; margin-top: 5px;"></div>	

上記のとおり業種の変更を届けます。

令和      年      月      日

住所  
事業主  
氏名

公共職業安定所長 殿



# 事業所名称所在地変更届

事業所の 名称		事業所 番号	※
所在地			
変更の内容 〔名称〕 〔所在地〕			

上記のとおり、事業所の〔名称〕  
〔所在地〕を変更しましたので届けます。

令和      年      月      日

住 所  
事業主  
氏 名

〔事業主が法人であるときは主たる事業所の所在地〕  
法人の名称及び代表者氏名を記入すること。〕

公共職業安定所長 殿

※印欄は記入しないで下さい。

処理欄 (この欄には記入しないで下さい。)	受理年月日	令和      年      月      日 受理	扱 者	
	雇 用 届	令和      年      月      日 改訂完了	扱 者	
	港湾労働者証	令和      年      月      日 改 訂	扱 者	
	備 考			

# 代表者変更届

代表者氏名	新	
	旧	
変更年月日		
変更の理由		

上記のとおり、代表者が変更になりましたので届けます。

令和 年 月 日

所在地

事業所名

代表者名

公共職業安定所長 殿

## 雇用管理者選任・解任届

	選任	解任
役職名		
氏名		
選任又は解任の年月日		

上記のとおり、雇用管理者を選任・解任しましたので届けます。

令和 年 月 日

所在地

事業所名

代表者名

公共職業安定所長 殿

## 港湾労働法代理人選任・解任届

事業所番号		
<small>代理人の 区分</small> 事 項	選 任 代 理 人	解 任 代 理 人
職 名		
氏 名		
生年月日	昭・平      年      月      日	昭・平      年      月      日
代 理 事 項		
選任または 解任の年月日	令和      年      月      日	令和      年      月      日
選任または解任 に係る事業所	名 称	
	所 在 地	
	電 話 番 号	
上記のとおり代理人を選任・解任したので届けます。  <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">                     令和      年      月      日                       住 所                       事業主                       氏 名                 </div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">                     公共職業安定所長 殿                 </div>		

# 港湾労働法適用事業所廃止届

1 事業所名称

2 所在地

3 適用事業所番号

4 適用廃止年月日                      令和            年            月            日

5 適用廃止理由

令和            年            月            日

住 所  
事業主  
氏 名

公共職業安定所長 殿

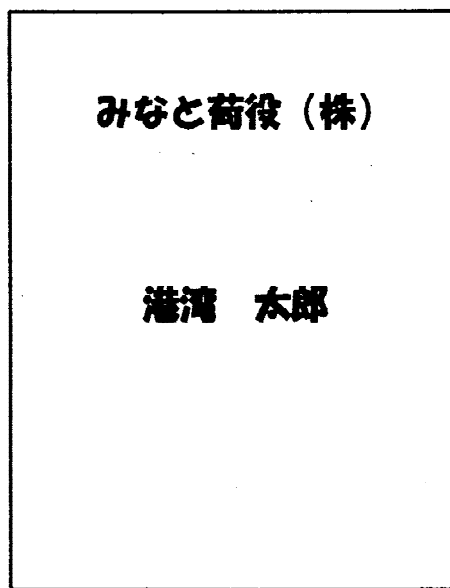
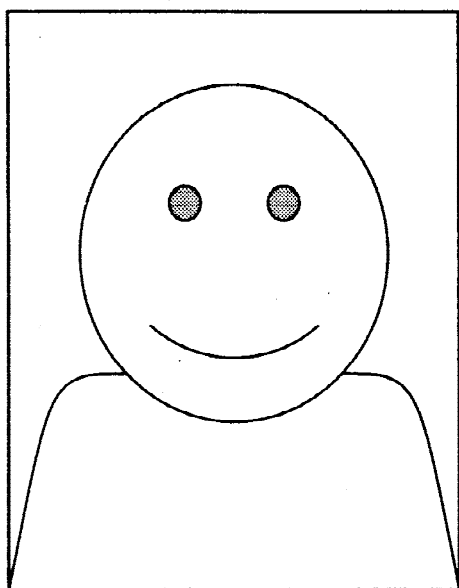
## 港湾労働者証に使用する写真についてのお願い

最近撮影したもの（おおむね6ヶ月以内）

- 正面・胸から上の上半身・無帽のもの
  - 通常の正面写真の場合はその写真1枚を提出
  - デジタルカメラで撮影したものについてはそのデータを提出
- ※ 提出して頂いた記録媒体はコンピューターウイルス拡散防止の為、公共職業安定所にて回収させていただきますので、返却できません。

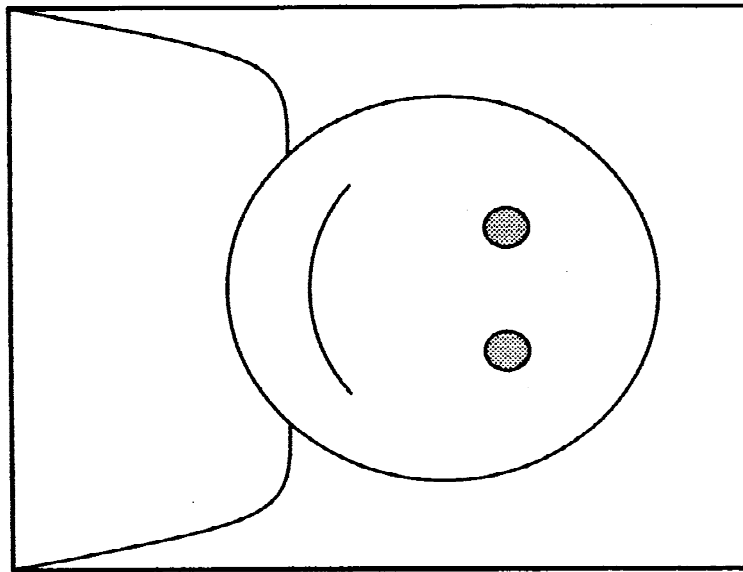
### 1. 通常の証明写真の場合の留意点

- 写真のサイズは、縦4cm×横3cmとしてください。（サイズが不揃いの場合、写真の読込みに支障がありますので、必ず指定のサイズで揃えてください。）
- 写真の裏面に、「事業所名」・「氏名」を記入してください。



### 2. デジタルカメラで撮影した場合

- 必ず縦位置で撮影し、パソコンやモニターの画面で見たときに、人物の頭が右側になるようにしてください。（一般的なデジタルカメラの場合、カメラを左に倒し、シャッターボタンを上側にして撮影してください。）



↑ パソコンの画面で表示した場合の例

- 写真のデータはJPEG形式としてください。  
(Word、Excel等に写真貼り付け不可)
  - メディア（媒体）はCD-R（RW）、USBメモリを使用してください。SDカード不可。
  - 画素数（ピクセル数）や画質については、大きなサイズで高画質を使用されると、データ容量が大きくなり処理に支障をきたしますので、VGA（640 × 480）～ XGA（1024 × 768）程度の画素数で標準画質のものを推奨致します。
- ※ 提出して頂いた記録媒体はコンピューターウイルス拡散防止の為、公共職業安定所にて回収させていただきますので、返却できません。







# 港 灣 勞 働 法



# 港湾労働法

(昭和六十三年五月十七日)

(法律第四十号)

最終改正：令和元年六月一四日同第三十七号

## 目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 港湾雇用安定等計画(第三条)
- 第三章 港湾労働者の雇用の改善、能力の開発及び向上等(第四条—第十一条)
- 第四章 港湾労働者派遣事業(第十二条—第二十七条)
- 第五章 港湾労働者雇用安定センター(第二十八条—第四十二条)
- 第六章 雑則(第四十三条—第四十七条)
- 第七章 罰則(第四十八条—第五十二条)
- 附則

## 第一章 総則

### (目的)

**第一条** この法律は、港湾労働者の雇用の改善、能力の開発及び向上等に関する措置を講ずることにより、港湾運送に必要な労働力の確保に資するとともに、港湾労働者の雇用の安定その他の港湾労働者の福祉の増進を図ることを目的とする。

### (定義)

**第二条** この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 港湾 政令で指定する港湾(その水域は、政令で定める区域とする。)をいう。
- 二 港湾運送 港湾において行う行為であつて、次のいずれかに該当するものをいう。
  - イ 港湾運送事業法(昭和二十六年法律第百六十一号)第二条第一項に規定する港湾運送のうち、同項第二号から第五号までのいずれかに該当する行為
  - ロ イに規定する行為に準ずる行為であつて政令で定めるもの
- 三 事業主 次のいずれかに該当する者をいう。
  - イ 港湾運送事業法第三条第一号から第四号までに規定する事業の事業主
  - ロ 前号ロに規定する行為を行う事業の事業主
- 四 港湾労働者 港湾運送の業務に従事する労働者をいう。ただし、船員職業安定法(昭和二十三年法律第百三十号)第六条第一項に規定する船員を除く。
- 五 港湾労働者派遣事業 事業主が港湾運送の業務について行う労働者派遣事業(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」という。)第二条第三号に規定する労働者派遣事業をいう。)であつて、当該事業の業として行われる労働者派遣(同条第一号に規定する労働者派遣をいう。以下同じ。)の対象となる派遣労働者(同条第二号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。)が常時雇用される労働者のみであるものをいう。

(平一ニ法七二・平二四法二七・平二七法七三・一部改正)

## 第二章 港湾雇用安定等計画

**第三条** 厚生労働大臣は、港湾ごとに、港湾労働者の雇用の安定その他の港湾労働者の福祉の増進に関する計画(以下「港湾雇用安定等計画」という。)を策定するものとする。

2 港湾雇用安定等計画に定める事項は、当該港湾における次の事項とする。

- 一 港湾労働者の雇用の動向に関する事項
- 二 労働力の需給の調整の目標に関する事項
- 三 港湾労働者の雇用の改善並びに能力の開発及び向上を促進するための方策に関する事項
- 四 港湾労働者派遣事業の適正な運営を確保するための方策に関する事項

3 厚生労働大臣は、港湾雇用安定等計画を策定しようとするときは、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴くほか、必要があると認めるときは、関係都道府県知事その他関係行政機関の意見を聴くものとする。

4 厚生労働大臣は、港湾雇用安定等計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前二項の規定は、港湾雇用安定等計画の変更について準用する。

(平一一法一六〇・平一二法七二・一部改正)

## 第三章 港湾労働者の雇用の改善、能力の開発及び向上等

### (関係者の責務)

**第四条** 事業主は、募集、雇入れ及び配置を計画的に行うことその他の港湾労働者の雇用の改善に資する措置を講ずるとともに、港湾運送の業務の遂行に必要な能力を付与するための教育訓練を行うことにより、港湾労働者の安定した雇用の確保その他の港湾労働者の福祉の増進に努めなければならない。

2 事業主及びその団体は、港湾労働者の安定した雇用の確保その他の港湾労働者の福祉の増進に関し、相互に協力するように努めなければならない。

**第五条** 国及び地方公共団体は、事業主及びその団体の自主的な努力を尊重しつつ、その実情に応じてこれらの者に対し必要な援助を行うこと等により、港湾労働者の雇用の安定その他の港湾労働者の福祉の増進に努めなければならない。

2 国及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構は、港湾労働者に対し事業主が行う教育訓練の円滑な実施に資するため、必要な職業訓練の効果的な実施について特別の配慮をするものとする。

(平一一法二〇・平一四法一七〇・平二三法二六・一部改正)

### (雇用管理者)

**第六条** 事業主は、次に掲げる事項を管理させるため、厚生労働省令で定めるところにより、雇用管理者を選任しなければならない。

- 一 港湾労働者の募集、雇入れ及び配置に関する事項
- 二 港湾労働者の教育訓練に関する事項
- 三 その他港湾労働者の雇用管理に関する事項で厚生労働省令で定めるもの

2 事業主は、雇用管理者について、必要な研修を受けさせる等前項各号に掲げる事項を管理するための知識の習得及び向上を図るように努めなければならない。

(平一法一六〇・一部改正)

(雇用管理に関する勸告等)

**第七条** 公共職業安定所長は、当該港湾に係る港湾雇用安定等計画に定める事項に照らして、事業主が行う雇用管理について、その改善を図る必要があると認めるときは、当該事業主に対し必要な勸告をすることができる。

2 前項の規定による勸告を受けた事業主は、必要に応じ雇用管理に関する計画を作成するものとする。

3 公共職業安定所長は、第一項の勸告に関し、並びに前項に規定する計画の作成及びその円滑な実施に関し、必要な助言その他の援助を行うものとする。

(職業紹介)

**第八条** 公共職業安定所は、港湾運送の業務に関する職業紹介については、当該港湾に係る港湾雇用安定等計画の定めるところに即して、迅速かつ的確に行うよう努めなければならない。

(港湾労働者の雇用の届出等)

**第九条** 事業主は、その雇用する労働者(日々又は二月以内の期間を定めて雇用する労働者(次条において「日雇労働者」という。)を除く。)を港湾運送の業務に従事させようとするときは、その者の氏名、港湾運送の業務に従事させる期間その他厚生労働省令で定める事項を公共職業安定所長に届け出なければならない。

2 公共職業安定所長は、前項の規定による届出に係る労働者であつて常時港湾運送の業務に従事するものに対し、港湾労働者証を交付する。

3 前項の規定により港湾労働者証の交付を受けた労働者は、港湾運送の業務に従事するときは、港湾労働者証を携帯し、公共職業安定所の職員から提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

(平一法一六〇・一部改正)

(日雇労働者の雇用)

**第十条** 事業主は、公共職業安定所の紹介を受けて雇い入れた者でなければ、日雇労働者として港湾運送の業務に従事させてはならない。ただし、公共職業安定所に日雇労働者に係る求人の申込みをしたにもかかわらず適格な求職者の紹介を受けることができない場合その他の厚生労働省令で定める理由がある場合は、この限りでない。

2 事業主は、前項ただし書に規定する場合において、公共職業安定所の紹介を受けずに日雇労働者を雇い入れようとするときは、その旨を公共職業安定所長に届け出なければならない。

(平一法一六〇・一部改正)

(事業主の報告)

**第十一条** 事業主は、港湾労働者の雇入れの状況その他の厚生労働省令で定める事項を、定期的に、公共職業安定所長に報告しなければならない。

(平一法一六〇・一部改正)

#### 第四章 港湾労働者派遣事業

(平二法七二・追加)

(港湾労働者派遣事業の許可)

**第十二条** 港湾労働者派遣事業を行おうとする事業主は、事業所ごとに、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする事業主は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 法人にあつては、その役員の氏名及び住所

三 当該港湾労働者派遣事業の事業所の名称及び所在地

四 港湾ごとの派遣事業対象業務(労働者派遣により当該港湾労働者派遣事業の派遣労働者に従事させる港湾運送の業務をいう。以下同じ。)の種類

五 港湾ごとの当該事業主が営んでいる港湾運送事業(港湾運送の業務を行う事業をいう。以下同じ。)の種類

六 第二十三条の規定により読み替えて適用する労働者派遣法(以下「読替え後の労働者派遣法」という。)第三十六条の規定により選任する派遣元責任者の氏名及び住所

3 前項の申請書には、当該港湾労働者派遣事業の事業計画書その他厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない。

4 前項の事業計画書には、厚生労働省令で定めるところにより、当該港湾労働者派遣事業に係る派遣労働者の数、労働者派遣に関する料金の額、派遣就業(労働者派遣法第二十三条の二に規定する派遣就業をいう。以下同じ。)の日数その他労働者派遣に関する事項を記載しなければならない。

5 厚生労働大臣は、第一項の許可をしようとするときは、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴かなければならない。

(平二法七二・追加、平一法一六〇(平二法七二)・平二四法二七・平二七法七三・一部改正)

(許可の欠格事由)

**第十三条** 次の各号のいずれかに該当する事業主は、前条第一項の許可を受けることができない。

一 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくは読替え後の労働者派遣法の規定その他労働に関する法律の規定(次号に規定する規定を除く。)であつて政令で定めるもの、港湾運送事業法の規定若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)の規定(同法第五十条(第二号に係る部分に限る。))及び第五十二条の規定を除く。)により、若しくは刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

二 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第二百八条、第二百十三條の二若しくは第二百十四條第一項、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第五十六条、第五十九条若しくは第六十条第一項、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第五十一条前段若しくは第五十四条第一項(同法第五十一条前段に係る部分に限る。)、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第一百五号)第二百二條、第二百三條の二若しくは第二百四條第一項(同法第二百二條又は第二百三條の二に係る部分に限る。)、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)第四十六条前段若しくは第四十八条第一項(同法第四十六条前段に係る部分に限る。))又は雇用保険法(昭和四十九年法律第十六号)第八十三条若しくは第八十六条(同法第八十三条に係る部分に限る。)の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

三 心身の故障により港湾労働者派遣事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

四 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

五 第二十一条第一項(第一号を除く。)の規定により港湾労働者派遣事業の許可を取り消され、当該取消しの日から起算して五年を経過しない者

- 六 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの
- 七 法人であつて、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの  
(平一二法七二・追加、平一三法一三八・平一四法一〇二・平一六法一〇四・平一六法一四七・平一九法三〇・平二三法六一・平二四法五三・平二五法六三・平二五法八六・令元法三七・一部改正)

(許可の基準等)

**第十四条** 厚生労働大臣は、第十二条第一項の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

- 一 申請者が、当該港湾労働者派遣事業に係る派遣事業対象業務と同一の種類の港湾運送の業務を行う港湾運送事業を営んでいるものとして厚生労働省令で定めるものに該当すること。
  - 二 当該港湾労働者派遣事業の計画の内容が、次のいずれにも該当すること。
    - イ 当該港湾労働者派遣事業に係る労働者派遣に関する料金の額が、派遣労働者の賃金その他の港湾労働者派遣事業に要する経費の水準等を勘案して港湾ごとに厚生労働大臣が定める基準に適合していること。
    - ロ 当該港湾労働者派遣事業の派遣労働者が派遣就業をする日数が、港湾労働者の雇用の安定その他の港湾労働者の福祉の増進を図る観点から、港湾労働者が港湾運送の業務に従事する日数(港湾労働者派遣事業の派遣労働者として派遣就業をする日数を除く。)を勘案して港湾ごとに厚生労働大臣が定める日数を超えないこと。
  - 三 申請者が、当該港湾労働者派遣事業の派遣労働者に係る雇用管理を適正に行うに足りる能力を有するものであること。
  - 四 個人情報(個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。)を適正に管理し、及び派遣労働者等の秘密を守るために必要な措置が講じられていること。
  - 五 前三号に掲げるもののほか、申請者が、当該港湾労働者派遣事業を的確に遂行するに足りる能力を有するものであること。
- 2 厚生労働大臣は、第十二条第一項の許可をしないときは、遅滞なく、理由を示してその旨を当該申請者に通知しなければならない。  
(平一二法七二・追加、平一一法一六〇・一部改正)

(許可証)

**第十五条** 厚生労働大臣は、第十二条第一項の許可をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、許可証を交付しなければならない。

- 2 許可証の交付を受けた事業主は、当該許可証を、当該事業所に備え付けるとともに、関係者から請求があつたときは提示しなければならない。
- 3 許可証の交付を受けた事業主は、当該許可証を亡失し、又は当該許可証が滅失したときは、速やかにその旨を厚生労働大臣に届け出て、許可証の再交付を受けなければならない。  
(平一二法七二・追加、平一一法一六〇・一部改正)

(許可の条件)

**第十六条** 第十二条第一項の許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

- 2 前項の条件は、当該許可の趣旨に照らして、又は当該許可に係る事項の確実な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、当該許可を受ける事業主に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。  
(平一二法七二・追加)

(許可の有効期間等)

**第十七条** 第十二条第一項の許可の有効期間は、当該許可の日から起算して三年とする。

- 2 前項に規定する許可の有効期間(当該許可の有効期間についてこの項の規定により更新を受けたときにあつては、当該更新を受けた許可の有効期間)の満了後引き続き当該許可に係る港湾労働者派遣事業を行おうとする事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、許可の有効期間の更新を受けなければならない。
- 3 厚生労働大臣は、前項に規定する許可の有効期間の更新の申請があつた場合において、当該申請が第十四条第一項各号に掲げる基準に適合していないと認めるときは、当該許可の有効期間の更新をしてはならない。
- 4 第二項の規定によりその更新を受けた場合における第十二条第一項の許可の有効期間は、当該更新前の許可の有効期間が満了する日の翌日から起算して五年とする。
- 5 第十二条第二項から第四項まで、第十三条(第五号を除く。)及び第十四条第二項の規定は、第二項に規定する許可の有効期間の更新について準用する。  
(平一二法七二・追加、平一一法一六〇・令元法三七・一部改正)

(派遣事業対象業務の種類の変更等)

**第十八条** 第十二条第一項の許可を受けた事業主(以下「港湾派遣元事業主」という。)は、同条第二項第四号に掲げる事項を変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。ただし、その変更が港湾派遣元事業主(港湾ごとの派遣事業対象業務の種類で二以上のものについて同条第一項の許可を受けているものに限る。)の当該種類のうち一部のものに係る港湾労働者派遣事業の廃止に伴う変更のみであるときは、この限りでない。

- 2 第十二条第二項から第四項まで、第十三条(第五号を除く。)及び第十四条の規定は、前項の許可について準用する。
- 3 港湾派遣元事業主は、第一項ただし書に規定する場合においてその変更をしたときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 4 港湾派遣元事業主は、前項の規定による届出をする場合において、当該届出に係る事項が許可証の記載事項に該当するときは、厚生労働省令で定めるところにより、その書換えを受けなければならない。  
(平一二法七二・追加、平一一法一六〇・令元法三七・一部改正)

(氏名等の変更等)

**第十九条** 港湾派遣元事業主は、第十二条第二項各号(第四号を除く。)に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。ただし、港湾派遣元事業主で同条第一項の許可を二以上の事業所について受けているものが、当該許可に係る一の事業所に関して同条第二項第一号又は第二号に掲げる事項の変更を届け出たときは、当該事業所以外の事業所に係る当該事項の変更に関しては、この限りでない。

- 2 前条第四項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(平一二法七二・追加、平一一法一六〇・一部改正)

(事業の廃止)

**第二十条** 港湾派遣元事業主は、当該港湾労働者派遣事業を廃止したときは、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

- 2 前項の規定による届出があつたときは、第十二条第一項の許可は、その効力を失う。

(平一二法七二・追加、平一一法一六〇・一部改正)

(許可の取消し等)

**第二十一条** 厚生労働大臣は、港湾派遣元事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条第一項の許可を取り消すことができる。

- 一 第十三条各号(第五号を除く。)のいずれかに該当しているとき。
- 二 第十四条第一項第一号又は第二号に掲げる基準に適合しなくなつたと認めるとき。
- 三 この法律、読替え後の労働者派遣法(第三章第四節の規定を除く。)若しくは職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。
- 四 第十六条第一項の規定により付された許可の条件に違反したとき。

2 厚生労働大臣は、港湾派遣元事業主が前項第二号から第四号までのいずれかに該当するときは、期間を定めて当該港湾労働者派遣事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。  
(平一ニ法七二・追加、平一一法一六〇・令元法三七・一部改正)

(名義貸しの禁止)

**第二十二条** 港湾派遣元事業主は、自己の名義をもつて、他人に港湾労働者派遣事業を行わせてはならない。

(平一ニ法七二・追加)

(労働者派遣法の特例)

**第二十三条** 港湾派遣元事業主が行う港湾労働者派遣事業に関しては、労働者派遣法第四条第一項第一号(同号に規定する港湾運送の業務に係る部分に限る。)、第二章第二節、第二十三条第三項から第五項まで、第二十三条の二、第二十六条第二項、第三十条第一項第一号及び第二項、第三十四条第一項第三号、第三十四条の二、第三十五条の三、第三十五条の四第二項、第三十五条の五、第四十条の三から第四十条の五まで、第四十条の六第一項第四号、第四十条の九、第四十八条第二項及び第三項並びに第五十四条の規定は適用しないものとし、労働者派遣法の他の規定の適用については港湾派遣元事業主を労働者派遣法第二条第四号に規定する派遣元事業主とみなす。この場合において、次の表の上欄に掲げる労働者派遣法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第四条第三項	第一項各号	第一項第一号(同号に規定する港湾運送の業務に係る部分を除く。)、第二号又は第三号
第二十五条	この法律	この法律(第四条第一項第一号(同号に規定する港湾運送の業務に係る部分に限る。)、前節、第二十三条第三項から第五項まで、第二十三条の二、次条第二項、第三十条第一項第一号及び第二項、第三十四条第一項第三号、第三十四条の二、第三十五条の三、第三十五条の四第二項、第三十五条の五、第四十条の三から第四十条の五まで、第四十条の六第一項第四号、第四十条の九、第四十八条第二項及び第三項並びに第五十四条の規定(以下「業務の範囲等に関する規定」という。)を除く。)
第二十六条第一項第一号	業務の内容	港湾労働法第二条第二号に規定する港湾運送の業務の種類及び内容
第二十六条第一項第二号	場所並びに組織単位(労働者の配置の区分であつて、配置された労働者の業務の遂行を指揮命令する職務上の地位にある者が当該労働者の業務の配分に関して直接の権限を有するものとして厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。)	場所
第二十六条第三項	第五条第一項	港湾労働法第十二条第一項
第二十八条、第三十一条及び第五十五条から第五十七条まで	この法律	この法律(業務の範囲等に関する規定を除く。)
第三十条の見出し	特定有期雇用派遣労働者等	有期雇用派遣労働者等
第三十条第一項	有期雇用派遣労働者(期間を定めて雇用される派遣労働者をいう。以下同じ。)であつて派遣先の事業所その他派遣就業の場所における同一の組織単位の業務について継続して一年以上の期間当該労働者派遣に係る労働に従事する見込みがあるものとして厚生労働省令で定めるもの(以下「特定有期雇用派遣労働者」という。)	有期雇用派遣労働者(期間を定めて雇用される派遣労働者をいう。以下同じ。)
	特定有期雇用派遣労働者等	有期雇用派遣労働者等
	次の各号	第二号から第四号まで
第三十条第一項第四号	前三号	前二号
第三十条の七	前三十条から前条まで	第三十条第一項第二号から第四号まで及び前三十条の二から前条まで
第三十四条第一項	次に 第三号及び第四号	第一号、第二号及び第四号に 第四号
第三十四条第三項	第四十条の六第一項第三号又は第四号	第四十条の六第一項第三号
第三十五条の四第一項	その業務を迅速かつ的確に遂行するために専門的な知識、技術又は経験を必要とする業務のうち、労働者派遣により日雇労働者(日々又は三十日以内の期間を定めて雇用する労働者をいう。以下この項において同じ。)に従事させても当該日雇労働者の適正な雇用管理に支障を及ぼすおそれがないと認められる業務として政令で定める業務について労働者派遣をする場合又は雇用の機会の確保が特に困難であると認められる労働者の雇用の継続等を図るために必要であると認められる場合その他の場合で政令で定める場合を除	その雇用する日雇労働者(日々又は三十日以内の期間を定めて雇用する労働者をいう。)

	き、その雇用する日雇労働者	
第三十六条	第六条第一号、第二号及び第四号から第九号まで	港湾労働法第十三条第一号、第二号、第四号及び第五号
第三十六条第七号	当該派遣先	当該派遣先及び港湾労働法第二十八条第三項に規定する港湾労働者雇用安定センター(第四十一条第五号において「港湾労働者雇用安定センター」という。)
第三十七条第一項第五号	場所及び組織単位	場所
第三十七条第一項第九号	第三十条第一項(同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により講じた措置	第三十条第一項の規定により講じた措置(同項第一号に掲げる措置を除く。)
第四十条の六第一項第一号	同条第一項各号	同条第一項第一号(同号に規定する港湾運送の業務に係る部分を除く。)、第二号又は第三号
第四十条の六第一項第五号及び第四十一条第一号イ	この法律	この法律(業務の範囲等に関する規定を除く。)、港湾労働法(第四章(第二十三条を除く。))の規定に限る。)
第四十一条第五号	当該派遣元事業主	当該派遣元事業主及び港湾労働者雇用安定センター
第四十八条第一項	この法律(第三章第四節の規定を除く。第四十九条の三第一項、第五十条及び第五十一条第一項において同じ。)	この法律(業務の範囲等に関する規定及び第三章第四節の規定を除く。)
第四十九条第一項	(第二十三条第三項、第二十三条の二及び第三十条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定を除く。)	(業務の範囲等に関する規定を除く。)
第四十九条の二第一項	、第四十条の二第一項、第四項若しくは第五項、第四十条の三若しくは第四十条の九第一項	若しくは第四十条の二第一項、第四項若しくは第五項
第四十九条の三第一項	この法律又はこれに基づく命令の規定	この法律(業務の範囲等に関する規定及び第三章第四節の規定を除く。)
第五十条及び第五十一条第一項	この法律	この法律(業務の範囲等に関する規定及び第三章第四節の規定を除く。)
第六十一条第三号	第三十五条の三、第三十六条	第三十六条

(平一二法七二・追加、平一五法八二・平二七法七三・平二四法二七(平二七法七三)・令元法三七・一部改正)

(労働者派遣契約の内容等の特例)

**第二十四条** 港湾派遣元事業主は、読替え後の労働者派遣法第二十六条第一項の規定により定めるべき事項のうち同項第一号に規定する港湾運送の業務の種類については、港湾(当該港湾派遣元事業主が締結する同項に規定する労働者派遣契約(以下単に「労働者派遣契約」という。))に基づき派遣就業が行われることとなる港湾をいう。)において自己が営んでいる港湾運送事業に係る港湾運送の業務と異なる種類の港湾運送の業務の定めをしてはならない。

2 港湾派遣元事業主は、読替え後の労働者派遣法第二十六条第一項の規定により定めるべき事項のうち同項第二号に規定する派遣就業の場所については、自己が港湾運送事業(当該港湾派遣元事業主が締結する労働者派遣契約に基づき派遣労働者が従事することとなる港湾運送の業務と同一の種類の港湾運送の業務を行う港湾運送事業をいう。)を営んでいる港湾以外の港湾の定めをしてはならない。

(平一二法七二・追加)

(港湾労働者派遣事業に係る労働者派遣の実施方法)

**第二十五条** 港湾派遣元事業主は、読替え後の労働者派遣法第二十六条第一項第一号に規定する港湾運送の業務の種類と労働者派遣の対象としようとする労働者が派遣就業をしないときに主として従事している港湾運送の業務(第三項において「主たる業務」という。)の種類が異なるときは、当該労働者を派遣労働者とする労働者派遣を行ってはならない。

2 前項の場合において、労働者派遣の対象としようとする労働者が派遣就業をしないときにその港湾運送の業務に主として従事しているかどうかの基準は、厚生労働大臣が定める。

3 港湾派遣元事業主は、読替え後の労働者派遣法第二十六条第一項第二号に規定する派遣就業の場所が労働者派遣の対象としようとする労働者の主たる業務が行われている港湾の区域内にないときは、当該労働者を派遣労働者とする労働者派遣を行ってはならない。

4 港湾派遣元事業主が行う港湾労働者派遣事業に係る労働者派遣は、第九条第二項の規定により港湾労働者証の交付を受けた労働者であつて、港湾運送の業務に厚生労働大臣が定める期間以上従事した経験を有するもの又は港湾運送の業務に関する専門的な知識若しくは技能に関し厚生労働大臣が定める資格を有するものを派遣することにより行わなければならない。

(平一二法七二・追加、平一一法一六〇・一部改正)

(権限の委任)

**第二十六条** この章(第二十三条を除く。)の規定に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

2 前項の規定により都道府県労働局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、公共職業安定所長に委任することができる。

(平一二法七二・追加、平一一法一六〇・一部改正)

(船員に対する適用除外)

**第二十七条** この章の規定は、船員職業安定法第六条第一項に規定する船員については、適用しない。

(平一二法七二・追加)

## 第五章 港湾労働者雇用安定センター

(平一二法七二・旧第四章繰下)

(指定等)



**第二十八条** 厚生労働大臣は、港湾労働者の雇用の安定その他の港湾労働者の福祉の増進を図ることを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、第三十条に規定する業務に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、当該業務を行う者として各港湾について、指定することができる。

- 一 業務の実施に関する計画が適正なものであり、かつ、その計画を確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有すると認められること。
  - 二 前号に定めるもののほか、業務の運営が適正かつ確実に行われ、港湾労働者の雇用の安定その他の港湾労働者の福祉の増進に資すると認められること。
- 2 厚生労働大臣は、前項の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の指定をしてはならない。
- 一 現に当該港湾について他に指定した者があること。
  - 二 申請者が第四十条第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していない者であること。
  - 三 申請者の役員のうち、次のいずれかに該当する者があること。
    - イ 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過していない者
    - ロ 心身の故障により第三十条に規定する業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
    - ハ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 3 厚生労働大臣は、第一項の指定をしたときは、同項の指定を受けた者(以下「港湾労働者雇用安定センター」という。)の名称及び住所並びに事務所の所在地を公示しなければならない。
- 4 港湾労働者雇用安定センターは、その名称若しくは住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 厚生労働大臣は、前項の届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。  
(平一法一五〇・平一法一六〇・一部改正、平一二法七二・旧第十二条線下・一部改正、平一八法五〇・令元法三七・一部改正)
- (指定の条件)

**第二十九条** 前条第一項の指定には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

- 2 前項の条件は、当該指定に係る事項の確実な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、当該指定を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。  
(平一二法七二・旧第十三条線下)

(業務)

**第三十条** 港湾労働者雇用安定センターは、第二十八条第一項の指定に係る港湾における港湾労働者又は事業主に関し、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 事業主に対し、港湾労働者の雇用管理に関する技術的事項について相談その他の援助を行うこと。
- 二 港湾労働者に対する訓練を行うこと。
- 三 港湾労働者派遣事業その他の港湾運送に必要な労働力の需給の調整に関する措置に係る情報の収集、整理及び提供を行うこと。
- 四 港湾労働者派遣事業に係る労働者派遣契約の締結についてのあつせんを行うこと。
- 五 次条第一項に規定する業務を行うこと。
- 六 前各号に掲げるもののほか、港湾労働者の雇用の安定その他の港湾労働者の福祉の増進を図るための業務を行うこと。  
(平一二法七二・旧第十四条線下・一部改正)

(港湾労働者雇用安定センターによる雇用安定事業関係業務の実施)

**第三十一条** 厚生労働大臣は、港湾労働者雇用安定センターを指定したときは、港湾労働者雇用安定センターに雇用保険法第六十二条の雇用安定事業のうち次の各号のいずれかに該当するものに係る業務の全部又は一部を行わせるものとする。

- 一 港湾労働者派遣事業の派遣労働者の雇用の安定に関する調査研究を行うこと。
  - 二 港湾労働者派遣事業の派遣労働者の雇用の安定を図るための措置について、事業主その他の関係者に対して相談その他の援助を行うこと。
  - 三 港湾労働者派遣事業の派遣労働者に対して、港湾労働者派遣事業に係る派遣就業について相談その他の援助を行うこと。
  - 四 雇用管理者及び読替後の労働者派遣法第三十六条の規定により選任された派遣元責任者(港湾派遣元事業主が選任したものに限る。)に対する研修を行うこと。
  - 五 前各号に掲げるもののほか、港湾労働者派遣事業の派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な事業を行うこと。
- 2 港湾労働者雇用安定センターは、前項に規定する業務(以下「雇用安定事業関係業務」という。)の全部又は一部を開始する際、当該業務の種類ごとに、当該業務を開始する日及び当該業務を行う事務所の所在地を厚生労働大臣に届け出なければならない。港湾労働者雇用安定センターが当該業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときも、同様とする。
- 3 厚生労働大臣は、第一項の規定により港湾労働者雇用安定センターに行わせる雇用安定事業関係業務の種類及び前項の規定による届出に係る事項を公示しなければならない。  
(平一二法七二・追加、平一法一六〇・平一九法三〇・一部改正)

(業務規程の認可)

**第三十二条** 港湾労働者雇用安定センターは、第三十条第三号若しくは第四号に掲げる業務(以下「事業主支援業務」という。)又は雇用安定事業関係業務を行うときは、これらの業務の開始前に、これらの業務の実施に関する規程(以下「業務規程」という。)を定め、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 業務規程には、事業主支援業務及び雇用安定事業関係業務の実施方法その他の厚生労働省令で定める事項を定めておかなければならない。
- 3 厚生労働大臣は、第一項の認可をした業務規程が事業主支援業務又は雇用安定事業関係業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、港湾労働者雇用安定センターに対し、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(平一法一六〇・一部改正、平一二法七二・旧第十七条線下・一部改正、平一九法三〇・一部改正)

(区分経理)

**第三十三条** 港湾労働者雇用安定センターは、厚生労働省令で定めるところにより、事業主支援業務に係る経理、雇用安定事業関係業務に係る経理及びその他の業務に係る経理をそれぞれ区分して整理しなければならない。

(平一法一六〇・一部改正、平一二法七二・旧第十八条線下・一部改正、平一九法三〇・一部改正)

(事業計画書等)

- 第三十四条** 港湾労働者雇用安定センターは、毎事業年度、厚生労働省令で定めるところにより、事業計画書及び収支予算書を作成し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 事業計画書は、当該港湾に係る港湾雇用安定等計画の定めるところに即して作成するものとする。
- 3 港湾労働者雇用安定センターは、厚生労働省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を作成し、厚生労働大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(平一一法一六〇・一部改正、平一二法七二・旧第十九条線下・一部改正)

(交付金)

- 第三十五条** 国は、予算の範囲内において、港湾労働者雇用安定センターに対し、雇用安定事業関係業務に要する費用の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。

(平一二法七二・追加、平一九法三〇・一部改正)

(厚生労働省令への委任)

- 第三十六条** この章に定めるもののほか、港湾労働者雇用安定センターが雇用安定事業関係業務を行う場合における港湾労働者雇用安定センターの財務及び会計に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(平一二法七二・追加、平一一法一六〇・平一九法三〇・一部改正)

(役員を選任及び解任)

- 第三十七条** 港湾労働者雇用安定センターの役員を選任及び解任は、厚生労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- 2 港湾労働者雇用安定センターの役員が、この章の規定(当該規定に基づく命令又は処分を含む。)若しくは第三十二条第一項の規定により認可を受けた業務規程に違反する行為をしたとき、第三十条に規定する業務に関し著しく不適当な行為をしたとき、又はその在任により港湾労働者雇用安定センターが第二十八条第二項第三号に該当することとなるときは、厚生労働大臣は、当該港湾労働者雇用安定センターに対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

(平一一法一六〇・一部改正、平一二法七二・旧第二十一条線下・一部改正)

(報告及び検査)

- 第三十八条** 厚生労働大臣は、第三十条に規定する業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、港湾労働者雇用安定センターに対し、当該業務の状況に関し必要な報告をさせ、又は所属の職員に、港湾労働者雇用安定センターの事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(平一一法一六〇・一部改正、平一二法七二・旧第二十二条線下・一部改正)

(監督命令)

- 第三十九条** 厚生労働大臣は、この章の規定を施行するために必要な限度において、港湾労働者雇用安定センターに対し、第三十条に規定する業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(平一一法一六〇・一部改正、平一二法七二・旧第二十三条線下・一部改正)

(指定の取消し等)

- 第四十条** 厚生労働大臣は、港湾労働者雇用安定センターが次の各号のいずれかに該当するときは、第二十八条第一項の指定(以下この条において「指定」という。)を取り消し、又は期間を定めて第三十条に規定する業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第三十条に規定する業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二 指定に関し不正の行為があつたとき。

三 この章の規定又は当該規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

四 第二十九条第一項の条件に違反したとき。

五 第三十二条第一項の規定により認可を受けた業務規程に違反して事業主支援業務又は雇用安定事業関係業務を行つたとき。

- 2 厚生労働大臣は、前項の規定により指定を取り消し、又は第三十条に規定する業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

(平一一法一六〇・一部改正、平一二法七二・旧第二十四条線下・一部改正、平一九法三〇・一部改正)

(聴聞の特例)

- 第四十一条** 厚生労働大臣は、前条第一項の規定による命令をしようとするときは、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

- 2 前条第一項の規定による処分に係る聴聞の主宰者は、行政手続法第十七条第一項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

(平五法八九・全改、平一一法一六〇・一部改正、平一二法七二・旧第二十五条線下)

(厚生労働大臣による雇用安定事業関係業務の実施)

- 第四十二条** 厚生労働大臣は、第四十条第一項の規定により、指定を取り消し、若しくは雇用安定事業関係業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は港湾労働者雇用安定センターが雇用安定事業関係業務を行うことが困難となつた場合において必要があると認めるときは、当該雇用安定事業関係業務を自ら行うものとする。

- 2 厚生労働大臣は、前項の規定により雇用安定事業関係業務を行うものとし、又は同項の規定により行つている雇用安定事業関係業務を行わないものとするときは、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。

- 3 厚生労働大臣が、第一項の規定により雇用安定事業関係業務を行うものとし、又は同項の規定により行つている雇用安定事業関係業務を行わないものとする場合における当該雇用安定事業関係業務の引継ぎその他の必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(平一二法七二・追加、平一一法一六〇・平一九法三〇・一部改正)

## 第六章 雑則

(平一二法七二・旧第五章線下)

(港湾労働者派遣事業に係る事業主の義務)

- 第四十三条** 事業主は、第二十八条第一項の指定に係る港湾において、その常時雇用する労働者以外の者を港湾運送の業務に従事させようとするときは、港湾労働者派遣事業に係る労働者派遣の役務の提供を受けなければならない。ただし、当該港湾において港湾労働者派遣事業を営んでいるすべての港湾派遣元事業主に対し労働者の派遣を求め、又は港湾労働者雇用安定センターに対し労働者派遣契約の締結についてのあつせんを求めたにもかかわらず当該港湾労働者派遣事業に係る労働者派遣の役務の提供を受けられない場合は、この限りでない。

(平一二法七二・旧第二十六条線下・一部改正)

(公共職業安定所長に対する申告)

**第四十四条** 港湾労働者は、事業主が第三章(これに基づく命令を含む。)又は前条の規定に違反する事実がある場合において、その事実を公共職業安定所長に申告することができる。

2 事業主は、前項の申告をしたことを理由として、港湾労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。  
(平一二法七二・追加)  
(報告及び検査)

**第四十五条** 公共職業安定所長は、第七条の規定を施行するために必要な限度において、厚生労働省令で定めるところにより、事業主に対し、必要な事項を報告させることができる。

2 公共職業安定所長は、第七条の規定を施行するために必要な限度において、所属の職員に、事業主の事業所その他の施設に立ち入り、関係者に質問させ、又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 第三十八条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。  
(平一二法七二・追加、平一一法一六〇・一部改正)

(経過措置の政令への委任)

**第四十六条** 第二条第一号若しくは第二号ロ又は第十三条第一号の規定に基づいて政令を制定し、又は改廃する場合には、政令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(平一二法七二・旧第二十七条線下・一部改正)

(厚生労働省令への委任)

**第四十七条** この法律に定めるもののほか、この法律の実施のために必要な手続その他の事項は、厚生労働省令で定める。

(平一一法一六〇・一部改正、平一二法七二・旧第二十八条線下)

#### 第七章 罰則

(平一二法七二・旧第六章線下)

**第四十八条** 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

- 一 偽りその他不正の行為により第十二条第一項の許可又は第十七条第二項の規定による許可の有効期間の更新を受けた者
  - 二 第二十一条第二項の規定による命令に違反した者
  - 三 第二十二条の規定に違反した者
- (平一二法七二・追加)

**第四十九条** 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第一項又は第四十四条第二項の規定に違反した者
  - 二 第十八条第一項の規定に違反して第十二条第二項第四号に掲げる事項を変更した者
  - 三 偽りその他不正の行為により第十八条第一項の許可を受けた者
- (平一二法七二・旧第二十九条線下・一部改正)

**第五十条** 第三十九条の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

(平一二法七二・旧第三十条線下・一部改正)

**第五十一条** 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第九条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
  - 二 第十二条第二項(第十七条第五項及び第十八条第二項において準用する場合を含む。)に規定する申請書又は第十二条第三項(第十七条第五項及び第十八条第二項において準用する場合を含む。)に規定する書類に虚偽の記載をして提出した者
  - 三 第十八条第三項、第十九条第一項又は第二十条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
  - 四 第三十八条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
  - 五 第四十五条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
  - 六 第四十五条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- (平一二法七二・旧第三十一条線下・一部改正)

**第五十二条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第四十八条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

(平一二法七二・旧第三十二条線下・一部改正)

#### 附 則 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、昭和六十四年一月一日から施行する。

## 港湾労働法施行令

(昭和六十三年十二月十三日政令第三百三十五号)

最終改正：平成二十九年六月三〇日政令第一七六号

内閣は、港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）第二条第一号 及び第二号 ロ、第二十条 並びに附則第十二条第一項 及び第二項 の規定に基づき、この政令を制定する。

(法第二条第一号の港湾及びその水域)

**第一条** 港湾労働法（以下「法」という。）第二条第一号 の政令で指定する港湾は、別表の上欄に掲げる港湾とし、当該港湾に係る同号 の政令で定める区域は、それぞれ同表の下欄に掲げる区域とする。

(法第二条第二号 ロの政令で定める行為)

**第二条** 法第二条第二号 ロの政令で定める行為は、他人の需要に応じて行う次に掲げる行為とする。

一 船舶に積み込まれた貨物の位置の固定若しくは積載場所の区画又は船積貨物の荷造り若しくは荷直し

二 法第二条第二号 イに規定する行為に先行し、又は後続する船倉の清掃

三 船舶若しくははしけにより若しくはいかだに組んで運送された貨物の別表の上欄に掲げる港湾の水域の沿岸からおおむね五百メートル（東京及び大阪の港湾にあつては二百メートル）の範囲内において厚生労働大臣が指定した区域内にある倉庫（船舶若しくははしけにより又はいかだに組んで運送に係る貨物以外の貨物のみを通常取り扱うものを除く。以下「港湾倉庫」という。）への搬入（上屋その他の荷さばき場から搬出された貨物の搬入であつて、港湾運送事業法（昭和二十六年法律第六十一号）第二条第三項 に規定する港湾運送関連事業のうち同項第一号 に掲げる行為に係るもの若しくは同法第三条第一号 から第四号 までに掲げる事業又は倉庫業法（昭和三十一年法律第二百一十一号）第二条第二項 に規定する倉庫業のうち港湾倉庫に係るものを営む者（以下「港湾運送関係事業者」という。）以外の者が行うものを除く。）、船舶若しくははしけにより若しくはいかだに組んで運送されるべき貨物の港湾倉庫からの搬出（上屋その他の荷さばき場に搬入すべき貨物の搬出であつて、港湾運送関係事業者以外の者が行うものを除く。）又は貨物の港湾倉庫における荷さばき。ただし、冷蔵倉庫の場合にあつては、貨物の当該倉庫に附属する荷さばき場から冷蔵室への搬入、冷蔵室から当該倉庫に附属する荷さばき場への搬出及び冷蔵室における荷さばきを除く。

四 道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第二条第一項 に規定する道路運送車両若しくは鉄道（軌道を含む。）（以下「車両等」という。）により運送された貨物の港湾倉庫若しくは上屋その他の荷さばき場への搬入（港湾運送関係事業者以外の者が行う当該貨物の搬入を除く。）又は車両等により運送されるべき貨物の港湾倉庫若しくは上屋その他の荷さばき場からの搬出（港湾運送関係事業者以外の者が行う当該貨物の搬出を除く。）。ただし、冷蔵倉庫の場合にあつては、貨物の当該倉庫に附属する荷さばき場から冷蔵室への搬入及び冷蔵室から当該倉庫に附属する荷さばき場への搬出を除く。

(法第十三条第一号 の政令で定める労働に関する法律の規定)

**第三条** 法第十三条第一号（法第十七条第五項 及び第十八条第二項 において準用する場合を含む。）の労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。

一 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第一百七十七条、第一百八条第一項（同法第六条 及び第五十六条 に係る部分に限る。）、第一百九条（同法第十六条、第十七条、第十八条第一項及び第三十七条に係る部分に限る。）及び第二百二十条（同法第十八条第七項 及び第二十三条 から第二十七条 までに係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第二百一十一号 の規定（これらの規定が労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第十号において「労働者派遣法」という。）第四十四条（第四項を除く。）の規定により適用される場合を含む。）

二 職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第六十三条、第六十四条、第六十五条（第一号を除く。）及び第六十六条の規定並びにこれらの規定に係る同法第六十七条 の規定

三 最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）第四十条 の規定及び同条 の規定に係る同法第四十二条 の規定

四 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和三十五年法律第三十三号）第四十九条、第五十条及び第五十一条（第二号及び第三号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第五十二条 の規定

五 賃金の支払の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第三十四号）第十八条 の規定及び同条 の規定に係る同法第二十条 の規定

六 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）第十九条、第二十条及び第二十一条（第一号に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第二十二条 の規定

七 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第六十二条から第六十五条までの規定

八 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）第三十二条、第三十三条及び第三十四条（第一号に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第三十五条 の規定

九 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第八十条、第九十条、百十号（同法第四十四条に係る部分に限る。）、第一百一十号（第一号を除く。）及び第一百二十号（第一号（同法第三十五条第一項に係る部分に限る。）及び第六号から第十一号までに係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第一百三十三号の規定

十 労働者派遣法第四十四条第四項 の規定により適用される労働基準法第一百八条、第一百九条及び第二百一十一号の規定並びに労働者派遣法第四十五条第七項 の規定により適用される労働安全衛生法（昭和三十七年法律第五十七号）第一百九条 及び第二百二十二号 の規定

## 附 則

(施行期日)

**第一条** この政令は、昭和六十四年一月一日から施行する。

別表（第一条、第二条関係）

港湾	区域
東京	東京灯標（北緯三五度三分五八秒東経一三九度四九分四一秒）から二五度三〇分九、二八〇メートルの地点から一九九度五、三七〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一九〇度一〇、六一〇メートルの地点（以下「A地点」という。）まで引いた線、A地点から多摩川の河口における東京都と神奈川県との境界に当たる地点（以下「B地点」という。）まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面、荒川口左岸突端から旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十一号）による改正前の旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）により設立された東日本旅客鉄道株式会社（以下「東日本旅客会社」という。）総武本線荒川橋りょうに至る同川左岸の線、同橋りょうから東日本旅客会社の総武本線、東北本線及び東海道本線に沿って同線多摩川橋りょうに至る線、同橋りょうから多摩川口左岸突端に至る同川左岸の線並びに陸岸により囲まれた区域内にある河川（荒川、旧中川及び隅田川を除く。）及び運河の水面、荒川東日本旅客会社常磐線荒川橋りょう及び隅田川東日本旅客会社常磐線隅田川橋りょう各下流の河川水面並びに旧中川水面並びに多摩川多摩川大橋下流の東京都の区域内の河川水面
横浜	B地点からA地点まで引いた線、A地点から二三三度九、三六〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二一九度六、〇〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二〇四度七、二三〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二二六度三〇分一、四五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から神奈川県横須賀市夏島町北端（北緯三五度一分四九秒東経一三九度三八分二七秒）まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面、多摩川口右岸突端から東日本旅客会社東海道本線多摩川橋りょうに至る同川右岸の線、同橋りょうから東日本旅客会社の東海道本線及び根岸線に沿って同線中村川橋りょうに至る線、同橋りょう、同橋りょうから堀川口右岸突端に至る中村川及び堀川右岸の線並びに陸岸により囲まれた区域内にある河川（帷子川及び中村川を除く。）及び運河の水面、帷子川平沼橋及び中村川亀の橋各下流の河川水面並びに多摩川多摩川大橋下流の神奈川県の区域内の河川水面
名古屋	港則法施行令（昭和四十年政令第二百十九号）に規定する名古屋港の区域
大阪	大阪北港北灯台（北緯三四度四〇分二四秒東経一三五度二四分九秒）から一〇度二、七六〇メートルの地点から二一四度七、〇〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二一八度三〇分四、七五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一五一度三〇分四二〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二一四度五、九九〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一三〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面、左門殿川辰巳橋及び中島川中島出来島橋各下流の大阪市の区域内の河川水面、東経一三五度二七分三八秒の線から下流の大和川水面、神崎川出来島大橋、淀川淀川大橋及び旧淀川渡辺橋各下流の河川水面、正蓮寺川、六軒家川、木津川及び尻無川の各水面、土佐堀川肥後橋及び道頓堀川深里橋各下流の河川水面、住吉川住之江大橋、内川放水路古川橋及び内川堅川橋各下流の河川水面並びに西島川、島屋北入堀、桜島入堀、安治川内港、三十間堀川、天保山運河、大正内港、福町堀、三軒家川及び木津川運河の各水面
神戸	神戸第七防波堤東灯台（北緯三四度四〇分三四秒東経一三五度一七分四五秒）から一〇度四、八〇〇メートルの地点から一七五度九、八七〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二五九度一一、九四〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三〇一度五、四三〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二七〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面、高橋川高橋川橋、新湊川駒栄橋及び妙法寺川古川橋各下流の河川水面並びに新川運河及び兵庫運河の各運河水面
関門	港則法施行令に規定する関門港の区域（根岳山頂から太郎ヶ瀬鼻まで引いた線、彦島関門及び陸岸により囲まれた海面を除く。）

## 港湾労働法施行規則

(昭和六十三年十二月十三日)

(労働省令第三十五号)

最終改正：令和三年三月二十二日同第五十三号

港湾労働法(昭和六十三年法律第四十号)及び港湾労働法施行令(昭和六十三年政令第三百三十五号)附則第四条第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、港湾労働法施行規則を次のように定める。

### 港湾労働法施行規則

#### 目次

- 第一章 港湾労働者の雇用の改善、能力の開発及び向上等(第一条—第十条)
- 第二章 港湾労働者派遣事業(第十一条—第二十三条)
- 第三章 港湾労働者雇用安定センター(第二十四条—第四十四条)
- 第四章 雑則(第四十五条)

#### 附則

### 第一章 港湾労働者の雇用の改善、能力の開発及び向上等

(平一二労令三四・章名追加)

(雇用管理者の選任)

**第一条** 港湾労働法(以下「法」という。)第六条第一項の雇用管理者の選任は、港湾運送の業務を行う事業所ごとに行わなければならない。

(法第六条第一項第三号の厚生労働省令で定める事項)

**第二条** 法第六条第一項第三号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 港湾労働者の雇用の安定その他の港湾労働者の福祉の増進を図るために事業主が行う労働時間等の労働環境の改善に関する事。
- 二 法第七条第一項の規定による勧告を受けた場合にあつては、当該勧告に係る公共職業安定所との連絡に関する事又は同条第二項の雇用管理に関する計画の作成及び当該計画の円滑な実施に関する事。

(平一二労令三四・全改、平一二労令四一・一部改正)

(港湾労働者雇用届)

**第三条** 法第九条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 届出に係る労働者に関する次に掲げる事項
  - イ 生年月日、性別及び住所
  - ロ 雇入年月日及び雇用期間
  - ハ 主として従事する業務
  - ニ 港湾労働者派遣事業の派遣労働者(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」という。)第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。)である場合には、その旨
  - ホ 雇用保険及び健康保険その他の社会保険の適用の状況
- 二 届出に係る労働者を港湾運送の業務に従事させる事業所の名称及び所在地
- 三 届出に係る労働者が港湾運送の業務に従事する港湾
- 2 法第九条第一項の規定による届出は、港湾労働者雇用届(様式第一号)を届出に係る労働者を港湾運送の業務に従事させる事業所の所在地を管轄する公共職業安定所であつて厚生労働省組織規則(平成十三年厚生労働省令第一号)第七百九十二条の規定により港湾労働者証に関する事務を取り扱う公共職業安定所(当該事業所の所在地を管轄する公共職業安定所が同項の規定により港湾労働者証に関する事務を取り扱う公共職業安定所でないときは、同項の規定により当該事務を取り扱う公共職業安定所のうち、当該事業所において常時港湾運送の業務に従事させるすべての常用労働者(法第九条第一項に規定する日雇労働者(第八条及び第九条において「日雇労働者」という。)以外の労働者をいう。以下同じ。)に係る当該事務を取り扱う公共職業安定所として事業主が選択する公共職業安定所)の長である公共職業安定所長(以下「管轄公共職業安定所長」という。)に提出することによつて行わなければならない。
- 3 常時港湾運送の業務に従事させる常用労働者に係る港湾労働者雇用届には、当該常用労働者の写真一枚を添えなければならない。
- 4 港湾労働者雇用届の提出を受けた管轄公共職業安定所長は、必要があると認めるときは、届出に係る労働者が当該事業主に雇用される常用労働者であることを証明するに足る書類の提出又は提示を求めることができる。

(平一二労令三四・平一二労令四一・平二四厚労令一一四・一部改正)

(港湾労働者証の交付等)

**第四条** 法第九条第二項の規定による港湾労働者証の交付は、当該港湾労働者証に係る労働者を雇用する事業主を通じて行うものとする。

2 港湾労働者証は、様式第二号による。

(平一二労令三四・一部改正)

(常用労働者の氏名の変更の届出等)

**第五条** 事業主は、次に掲げる場合には、速やかに、文書で、その旨を管轄公共職業安定所長に届け出なければならない。

- 一 港湾労働者証の交付を受けた常用労働者の氏名に変更があつたとき。
- 二 港湾労働者証の交付を受けた常用労働者を他の事業所に転勤させたとき(第七条第一項第三号に該当する場合を除く。)
- 三 港湾労働者証の交付を受けた常用労働者を新たに港湾労働者派遣事業に係る労働者派遣(労働者派遣法第二条第一号に規定する労働者派遣をいう。以下同じ。)の対象としたとき又は港湾労働者派遣事業に係る労働者派遣の対象から除外したとき。
- 四 港湾労働者証の交付を受けた常用労働者が主として従事する業務に変更があつたとき。
- 五 法第二十五条第四項の厚生労働大臣が定める資格を有する港湾労働者派遣事業の派遣労働者であつて派遣事業対象業務(労働者派遣により当該港湾労働者派遣事業の派遣労働者に従事させる港湾運送の業務をいう。以下同

じ。)に同項の厚生労働大臣が定める期間以上従事した経験を有しないものが、当該業務に当該期間以上従事するに至つたとき。

六 事業所の名称又は所在地に変更があつたとき。

- 2 事業主は、前項の規定による届出をするときは、併せて、届出に係る常用労働者(同項第六号に該当することにより届出をするときは、届出に係る事業所において常時港湾運送の業務に従事させるすべての常用労働者)の港湾労働者証を提出しなければならない。
- 3 港湾労働者証の交付を受けた常用労働者は、その氏名を変更したときは、速やかに、その旨を事業主に申し出るとともに、港湾労働者証を提出しなければならない。
- 4 前項の規定によるほか、港湾労働者証の交付を受けた常用労働者は、事業主から第二項の規定により港湾労働者証を提出するためにその所持する港湾労働者証の提出を求められたときは、これを事業主に提出しなければならない。
- 5 第二項の規定による港湾労働者証の提出を受けた管轄公共職業安定所長は、当該港湾労働者証に必要な改訂をしたうえ、事業主に返還しなければならない。
- 6 前項の規定による港湾労働者証の返還を受けた事業主は、速やかに、当該港湾労働者証を当該常用労働者に交付しなければならない。

(平一二労令三四・平一二労令四一・一部改正)

(港湾労働者証の再交付等)

**第六条** 事業主は、港湾労働者証の交付を受けた常用労働者が港湾労働者証を亡失し、若しくは港湾労働者証が滅失したとき、又は港湾労働者証の写真が本人であることを認め難くなつたときは、港湾労働者証再交付等申請書(様式第三号)を管轄公共職業安定所長に提出することによつて、港湾労働者証の再交付又は写真のはり換えを申請しなければならない。事業主がその雇用する常用労働者に係る港湾労働者証を亡失し、又は港湾労働者証が滅失したときも同様とする。

- 2 港湾労働者証再交付等申請書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。
  - 一 当該港湾労働者証に係る常用労働者の写真一枚
  - 二 港湾労働者証の写真が本人であることを認め難くなつたことにより港湾労働者証の写真のはり換えを申請するときは、当該港湾労働者証
- 3 港湾労働者証の交付を受けた常用労働者は、港湾労働者証を亡失し、若しくは港湾労働者証が滅失したとき、又はその写真が本人であることを認め難くなつたときは、その旨を事業主に申し出るとともに、その写真のはり換えを必要とする港湾労働者証を事業主に提出しなければならない。
- 4 事業主は、第一項の規定による申請に基づき港湾労働者証の再交付又は写真のはり換えを受けたときは、速やかに、当該港湾労働者証を当該常用労働者に交付しなければならない。
- 5 港湾労働者証が亡失したことによりその再交付を受けた者が亡失した港湾労働者証を発見したときは、速やかに、当該港湾労働者証を管轄公共職業安定所長に返納しなければならない。

(平一二労令三四・一部改正)

(港湾労働者証の返納)

**第七条** 事業主は、港湾労働者証の交付を受けた常用労働者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者の港湾労働者証を管轄公共職業安定所長に返納しなければならない。

- 一 死亡したとき。
- 二 退職したとき。
- 三 前二号に掲げる場合のほか、常時港湾運送の業務に従事する常用労働者でなくなつたとき。
- 2 港湾労働者証の交付を受けた常用労働者は、前項第二号又は第三号に該当するときは、速やかに、港湾労働者証を事業主に提出しなければならない。死亡した常用労働者の親族又は同居の縁故者でその者の港湾労働者証を所持するものについても、同様とする。

(平六労令一七・一部改正)

(公共職業安定所の紹介によらない日雇労働者の雇用)

**第八条** 法第十条第一項の厚生労働省令で定める理由は、次のとおりとする。

- 一 公共職業安定所に日雇労働者に係る求人申し込みをしたにもかかわらず適格な求職者がいないためにその紹介を受けることができないこと。
- 二 公共職業安定所に日雇労働者に係る求人申し込みをし、公共職業安定所から日雇労働者の紹介を受けたにもかかわらず、当該日雇労働者が正当な理由がなく港湾運送の業務に就くことを拒み、又は当該事業主が正当な理由により当該日雇労働者の雇入れを拒んだ場合において、当該日雇労働者に代わる日雇労働者の紹介を受けることができないこと。
- 三 天災その他やむを得ない理由により緊急に港湾運送の業務を行う必要がある場合において、公共職業安定所に日雇労働者に係る求人申し込みを行ういとまがないこと。
- 四 天災その他避けることができない事故により、公共職業安定所に求人申し込みをすることができないこと。
- 五 職業安定法(昭和二十二年法律第四十一号)第二十条の規定により、公共職業安定所から日雇労働者の紹介を受けることができないこと。
- 六 前各号に掲げる理由に準ずる理由であつて厚生労働大臣が定めるもの

(平一二労令四一・一部改正)

**第九条** 法第十条第二項の規定による届出は、届出に係る日雇労働者を港湾運送の業務に従事させる前に、日雇労働者雇用届(様式第四号)を管轄公共職業安定所長に提出することによつて行わなければならない。

(平一二労令三四・一部改正)

(事業主の報告)

**第十条** 法第十一条の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 港湾労働者の数
- 二 港湾労働者の雇入れ、離職及び配置の転換の状況
- 三 新たに港湾労働者派遣事業に係る労働者派遣の対象とした港湾労働者の数及び港湾労働者派遣事業に係る労働者派遣の対象から除外した港湾労働者の数
- 四 港湾労働者の港湾運送の業務への就労の状況

五 港湾労働者に対する教育訓練の実施状況

- 2 事業主は、港湾運送の業務を行う事業所ごとに、毎月における前項各号に掲げる事項を、様式第五号により、翌月十五日までに、管轄公共職業安定所長に報告しなければならない。

(平一ニ労令三四・平一ニ労令四一・一部改正)

## 第二章 港湾労働者派遣事業

(平一ニ労令三四・追加)

(許可の申請手続)

**第十一条** 法第十二条第二項の申請書は、港湾労働者派遣事業許可申請書(様式第六号)のとおりとする。

- 2 法第十二条第三項の厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。

一 申請者が法人である場合にあつては、次に掲げる書類

イ 定款

ロ 登記事項証明書

ハ 役員の住民票の写し(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十九条の三に規定する中长期在留者にあつては住民票の写し(国籍等(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の四十五に規定する国籍等をいう。以下この号において同じ。))及び在留資格(出入国管理及び難民認定法第二条の二第一項に規定する在留資格をいう。))を記載したものに限り。))とし、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)に定める特別永住者にあつては住民票の写し(国籍等及び同法に定める特別永住者である旨を記載したものに限り。))とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三第一号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写しとする。以下同じ。))及び履歴書

ニ 役員の精神の機能の障害に関する医師の診断書(当該役員が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限り。))

ホ 役員が未成年者で港湾労働者派遣事業に関し営業の許可を受けていない場合にあつては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類

(1) 当該役員の法定代理人が個人である場合 当該法定代理人の住民票の写し及び履歴書並びに当該法定代理人の精神の機能の障害に関する医師の診断書(当該法定代理人が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限り。))

(2) 当該役員の法定代理人が法人である場合 当該法定代理人に係るイからニまでに掲げる書類(法定代理人の役員が未成年者で港湾労働者派遣事業に関し営業の許可を受けていない場合にあつては、当該役員の法定代理人(法人に限り。))に係るイからニまでに掲げる書類又は当該役員の法定代理人(個人に限り。以下この(2)において同じ。))の住民票の写し及び履歴書並びに当該役員の法定代理人の精神の機能の障害に関する医師の診断書(当該役員の法定代理人が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限り。))を含む。))

ヘ 個人情報の適正管理及び秘密の保持に関する規程(以下「個人情報適正管理規程」という。))

ト 港湾運送事業(港湾運送の業務を行う事業をいい、港湾労働者派遣事業許可申請書又は第十七条第一項に規定する派遣事業対象業務変更許可申請書に記載された派遣事業対象業務と同一の種類の港湾運送の業務を行うもの)に限り。以下同じ。))の港湾労働者派遣事業の許可の申請の日の属する月の前月末を末日とする一年間の実績報告書

チ 最近の事業年度における貸借対照表及び損益計算書

リ 港湾労働者派遣事業に関する資産の内容及びその権利関係を証する書類

ヌ 選任する派遣元責任者(法第二十三条の規定により読み替えて適用する労働者派遣法第三十六条に規定する派遣元責任者をいう。以下同じ。))の住民票の写し、履歴書及び第二十三条第二項の規定により読み替えて適用する労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則(昭和六十一年労働省令第二十号)第二十九条の二第一号に規定する講習を修了したことを証する書類(以下「受講証明書」という。))並びに当該派遣元責任者の精神の機能の障害に関する医師の診断書(当該派遣元責任者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限り。))

二 申請者が個人である場合にあつては、次に掲げる書類

イ 住民票の写し及び履歴書

ロ 申請者の精神の機能の障害に関する医師の診断書(当該申請者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限り。))

ハ 申請者が未成年者で港湾労働者派遣事業に関し営業の許可を受けていない場合にあつては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類

(1) 当該申請者の法定代理人が個人である場合 当該法定代理人の住民票の写し及び履歴書並びに当該法定代理人の精神の機能の障害に関する医師の診断書(当該法定代理人が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限り。))

(2) 当該申請者の法定代理人が法人である場合 当該法定代理人に係る前号イからニまでに掲げる書類(法定代理人の役員が未成年者で港湾労働者派遣事業に関し営業の許可を受けていない場合にあつては、当該役員の法定代理人(法人に限り。))に係る前号イからニまでに掲げる書類又は当該役員の法定代理人(個人に限り。以下この(2)において同じ。))の住民票の写し及び履歴書並びに当該役員の法定代理人の精神の機能の障害に関する医師の診断書(当該役員の法定代理人が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限り。))を含む。))

ニ 前号へ、ト、リ及びヌに掲げる書類

- 3 前項第一号トの実績報告書は、港湾運送事業実績報告書(様式第七号)のとおりとする。

- 4 法第十二条第三項の規定により添付すべき事業計画書は、港湾労働者派遣事業計画書(様式第八号)のとおりとする。

- 5 申請者が二以上の事業所を設けて港湾労働者派遣事業を行おうとする場合において、一の事業所に関する港湾労働者派遣事業の許可の申請に際し、法人にあつては第二項第一号イからホまでに掲げる書類を、個人にあつては同項第二号イからハまでに掲げる書類を添付したときは、当該事業所(以下「統括事業所」という。))以外の事業所に関する港湾労働者派遣事業の許可の申請に際しては、当該書類を添付することを要しない。



- 6 申請者が他の事業所において港湾労働者派遣事業を行つている場合において、当該申請者が港湾労働者派遣事業を行つている当該他の事業所の派遣元責任者を当該申請に係る事業所の派遣元責任者として引き続き選任するときは、法人にあつては第二項第一号ヌに掲げる書類のうち履歴書及び受講証明書(選任する派遣元責任者の住所に変更がないときは、住民票の写し、履歴書及び受講証明書。以下この項において同じ。)を、個人にあつては同項第二号ニに掲げる書類のうち履歴書及び受講証明書を添付することを要しない。
- 7 申請者が当該申請に係る港湾における法第二条第三号イに規定する事業主(第十六条第六項において「一般港湾運送事業等の事業主」という。)である場合においては、法人にあつては第二項第一号チ及びリに掲げる書類を、個人にあつては同項第二号ニに掲げる書類のうち同項第一号リに掲げるものを添付することを要しない。  
(平一二労令三四・追加、平一二労令四一・平一六厚労令四〇・平一七厚労令二五・平二〇厚労令一六三・平二三厚労令一五七・平二四厚労令九七・平二七厚労令一四九・令元厚労令四六・一部改正)  
(法第十三条第三号の厚生労働省令で定める者)

**第十一条の二** 法第十三条第三号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により港湾労働者派遣事業を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。  
(令元厚労令四六・追加)

(法第十四条第一項第一号の厚生労働省令で定めるもの)

**第十二条** 法第十四条第一項第一号(法第十八条第二項において準用する場合を含む。)の厚生労働省令で定めるものは、適法に港湾運送事業を営んでいるものであつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 港湾労働者派遣事業の許可の申請の日の属する日の前月末を末日とする一年間において毎月港湾運送事業の実績を有するもの
- 二 前号に掲げる者以外の者であつて、港湾労働者派遣事業の許可の日以後において毎月港湾運送事業を行うことが確実と見込まれるもの  
(平一二労令三四・追加、平一二労令四一・一部改正)

(許可証)

**第十三条** 法第十五条第一項の許可証は、港湾労働者派遣事業許可証(様式第九号。以下単に「許可証」という。)のとおりとする。

(平一二労令三四・追加)

(許可証の再交付)

**第十四条** 法第十五条第三項の規定により許可証の再交付を受けようとする事業主は、許可証再交付申請書(様式第十号)を、厚生労働大臣に提出しなければならない。

(平一二労令三四・追加、平一二労令四一・一部改正)

(許可証の返納等)

**第十五条** 許可証の交付を受けた事業主は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該事実のあつた日の翌日から起算して十日以内に、許可証(第三号の場合にあつては、発見し、又は回復した許可証)を厚生労働大臣に返納しなければならない。

- 一 許可が取り消されたとき。
- 二 許可の有効期間が満了したとき。
- 三 許可証の再交付を受けた場合において、亡失した許可証を発見し、又は回復したとき。
- 2 許可証の交付を受けた事業主が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に掲げる者は、当該事実のあつた日の翌日から起算して十日以内に、許可証を厚生労働大臣に返納しなければならない。
  - 一 死亡した場合 同居の親族又は法定代理人
  - 二 法人が合併により消滅した場合 合併後存続し、又は合併により設立された法人の代表者  
(平一二労令三四・追加、平一二労令四一・一部改正)

(許可の有効期間の更新の申請手続)

**第十六条** 法第十七条第二項の規定による許可の有効期間の更新を受けようとする者は、当該許可の有効期間が満了する日の三十日前までに、港湾労働者派遣事業許可有効期間更新申請書(様式第六号)を、厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 2 法第十七条第五項において準用する法第十二条第三項の厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。
  - 一 申請者が法人である場合にあつては、第十一条第二項第一号イ、ロ、ホからリまで及びヌ(受講証明書及び医師の診断書に係る部分に限る。)に掲げる書類
  - 二 申請者が個人である場合にあつては、第十一条第二項第一号へ、ト、リ及びヌ(受講証明書及び医師の診断書に係る部分に限る。)並びに同項第二号ロに掲げる書類
- 3 法第十七条第五項において準用する法第十二条第三項の規定により添付すべき事業計画書は、港湾労働者派遣事業計画書(様式第八号)のとおりとする。
- 4 法第十七条第二項の規定による許可の有効期間の更新は、当該更新を受けようとする者が現に有する許可証と引換えに新たな許可証を交付することにより行うものとする。
- 5 統括事業所の事業主が、当該統括事業所以外の事業所に関し法第十七条第二項の規定による許可の有効期間の更新を受けようとするときは、法人にあつては第十一条第二項第一号イからホまでに掲げる書類を、個人にあつては同項第二号イからハまでに掲げる書類を添付することを要しない。
- 6 申請者が当該申請に係る港湾における一般港湾運送事業等の事業主である場合においては、法人にあつては第十一条第二項第一号チ及びリに掲げる書類を、個人にあつては同項第二号ニに掲げる書類のうち同項第一号リに掲げるものを添付することを要しない。

(平一二労令三四・追加、平一二労令四一・平一六厚労令四〇・平二七厚労令一四九・令元厚労令四六・一部改正)

(変更の許可の申請手続)

**第十七条** 法第十八条第一項の規定による許可を受けようとする者は、派遣事業対象業務変更許可申請書(様式第十一号)を、厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 2 法第十八条第二項において準用する法第十二条第三項の厚生労働省令で定める書類は、港湾運送事業の派遣事業対

象業務の種類の変更の許可の申請の日の属する月の前月末を末日とする一年間の実績報告書(様式第七号)とする。

3 法第十八条第二項において準用する法第十二条第三項の規定により添付すべき事業計画書は、港湾労働者派遣事業計画書(様式第八号)のとおりとする。

4 法第十八条第一項の規定による許可は、当該許可を受けようとする者が現に有する許可証と引換えに新たな許可証を交付することにより行うものとする。

(平一ニ労令三四・追加、平一ニ労令四一・一部改正)

(変更の届出等)

**第十八条** 法第十八条第三項又は法第十九条第一項の規定による届出をしようとする者は、当該変更に係る事実のあった日の翌日から起算して十日以内(次項の規定により登記事項証明書を添付すべき場合及び法第十二条第二項第六号に掲げる事項の変更に係る届出にあつては、三十日以内)に、当該届出に係る事項が許可証の記載事項に該当しない場合にあつては港湾労働者派遣事業変更届出書(様式第十号)を、当該届出に係る事項が許可証の記載事項に該当する場合にあつては港湾労働者派遣事業変更届出書及び許可証書換申請書(様式第十号)を厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 前項の港湾労働者派遣事業変更届出書又は港湾労働者派遣事業変更届出書及び許可証書換申請書には、第十一条第二項に規定する書類のうち当該変更事項に係る書類を添付しなければならない。

3 法第十二条第二項第六号に掲げる事項のうち派遣元責任者の氏名に変更があつた法第十八条第一項に規定する港湾派遣元事業主(以下「港湾派遣元事業主」という。)(が他の事業所において港湾労働者派遣事業を行つている場合において、当該港湾派遣元事業主が港湾労働者派遣事業を行つている当該他の事業所の派遣元責任者を当該変更に係る事業所の変更後の派遣元責任者として引き続き選任したときは、法人にあつては第十一条第二項第一号又に掲げる書類のうち履歴書及び受講証明書(選任した派遣元責任者の住所に変更がないときは、住民票の写し、履歴書及び受講証明書。以下この項において同じ。))を、個人にあつては同項第二号ニに掲げる書類のうち履歴書及び受講証明書を添付することを要しない。

(平一ニ労令三四・追加、平一ニ労令四一・平一六厚労令四〇・平二七厚労令一四九・令元厚労令四六・一部改正)

(廃止の届出)

**第十九条** 法第二十条第一項の規定による届出をしようとする者は、当該港湾労働者派遣事業を廃止した日の翌日から起算して十日以内に、許可証を添えて、港湾労働者派遣事業廃止届出書(様式第十二号)を厚生労働大臣に提出しなければならない。

(平一ニ労令三四・追加、平一ニ労令四一・一部改正)

(統括事業所の変更)

**第二十条** 統括事業所に係る港湾労働者派遣事業を行わなくなつた者は、速やかに、その旨を記載した書面を厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の書面の提出があつた場合において必要があると認めるときは、当該事業主の意見を聴いて、当該事業主に係る他の事業所を統括事業所として定めるものとする。

(平一ニ労令三四・追加、平一ニ労令四一・一部改正)

(書類の提出の経由)

**第二十一条** 法第四章又はこの章の規定により厚生労働大臣に提出する書類は、管轄公共職業安定所長を経由して提出するものとする。

(平一ニ労令三四・追加、平一ニ労令四一・一部改正)

(提出すべき書類の部数)

**第二十二条** 法第四章又はこの章の規定により厚生労働大臣に提出する書類(許可証を除く。))は、正本にその写し二通(第十一条第二項、第十六条第二項、第十七条第二項、第十八条第二項に規定する書類にあつては、一通)を添えて提出しなければならない。

(平一ニ労令三四・追加、平一ニ労令四一・一部改正)

(労働者派遣法施行規則の特例等)

**第二十三条** 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則(以下この条において「労働者派遣法施行規則」という。))第十七条第二項の規定にかかわらず、港湾派遣元事業主が労働者派遣法第二十三条第一項の規定により提出すべき事業報告書及び収支決算書は、それぞれ港湾労働者派遣事業報告書(様式第十三号)及び港湾労働者派遣事業収支決算書(様式第十四号)のとおりとし、労働者派遣法施行規則第四十八条の規定にかかわらず、港湾派遣元事業主及び港湾労働者派遣事業に係る派遣先に対する立入検査のための労働者派遣法第五十一条第二項に規定する証明書は、港湾労働者派遣事業立入検査証(様式第十五号)のとおりとする。

2 港湾派遣元事業主に関する労働者派遣法施行規則の規定の適用については、労働者派遣法施行規則第十九条中「派遣元事業主の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長」とあるのは「港湾労働法施行規則第三条第二項に規定する管轄公共職業安定所長(以下単に「管轄公共職業安定所長」という。))と、労働者派遣法施行規則第二十五条の二第一項中「同項各号」とあるのは「同項第二号から第四号まで」と、労働者派遣法施行規則第二十五条の三、第二十五条の四及び第二十五条の五第三号中「特定有期雇用派遣労働者等」とあるのは「有期雇用派遣労働者等」と、労働者派遣法施行規則第二十九条の二第一号中「三年」とあるのは「五年」と、労働者派遣法施行規則第五十五条中「厚生労働大臣の権限」とあるのは「厚生労働大臣の権限(第四号及び第六号に掲げる事項に係るものに限る。))と、「都道府県労働局長」とあるのは「管轄公共職業安定所長」とし、労働者派遣法施行規則第十九条ただし書、第二十条第四号、第二十五条第三項及び第二十五条の五第二号の規定は、適用しない。

3 港湾労働者派遣事業に係る派遣先に関する労働者派遣法施行規則の規定の適用については、労働者派遣法施行規則第三十六条第四号中「場所並びに組織単位」とあるのは「場所」とし、労働者派遣法施行規則第二十二条第四号、第三十四条第二号ただし書及び第三十五条第三項の規定は適用しない。

(平一ニ労令三四・追加、平一ニ労令四一・平一五厚労令一七九・平一八厚労令七七・平二四厚労令一一四・平二七厚労令一四九・令元厚労令四六・一部改正)

### 第三章 港湾労働者雇用安定センター

(平一二労令三四・章名追加)

(指定の申請)

**第二十四条** 法第二十八条第一項の規定による指定を受けようとする者は、各港湾について、次の事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 名称及び住所
- 二 代表者の氏名
- 三 事務所の所在地

2 前項の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

- 一 定款及び登記事項証明書
- 二 最近の事業年度における事業報告書、貸借対照表、収支決算書、財産目録その他の経理的及び技術的基礎を有することを明らかにする書類
- 三 申請の日を含む事業年度及び翌事業年度における法第三十条に規定する業務に関する基本的な計画及びこれに伴う予算
- 四 役員 の 氏 名 及 び 略 歴 を 記 載 し た 書 面
- 五 役員 の 精神 の 機能 の 障害 に 関 する 医 師 の 診 断 書 (当 該 役 員 が 精神 の 機能 の 障害 に よ り 認 知、判 断 又 は 意 思 疎 通 を 適切 に 行 う こ と が で き な い お そ れ が あ る 者 で あ る 場 合 に 限 る。)

(平一二労令三四・旧第十一条繰下・一部改正、平一二労令四一・平一七厚労令二五・平二〇厚労令一六三・令元厚労令四六・一部改正)

(法第二十八条第二項第三号の厚生労働省令で定める者)

**第二十四条の二** 法第二十八条第二項第三号ロの厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により法第三十条に規定する業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(令元厚労令四六・追加)

(名称等の変更の届出)

**第二十五条** 法第二十八条第四項の規定による届出をしようとする法第二十八条第三項に規定する港湾労働者雇用安定センター(以下「港湾労働者雇用安定センター」という。)は、次の事項を記載した書面を厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 変更後の名称若しくは住所又は事務所の所在地
- 二 変更しようとする日
- 三 変更の理由

(平一二労令三四・旧第十二条繰下・一部改正、平一二労令四一・一部改正)

(雇用安定事業関係業務を行う事務所の変更の届出)

**第二十六条** 港湾労働者雇用安定センターは、法第三十一条第二項後段の規定による届出をしようとするときは、次の事項を記載した届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 変更後の法第三十一条第二項に規定する雇用安定事業関係業務(以下「雇用安定事業関係業務」という。)を行う事務所の所在地
- 二 変更しようとする日
- 三 変更しようとする理由

(平一二労令三四・追加、平一二労令四一・平一九厚労令八〇・一部改正)

(業務規程の変更の認可の申請)

**第二十七条** 港湾労働者雇用安定センターは、法第三十二条第一項後段の規定による認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 変更しようとする事項
- 二 変更しようとする日
- 三 変更の理由

(平一二労令三四・旧第十五条繰下・一部改正、平一二労令四一・一部改正)

(法第三十二条第二項の厚生労働省令で定める事項)

**第二十八条** 法第三十二条第二項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 法第三十二条第一項に規定する事業主支援業務(以下「事業主支援業務」という。)の実施方法に関する事項
- 二 雇用安定事業関係業務の実施方法に関する事項

(平一二労令三四・旧第十六条繰下・一部改正、平一二労令四一・平一九厚労令八〇・一部改正)

(経理原則)

**第二十九条** 港湾労働者雇用安定センターは、その業務の財政状態を明らかにするため、財産の増減及び異動をその発生の事実に基づいて経理しなければならない。

(平一二労令三四・追加)

(区分経理の方法)

**第三十条** 港湾労働者雇用安定センターは、事業主支援業務に係る経理及び雇用安定事業関係業務に係る経理についてそれぞれ特別の勘定を設け、事業主支援業務に係る経理、雇用安定事業関係業務に係る経理及びその他の業務に係る経理をそれぞれ区分して整理しなければならない。

(平一二労令三四・旧第十七条繰下・一部改正、平一九厚労令八〇・一部改正)

(事業計画書等の認可の申請)

**第三十一条** 港湾労働者雇用安定センターは、法第三十四条第一項前段の規定による認可を受けようとするときは、毎事業年度開始前に(指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、事業計画書及び収支予算書を厚生労働大臣に提出して申請しなければならない。

(平一二労令三四・旧第十八条繰下・一部改正、平一二労令四一・一部改正)

(事業計画書の記載事項)

**第三十二条** 法第三十四条第一項の事業計画書には、次に掲げる事項に関する計画を記載しなければならない。

- 一 法第三十一条第一項第一号の調査研究に関する事項

- 二 法第三十一条第一項第二号の相談その他の援助に関する事項
- 三 法第三十一条第一項第三号の相談その他の援助に関する事項
- 四 法第三十一条第一項第四号の研修に関する事項
- 五 法第三十一条第一項第五号の港湾労働者派遣事業の派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な事業に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、法第三十条各号に掲げる業務に関する事項

(平一二労令三四・追加、平一九厚労令八〇・一部改正)

(収支予算書)

**第三十三条** 収支予算書は、収入にあつてはその性質、支出にあつてはその目的に従つて区分するものとする。

(平一二労令三四・旧第十九条線下)

(収支予算書の添付書類)

**第三十四条** 港湾労働者雇用安定センターは、法第三十四条第一項前段の規定により収支予算書について認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 前事業年度の予定貸借対照表
- 二 当該事業年度の予定貸借対照表
- 三 前二号に掲げるもののほか、当該収支予算書の参考となる書類

(平一二労令三四・旧第二十条線下・一部改正、平一二労令四一・一部改正)

(事業計画書等の変更の認可の申請)

**第三十五条** 港湾労働者雇用安定センターは、法第三十四条第一項後段の規定により事業計画書又は収支予算書の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。この場合において、収支予算書の変更が前条第二号又は第三号に掲げる書類の変更に伴うときは、当該変更後の書類を添付しなければならない。

(平一二労令三四・旧第二十一条線下・一部改正、平一二労令四一・一部改正)

(予備費)

**第三十六条** 港湾労働者雇用安定センターは、予見することができない理由による支出予算の不足を補うため、収入支出予算に予備費を設けることができる。

2 港湾労働者雇用安定センターは、雇用安定事業関係業務に係る経理についての特別の勘定(第三十八条第三項において「雇用安定事業関係業務特別勘定」という。)の予備費を使用したときは、速やかに、その旨を厚生労働大臣に通知しなければならない。

3 前項の規定による通知は、使用の理由、金額及び積算の基礎を明らかにした書類をもつてするものとする。

(平一二労令三四・追加、平一二労令四一・平一九厚労令八〇・一部改正)

(予算の流用等)

**第三十七条** 港湾労働者雇用安定センターは、支出予算については、収支予算書に定める目的の外に使用してはならない。ただし、予算の実施上適当かつ必要であるときは、第三十三条の規定による区分にかかわらず、相互流用することができる。

2 港湾労働者雇用安定センターは、厚生労働大臣が指定する経費の金額については、厚生労働大臣の承認を受けなければ、それらの経費の間又は他の経費との間に相互流用し、又はこれに予備費を使用することができない。

3 港湾労働者雇用安定センターは、前項の規定による予算の流用又は予備費の使用について厚生労働大臣の承認を受けようとするときは、流用又は使用の理由、金額及び積算の基礎を明らかにした書類を厚生労働大臣に提出しなければならない。

(平一二労令三四・追加、平一二労令四一・一部改正)

(予算の繰越し)

**第三十八条** 港湾労働者雇用安定センターは、支出予算の経費の金額のうち当該事業年度内に支出決定を終わらないものについて、予算の実施上必要があるときは、これを翌事業年度に繰り越して使用することができる。ただし、厚生労働大臣が指定する経費の金額については、あらかじめ、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

2 港湾労働者雇用安定センターは、前項ただし書の規定による承認を受けようとするときは、当該事業年度末までに、事項ごとに繰越しを必要とする理由及び金額を明らかにした書類を厚生労働大臣に提出しなければならない。

3 港湾労働者雇用安定センターは、雇用安定事業関係業務特別勘定について第一項の規定による繰越しをしたときは、当該事業年度終了後二月以内に、繰越し計算書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

4 前項の繰越し計算書は、支出予算と同一の区分により作成し、かつ、当該繰越し計算書に繰越しに係る経費の予算現額並びに当該経費の予算現額のうち支出決定済額、翌事業年度への繰越額及び不用額を記載しなければならない。

(平一二労令三四・追加、平一二労令四一・平一九厚労令八〇・一部改正)

(事業報告書等の承認の申請)

**第三十九条** 港湾労働者雇用安定センターは、法第三十四条第三項の規定による承認を受けようとするときは、毎事業年度終了後三月以内に申請しなければならない。

(平一二労令三四・追加)

(収支決算書)

**第四十条** 収支決算書は、収入支出予算と同一の区分により作成し、かつ、当該収支決算書に次に掲げる事項を示さなければならない。

- 一 収入
  - イ 収入予算額
  - ロ 収入決定済額
  - ハ 収入予算額と収入決定済額との差額
- 二 支出
  - イ 支出予定額
  - ロ 前事業年度からの繰越額
  - ハ 予備費の使用の金額及びその理由
  - ニ 流用の金額及びその理由

- ホ 支出予算の現額
  - ヘ 支出決定済額
  - ト 翌事業年度への繰越額
  - チ 不用額
- (平一二労令三四・追加)

(会計規程)

**第四十一条** 港湾労働者雇用安定センターは、その財務及び会計に関し、法及びこの省令で定めるもののほか、会計規程を定めなければならない。

2 港湾労働者雇用安定センターは、前項の会計規程を定めようとするときは、その基本的事項について厚生労働大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

3 港湾労働者雇用安定センターは、第一項の会計規程を制定し、又は変更したときは、その理由及び内容を明らかにして、遅滞なく厚生労働大臣に提出しなければならない。

(平一二労令三四・追加、平一二労令四一・一部改正)

(役員の選任及び解任の認可の申請)

**第四十二条** 港湾労働者雇用安定センターは、法第三十七条第一項の規定による認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 選任又は解任に係る役員の氏名及び略歴

二 選任又は解任の理由

(平一二労令三四・旧第二十四条繰下・一部改正、平一二労令四一・一部改正)

(立入検査のための証明書)

**第四十三条** 法第三十八条第二項の証明書は、厚生労働大臣の定める様式によるものとする。

(平一二労令三四・旧第二十五条繰下・一部改正、平一二労令四一・一部改正)

(雇用安定事業関係業務の引継ぎ等)

**第四十四条** 法第四十二条第一項の規定により厚生労働大臣が雇用安定事業関係業務を行うものとするときは、港湾労働者雇用安定センターは、次の事項を行わなければならない。

一 雇用安定事業関係業務を厚生労働大臣に引き継ぐこと。

二 雇用安定事業関係業務に関する帳簿及び書類を厚生労働大臣に引き継ぐこと。

三 その他厚生労働大臣が必要と認める事項

2 法第四十二条第一項の規定により厚生労働大臣が行っている雇用安定事業関係業務を行わないものとするときは、厚生労働大臣は次の事項を行わなければならない。

一 雇用安定事業関係業務を港湾労働者雇用安定センターに引き継ぐこと。

二 雇用安定事業関係業務に関する帳簿及び書類を港湾労働者雇用安定センターに引き継ぐこと。

三 その他厚生労働大臣が必要と認める事項

(平一二労令三四・追加、平一二労令四一・平一九厚労令八〇・一部改正)

#### 第四章 雑則

(平一二労令三四・追加)

(報告及び検査)

**第四十五条** 管轄公共職業安定所長は、法第四十五条第一項の規定により、事業主に対し必要な事項を報告させるときは、当該報告すべき事項及び当該報告をさせる理由を書面により通知するものとする。

2 法第四十五条第三項において準用する法第三十八条第二項の証明書は、港湾労働立入検査証(様式第十六号)のとおりとする。

(平一二労令三四・追加、平一八厚労令七七・一部改正)

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、昭和六十四年一月一日から施行する。

港湾労働法施行令第二条第三号の規定に基づく厚生労働大臣が指定する区域

(昭和六十三年十二月二十日)

(労働省告示第百一号)

港湾労働法施行令(昭和六十三年政令第三百三十五号)第二条第三号の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する区域を次のように定める。

港湾労働法施行令(以下「令」という。)第二条第三号に規定する労働大臣が指定する区域は、次の表の上欄に掲げる令別表の上欄に掲げる港湾ごとに、それぞれ次の表の下欄に掲げる区域とする。

令別表の上欄に掲げる港湾	区 域
東京	<p>一 荒川口左岸突端から東日本旅客鉄道株式会社(以下「東日本旅客会社」という。)総武本線荒川橋りょうに至る同川左岸の線、同橋りょうから東日本旅客会社総武本線に沿って同線都道上野月島線橋りょうに至る線、同橋りょうから都道上野月島線、都道本郷亀戸線、都道吾妻橋伊興町線、一般国道四号、都道言問橋南千住線、一般国道六号、特別区道中日第三号路線、特別区道中日第六号路線、都道日本橋芝浦大森線、一般国道十五号、一般国道百三十一号及び都道東京大師横浜線に沿って多摩川大師橋に至る線、同橋から多摩川口左岸突端に至る同川左岸の線並びに陸岸により囲まれた区域</p> <p>二 東京灯標(北緯三五度三分五八秒東経一三九度四九分四一秒)から二五度三分九、二八〇メートルの地点から一九九度五、三七〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一九〇度一〇、六一〇メートルの地点(以下「A地点」という。)まで引いた線、A地点から多摩川の河口における東京都と神奈川県との境界に当たる地点(以下「B地点」という。)まで引いた線及び陸岸により囲まれた区域内の埋立地</p> <p>三 令別表の上欄に掲げる東京の港湾の水域のうち陸岸から二〇〇メートルの範囲内の海面及び多摩川多摩川大橋下流の東京都の区域内の河川水面</p>
横浜	<p>一 多摩川口右岸突端から同川多摩川大橋に至る同川右岸の線、同橋から市道幸多摩線及び県道川崎府中線に沿って東日本旅客会社東海道本線県道川崎府中線橋りょうに至る線、同橋りょうから東日本旅客会社東海道本線に沿って同線県道大師河原幸線橋りょうに至る線、同橋りょうから県道大師河原幸線、県道東京大師横浜線、一般国道十五号及び一般国道一号に沿って派新田間川金港橋に至る線、同橋から新田間川新田間橋に至る派新田間川及び新田間川左岸の線、同橋から県道横浜生田線及び一般国道十六号に沿って東日本旅客会社根岸線一般国道十六号橋りょうに至る線、同橋りょうから東日本旅客会社根岸線に沿って同線中村川橋りょうに至る線、同橋りょう、同橋りょうから堀川山下橋に至る中村川及び堀川右岸の線、同橋から市道山下本牧磯子線、一般国道十六号及び市道杉田方面三八九号線に沿って杉田川つくも橋に至る線、同橋、同橋から杉田川神戸橋に至る同川右岸の線、同橋から一般国道三百五十七号に沿って横浜市金沢区福浦三丁目の陸岸まで引いた線並びに陸岸により囲まれた区域</p> <p>二 B地点からA地点まで引いた線、A地点から二三三度九、三六〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二一九度六、〇〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二〇四度七、二三〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二二六度三〇分一、四五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から神奈川県横須賀市夏島町北端(北緯三五度一分九分四九秒東経一三九度三八分二七秒)まで引いた線及び陸岸により囲まれた区域内の埋立地</p> <p>三 令別表の上欄に掲げる横浜の港湾の水域のうち陸岸から五〇〇メートルの範囲内の海面及び多摩川多摩川大橋下流の神奈川県内の河川水面</p>
名古屋	<p>一 矢田川口右岸突端から名古屋鉄道株式会社常滑線矢田川橋りょうに至る同川右岸の線、同橋りょうから名古屋鉄道株式会社常滑線に沿って同線東海旅客鉄道株式会社(以下この号において「東海旅客会社」という。)東海道本線橋りょうに至る線、同橋りょうから東海旅客会社東海道本線に沿って同線一般国道十九号橋りょうに至る線、同橋りょうから一般国道十九号及び市道広小路線に沿って東海旅客会社関西本線市道広小路線橋りょうに至る線、同橋りょうから東海旅客会社関西本線に沿って市道名古屋環状線東海旅客会社関西本線橋りょうに至る線、同橋りょうから市道名古屋環状線及び一般国道二十三号(名四道路)に沿って同国道が海部郡飛鳥村大字飛鳥新田字竹之郷ヨタレ南の割の位置に達する地点に至る線、同地点から村道新政成三福線及び県道百四号に沿って筏川樋門に至る線、同門、同門から名古屋港防潮堤及び名古屋港高潮防波堤に沿って同防波堤屈曲部南西角(北緯三五度一分六秒東経一三六度四六分五三秒。次号において「C地点」という。)に至る線並びに陸岸により囲まれた区域(東海旅客会社東海道本線市道江川線橋りょうから東海旅客会社東海道本線及び日本貨物鉄道株式会社東臨港貨物線に沿って同線市道東海橋線橋りょうに至る線並びに同橋りょうから市道東海橋線、一般国道百五十四号、市道西町線及び市道江川線に沿って東海旅客会社東海道本線市道江川線橋りょうに至る線により囲まれた区域を除く。)</p> <p>二 大野港北防波堤灯台(北緯三四度五五分五八秒東経一三六度四九分一九秒)から三四〇度一〇〇メートルの地点から伊勢湾灯標(北緯三四度五六分一六秒東経一三六度四七分三三秒)まで引いた線、同灯標から三五三度三〇分九八〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三三一度三〇分四、五二〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三八二度二、四二〇メートルの地点まで引いた線、同地点からC地点まで引いた線、C地点から名古屋港高潮防波堤北西基点(北緯三五度二分六秒東経一三六度四五分五八秒)まで引いた線及び陸岸により囲まれた区域内の埋立地</p> <p>三 令別表の上欄に掲げる名古屋の港湾の水域のうち陸岸から五〇〇メートルの範囲内の海面</p>

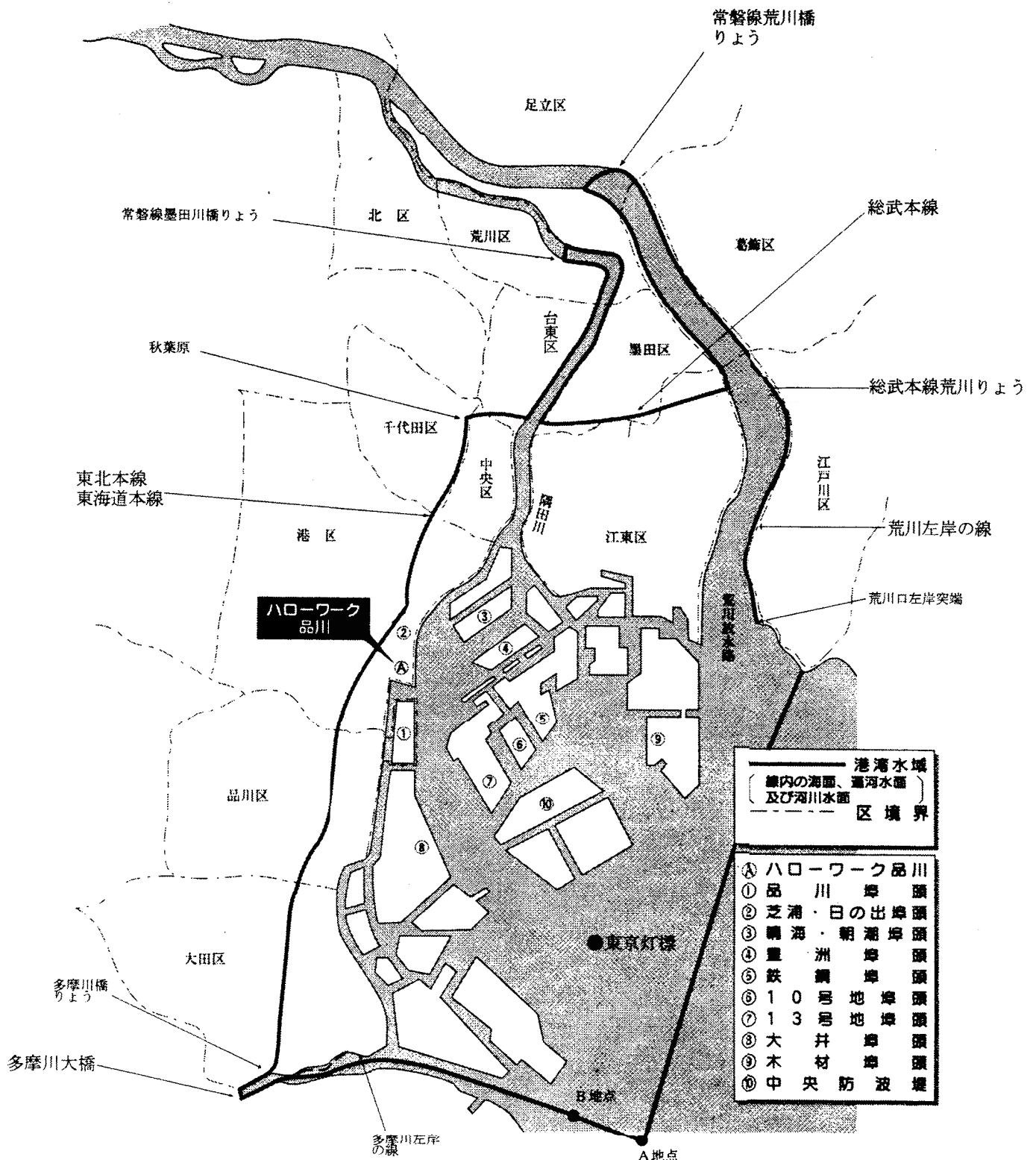
大阪	<p>一 神崎川口右岸突端から左門殿川辰巳橋に至る神崎川及び左門殿川右岸の線、同橋から一般国道四十三号、市道福町浜町線、一般国道二号、市道海老江九条線、市道安井町線、市道川口西九条線、市道西野田線、市道曾根崎川北岸線、府道大阪伊丹線、市道江戸堀線、府道大阪臨海線、市道玉造西九条線、市道南北線、市道難波境川線、府道大阪臨海線、一般国道二十六号、府道堺狭山線及び府道堺阪南線に沿って大津川大津川橋に至る線、同橋、同橋から大津川口左岸突端に至る同川左岸の線並びに陸岸により囲まれた区域</p> <p>二 大阪南港南防波堤灯台（北緯三四度三七分四二秒東経一三五度二三分二秒）から一二度七、九二〇メートルの地点から二一四度一八、〇〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一三〇度に引いた線及び陸岸に囲まれた区域内の埋立地</p> <p>三 令別表の上欄に掲げる大阪の港湾の水域のうち陸岸から二〇〇メートルの範囲内の海面</p>
神戸	<p>一 芦屋川口左岸突端から同川芦屋川橋に至る同川左岸の線、同橋から一般国道四十三号、一般国道二号、市道中央幹線及び市道税関線に沿って西日本旅客鉄道株式会社（以下この号において「西日本旅客会社」という。）東海道本線市道税関線橋りように至る線、同橋りようから西日本旅客会社の東海道本線、山陽本線及び和田岬線に沿って一般国道二号西日本旅客会社和田岬線橋りように至る線、同橋りようから一般国道二号に沿って妙法寺川若宮橋に至る線、同橋、同橋から妙法寺川口右岸突端に至る同川右岸の線並びに陸岸により囲まれた区域</p> <p>二 神戸第七防波堤東灯台（北緯三四度四〇分三四秒東経一三五度一七分四五秒）から一〇度四、八〇〇メートルの地点から一七五度九、八七〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二五九度一、九四〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三〇一度五、四三〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二七〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた区域内の埋立地</p> <p>三 令別表上欄に掲げる神戸の港湾の水域のうち陸岸から五〇〇メートルの範囲内の海面</p>
関門	<p>一 一般国道二号と市道長府才川一九号線との交差点から同市道及び市道長府扇町一号線に沿って陸岸に至る線、同交差点から一般国道二号、一般国道九号及び一般国道百九十一号に沿って同国道が下関市今浦町五十七番地の一の位置に達する地点に至る線、同地点から二一〇度に引いた陸岸に至る線並びに陸岸により囲まれた区域</p> <p>二 彦島関彦橋から県道南風泊港線、県道田の首下関線、県道福浦港金比羅線及び県道南風泊港線に沿って竹ノ子島昭和橋に至る線並びに陸岸により囲まれた区域</p> <p>三 響灘大橋から〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた区域</p> <p>四 令別表上欄に掲げる関門の港湾の、海上における南西側の境界線と交わる陸岸の地点（北緯三三度五六分四三秒東経一三〇度四五分〇九秒）から一八〇度一、五八七メートルの地点まで引いた線、同地点から二〇二度三分に引いた響灘西一道路に至る線、同道路、一般国道四百九十五号、市道浜町一九号線、市道本町二〇号線、市道本町三十三号線、一般国道百九十九号、県道本城熊手線、一般国道三号、県道八幡戸畑線及び一般国道百九十九号に沿って一般国道百九十九号九州旅客鉄道株式会社鹿児島本線橋りように至る線、同橋りようから九州旅客鉄道株式会社鹿児島本線に沿って同線県道小倉港線橋りように至る線、同橋りようから県道小倉港線、一般国道百九十九号、一般国道三号、一般国道二号及び県道黒川白野江東本町線に沿って同県道が北九州市門司区大字田野浦千二百六番の一の位置に達する地点に至る線、同地点から部埼灯台（北緯三三度五七分三四秒東経一三一度一分二秒）まで引いた線、同灯台から一〇度三分に引いた陸岸に至る線並びに陸岸により囲まれた区域</p> <p>五 吉志橋から一四二度に引いた陸岸に至る線、同橋から県道門司荻田線に沿って北九州市門司区大字畑八百四十七番の一の位置に達する地点に至る線、同地点から三八度に引いた陸岸に至る線及び陸岸により囲まれた区域</p> <p>六 令別表の上欄に掲げる関門の港湾の水域のうち陸岸から五〇〇メートルの範囲内の海面</p>

## 附則（抄）

### （適用期日）

第一 この告示は、内閣法の一部を改正する法律（平成十二年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から適用する。

# 東京港の港湾水域図 (港湾労働法施行令による)



管轄区域……13区

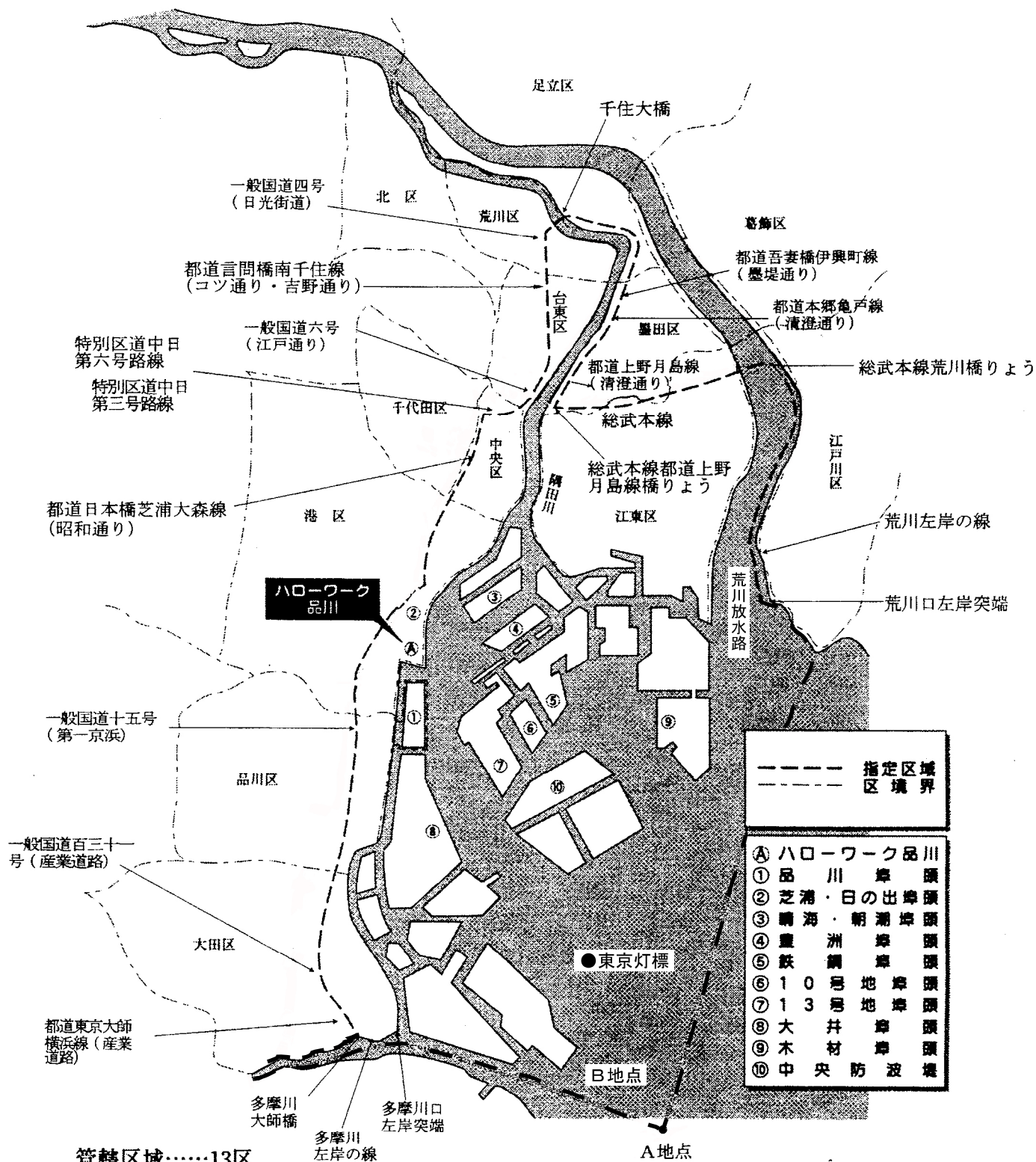
千代田・中央・港・台東・墨田・江東・品川・大田・北・荒川・足立・葛飾・江戸川

指定区域……10区

中央・港・台東・墨田・江東・品川・大田・荒川・足立・江戸川



# 東京港の水域及び指定区域図 (港湾労働法施行令による)





港湾労働指定区域

江東区		墨田区	
町名	五十音	町名	五十音
青海	1丁目～4丁目	吾妻橋	1丁目7番～23番
有明	1丁目～4丁目	菊川	1丁目～3丁目
石島		江東橋	1丁目～5丁目
海辺		立川	1丁目～4丁目
永代	1丁目～2丁目	千歳	1丁目～3丁目
枝川	1丁目～3丁目	堤通	1丁目～2丁目
越中島	1丁目～3丁目	東駒形	1丁目1番～5番
扇橋	1丁目～3丁目	本所	1丁目1番～6番、33番～36番
大島	1丁目～9丁目	緑	1丁目～4丁目
亀戸	1丁目、6丁目～7丁目、9丁目	向島	1丁目1番
北砂	1丁目～7丁目	〃	2丁目1番
木場	1丁目～6丁目	〃	5丁目1番、5番～9番
清澄	1丁目～3丁目	横綱	1丁目、2丁目
佐賀	1丁目、2丁目	両国	1丁目～4丁目
猿江	1丁目、2丁目		
塩浜	1丁目、2丁目	足立区	
潮見	1丁目、2丁目	町名	五十音
東雲	1丁目、2丁目	千住曙町	38番～42番
白河	1丁目～4丁目	千住河原町	10番～49番
新大橋	1丁目～3丁目	千住関屋町	
新木場	1丁目～4丁目	千住橋戸町	47番～96番
新砂	1丁目～3丁目		
住吉	1丁目、2丁目	荒川区	
千石	1丁目～3丁目	町名	五十音
千田		南千住	3丁目、4丁目、7丁目、8丁目
高橋			
辰巳	1丁目～3丁目	台東区	
東陽	1丁目～7丁目	町名	五十音
常磐	1丁目、2丁目	浅草	7丁目
富岡	1丁目、2丁目	今戸	1丁目、2丁目
豊洲	1丁目～6丁目	雷門	2丁目1番、2番、20番
東砂	1丁目～8丁目	清川	1丁目、2丁目
平野	1丁目～4丁目	蔵前	1丁目、2丁目
深川	1丁目、2丁目	駒形	2丁目
福住	1丁目、2丁目	橋場	1丁目、2丁目
冬木		花川戸	1丁目1番～3番、11番～12番
古石場	1丁目～3丁目	花川戸	2丁目1番、2番、14番、15番
牡丹	1丁目～3丁目	柳橋	1丁目、2丁目
南砂	1丁目～7丁目		
三好	1丁目～4丁目		
毛利	1丁目、2丁目		
森下	1丁目～5丁目		
門前仲町	1丁目、2丁目		
夢の島	1丁目～3丁目		
若洲	1丁目～3丁目		
海の森	1丁目～3丁目		
江戸川区			
町名	五十音		
小松川	1丁目～3丁目		
平井	1丁目～4丁目		

# 港 灣 雇 用 安 定 等 計 画



# 港湾雇用安定等計画

## 1 計画の基本的考え方

### (1) 計画のねらい

この計画は、港湾労働法施行令（昭和63年政令第335号）別表の上欄に掲げる港湾（東京、横浜、名古屋、大阪、神戸及び関門の各港湾。以下「6大港」という。）における港湾労働者に係る労働力の需給の調整、雇用の改善並びに能力の開発及び向上に関し、国、都府県、港湾労働者雇用安定センター、事業主及び事業主団体が講ずべき措置の指針を示すものである。

### (2) 計画の背景と課題

#### イ 港湾労働者の雇用の改善並びに能力の開発及び向上の現状

港湾運送事業は、貨物の取扱量が日ごとに変動するという特徴（以下「港湾運送の波動性」という。）を有しており、個別の企業において常用労働者のみによって荷役作業を処理することには限界があり、企業外労働力に依存せざるを得ない状況にある。企業外労働力として日雇労働者に依存することは労働者の雇用の安定上も問題があるだけでなく、その就労に際し、第三者が不当に介入する弊害も生ずるおそれがある。また、港湾運送事業主には、中小企業が多いこともあり、次に掲げるように、労働者の雇用の改善並びに能力の開発及び向上については、一部の事項について改善しているものの、荷待ちのために待機時間が発生しやすいこと等の港湾運送事業の特性もあり、全体としては、他の産業に比してなお改善の余地のある状況となっているところである。

#### (イ) 労働時間

賃金構造基本統計調査によると、港湾労働者の平成29年6月における月間実労働時間は196時間（190時間（平成24年6月））となっており、全産業の労働者の平成29年6月における月間実労働時間である178時間（178時間（平成24年6月））に比して長くなっている。

また、賃金構造基本統計調査によると、港湾労働者の平成29年6月における月間所定労働時間は全産業の労働者の同月における月間所定労働時間に比して短くなっている一方、港湾労働者の同月における月間所定外労働時間は35時間（28時間（平成24年6月））となっており、全産業の労働者の平成29年6月における月間所定外労働時間13時間（13時間（平成24年6月））に比して長くなっている。

#### (ロ) 週休二日制の導入状況

港湾運送事業雇用実態調査によると、6大港の港湾運送事業所のうち何らかの形で週休二日制を導入している事業所の割合は、平成30年6月30日現在で87.8%（87.4%（平成25年6月30日））となっており、就労条件総合調査による全産業の平成30年1月1日現在における何らかの週休二日制の導入割合である87.2%

(85.3% (平成25年1月1日))と同程度となっているところである。

(ハ) 退職金制度等の有無

港湾運送事業雇用実態調査によると、6大港の港湾運送事業所のうち退職金制度を導入している事業所の割合は、平成30年6月30日現在で88.0%となっており、就労条件総合調査による全産業の平成30年1月1日現在における退職給付制度の導入割合である80.5%に比して導入率が高くなっているところである。

(二) 教育訓練

港湾運送事業雇用実態調査によると、港湾運送事業主の行う教育訓練は、平成30年6月30日現在で、6大港の67.4% (69.1% (平成25年6月30日))の港湾運送事業所で実施されている。

ロ 今後の港湾労働対策の課題

(イ) イで述べたように、港湾労働の分野においては、港湾労働者の雇用の改善並びに能力の開発及び向上について更に改善すべき状況にあるが、これに加え、近年、港湾労働を取り巻く環境は大きく変化しているところである。

a 規制改革の影響を踏まえた取組の継続

6大港における港湾運送事業に係る規制改革以来、港湾運送事業主に対して、事業の一層の効率化及びサービスの多様化の要請が強まり、港湾労働者の雇用の安定が損なわれることが懸念されてきた。このため、これまでも港湾労働者の雇用の安定と港湾運送事業における効率的な経営・就労体制の確立との両立に資する施策に取り組んできたところであるが、これらの取組を引き続き講ずる必要がある。

b 近代的荷役の進展

貨物輸送のコンテナ化、コンテナ船の大型化、荷役作業の機械化、設備の近代化等近代的荷役がより一層進展していることや、港湾運送事業に係る規制改革により、港湾運送事業主に対してより効率的な経営が求められていることに伴い、港湾労働者自身が高度な技能・技術を習得することに加え、港湾運送事業主においても高度な技能労働者を確保することが課題となっている。このため、高度な技能労働者の確保に資する施策を引き続き講ずる必要がある。

c 港湾運送の波動性への対応

貨物輸送のコンテナ化等近代的荷役の進展にもかかわらず、港湾運送の波動性は依然として存在しており、港湾運送事業に係る規制改革以来、港湾運送事業主はより効率的な経営を求められている。このため、港湾運送の波動性に効率的かつ的確に対応するための施策を引き続き講ずる必要がある。

(ロ) 今後の港湾労働対策においては、(イ)を踏まえ、港湾労働を取り巻く環境の変化に的確に対応した港湾労働者の雇用の改善並びに能力の開発及び向上を促進する

ための施策の推進、港湾労働者派遣制度の適切な運営及び有効活用の促進等を通じて、引き続き港湾労働者の雇用の安定その他の港湾労働者の福祉の増進を図っていくことが重要である。

- (ハ) 港湾運送業界については、高齢化の進展や低調な入職率等により、このままでは将来的に技能労働者が不足する懸念があり、若年労働者の確保・育成が極めて重要な課題となっている。

また、昨今の働き方改革を巡る様々な議論・取組が社会全体で行われる中、港湾労働対策の推進に当たっても、労働時間の問題を始めとする様々な課題への対応が求められている。

これらの状況を踏まえ、労働条件の改善・雇用環境の整備等を通じた魅力ある職場づくりの推進について、行政はもとより、労使も含めて引き続き議論を行うとともに、将来の発展を見据えた取組を行う必要がある。

### (3) 計画の期間

計画の期間は、平成31年度から平成35年度までとする。

## 2 港湾労働者の雇用の動向に関する事項

### (1) 港湾運送量の動向

6大港における港湾運送量は、船舶積卸量が5億9百万トンであった平成13年度以降再び増加傾向にあり、平成28年度においては6億6千3百万トンとなっている。また、6大港における船舶積卸量に占めるコンテナ貨物の割合は、平成10年度には60%を超え、その後も引き続き上昇傾向にあり、平成28年度においては69.4%となっているところである。

このような近代的荷役の進展にもかかわらず、港湾運送の波動性は依然として存在しているところである。

### (2) 港湾労働者の雇用の動向

#### イ 労働者数

6大港における年度平均常用港湾労働者数は、28,958人であった平成14年度以降増加傾向にあり、平成29年度においては33,746人となっているところである。

#### ロ 就労状況

6大港における港湾労働者の月間平均就労延日数は、約50万8千人日であった平成14年度以降増加傾向にあり、平成29年度においては約55万人日となっているところである。そのうち常用港湾労働者の月間平均就労延日数は、港湾労働者の雇用の安定を図るための企業常用化の推進により、約53万3千人日（港湾労働者派遣制度に係る派遣労働者の就労日数を含む。）で、全体の96.8%を占めるに至っているところである。

#### ハ 入職率及び離職率

6大港における港湾労働者の入職率は一貫して低い割合となっており、雇用動向調査



によると、平成29年の全産業における労働者の入職率は16.0%となっているのに対し、一般財団法人港湾労働安定協会の調査によると、同年の6大港における港湾労働者の入職率は8.9%にとどまっている。また、離職率についても同様の傾向が見られるところであり、雇用動向調査によると、同年の全産業における労働者の離職率が14.9%となっているのに対し、一般財団法人港湾労働安定協会の調査によると、同年の6大港における港湾労働者の離職率は8.4%となっているところである。

## 二 港湾労働者の年齢構成

港湾労働者の平成29年における高齢者割合（50歳以上の者の比率）は25.2%となっており、全産業の労働者の29.3%に比して低い水準となっている。一方、平成25年における港湾労働者の同割合は20.4%、全産業の労働者の同割合は27.4%であったことから、港湾労働者の高齢化は他産業と比べ急速に進展しているといえる。

## 3 労働力の需給の調整の目標に関する事項

### (1) 労働力の需給の調整の目標

港湾労働法（昭和63年法律第40号）は、事業主に雇用される常用労働者による荷役処理を原則としているところであるが、近年、コンテナ輸送の増大等、港湾における輸送革新はより一層進展しているところであり、港湾運送の分野においては、高度な技術・技能を有する労働者をより積極的に活用していく方策が求められているところである。このため、港湾運送の業務に従事する労働者については、常用労働者として雇用し、計画的に教育訓練を行うことにより、高度な技術・技能を有する労働者を養成していくことが重要である。また、日雇労働者の就労に際し、第三者が不当に介入することによる弊害が発生するおそれがあることから、このような問題を回避するためにも、港湾運送の業務については、基本的に常用労働者で対応することが適当である。

このような観点から、港湾における荷役作業については、各事業主に雇用される常用労働者による対応を原則としており、港湾運送の波動性に対応した企業外労働力については、港湾労働者派遣制度に基づき派遣される他の事業主に雇用される常用労働者による労働力の需給の調整が原則とされ、港湾労働者派遣制度を利用したにもかかわらず必要な労働力を確保できない場合には公共職業安定所の紹介による日雇労働者の雇入れが認められ、かつ、適格な求職者の紹介が受けられない等の場合に限り日雇労働者の直接雇用が例外的な措置として認められているところである。

これらのことを踏まえ、港湾における荷役作業については、今後とも、各事業主に雇用される常用労働者による対応を原則とし、企業外労働力としては港湾労働者派遣制度による他の事業主に雇用される常用労働者による対応を原則とすることについて徹底を図ることにより、港湾労働者の常用化を更に推進するとともに、事業主に雇用される常用労働者の雇用の安定に一層努めることとする。

### (2) 労働力の需給の調整に関して講ずべき措置

#### イ 国及び都府県が講ずる措置

(イ) 港湾労働法の趣旨及び目的の徹底を図るための事業主に対する指導の実施

事業主の企業外労働力への安易な依存を排除し、港湾労働者の常用化を促進するため、事業所等の積極的な訪問等を通じ、必要な指導を行うことにより、港湾における荷役作業については、各事業主に雇用される常用労働者によって処理することを原則とする港湾労働法の趣旨及び目的の更なる周知徹底を図る。

(ロ) 港湾労働者の常用化の推進

公共職業安定所において、常用労働者に係る適格な求職者の紹介の実施、求人・求職情報の積極的な提供等を行い、港湾労働者の常用化の推進を図る。

(ハ) 港湾労働者派遣制度の適正な運営及び有効活用の促進

港湾労働者派遣制度の適正な運営により、常用労働者の就労機会の確保及び雇用の安定を図るため、事業主に対し、同制度の趣旨の周知徹底を図るとともに、必要な指導を行う。

また、同制度の実施状況の的確な把握に努め、港湾労働者からの港湾労働法第44条第1項の規定に基づく申告に対する迅速な対応、現場パトロール及び立入検査の効果的な実施等を図る。

これらの取組に当たっては、一般財団法人港湾労働安定協会と協力し、同制度の一層の周知に努めるとともに、その更なる活用促進に向けた方策について検討する。

(ニ) 直接雇用の日雇労働者問題への対応

平成29年度における直接雇用の日雇労働者の月間平均就労延日数は16,079人日で、港湾労働者全体の2.9%を占めている。平成24年度以降、当該割合は横ばいとなっており、これまで当該割合が減少するよう努めてきたところであるが、減少に結びついていない状況にある。

このため、公共職業安定所において、事業主が求める人材と日雇労働者が有する技能・経験等とのマッチングが、荷役の種類の違いなど各港湾における固有の事情を踏まえつつ円滑に行われるよう、事業主及び事業主団体とも連携しつつ、適格な求職者の紹介のための機能の充実・強化を図り、必要な労働力の確保に努めることとする。

また、各事業主における直接雇用の日雇労働者の使用状況の的確な把握に努め、直接雇用の日雇労働者を多数使用する事業主に対し、雇用管理に関する勧告を含め必要な指導を行い、直接雇用の日雇労働者の月間平均就労延日数の減少に更に努めることとする。

(ホ) 雇用秩序の維持

港湾における雇用秩序が維持されることは、港湾労働者の雇用の安定その他の港湾労働者の福祉の増進を図る観点から必要不可欠である。このため、港湾労働法遵守強化旬間等を通じて、港湾関係者の遵守意識の一層の高揚を図るとともに、雇用秩序連絡会議の積極的開催、港湾労働者からの港湾労働法第44条第1項の規定に基づく申告に対する迅速な対応、現場パトロール及び立入検査の効果的な実施、雇用管理に関

する適時適切な勧告等により、違法就労の防止を図ることとする。

また、現場パトロール等の際に、色分けされた港湾労働者証を確認し、港湾運送事業法（昭和26年法律第161号）違反の疑いがある事態を把握した場合は、管轄の地方運輸局等と速やかに情報共有を行うなど、取組の実効性の確保を図る。さらに、港湾労働法施行令第2条第3号に規定する港湾倉庫（以下「港湾倉庫」という。）については、より適正に制度を運用していくという観点から、港湾倉庫に該当するか否かの調査、それに当たっての貨物量の算定の基準の在り方等について、各港湾の実情を踏まえつつ検討を行う。

(ヘ) 港湾労働者雇用安定センターに対する指導及び助言の実施

港湾労働者派遣制度による効率的かつ的確な労働力の需給の調整を実施するため、港湾労働者雇用安定センターが行う事業主支援業務及び雇用安定事業関係業務の実施について必要な指導及び助言を行う。

(ト) 派遣法等の適正な実施を図るための事業主に対する指導の実施

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「派遣法」という。）又は職業安定法（昭和22年法律第141号）に違反する形態による労働力の需給調整については、港湾における雇用秩序を混乱させるものであることから、その是正指導及び防止の更なる徹底を図る。

また、共同受注・共同就労については、それぞれの作業が適正な請負として実施される必要がある。このため、共同受注・共同就労を労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準（昭和61年労働省告示第37号）に照らし適切な請負として実施すべきことについて、事業所等の積極的な訪問等を通じ、必要な指導を行う。

ロ 港湾労働者雇用安定センターが講ずる措置

(イ) 事業主支援業務の適正な実施

港湾労働者派遣制度による効率的かつ的確な労働力の需給調整を実施するため、事業主及び事業主団体と密接な連携を図り、港湾労働者派遣契約の締結のあっせんを行うに際し、港湾労働者に従事させようとしている業務の具体的内容又は当該業務に従事するに際して必要な技能等に関する港湾派遣元事業主又は港湾労働者派遣の役務の提供を受ける者からのあっせん申込み内容をきめ細かに収集又は確認の上であっせん先に対して情報提供を行う等港湾労働者派遣制度に係る情報の迅速な収集及び提供をこれまで以上に積極的に行い、港湾派遣元事業主及び港湾労働者派遣の役務の提供を受ける者の双方の要請を満たせるよう、そのあっせん機能の充実及び強化を図る。

(ロ) 雇用安定事業関係業務の適正な実施

港湾労働者派遣制度による効率的かつ的確な労働力の需給調整を実施するため、派遣労働者に従事させようとする業務の内容等、港湾派遣元事業主及び港湾労働者

派遣の役務の提供を受ける者からの労働者派遣契約の締結のあっせんに係る要請の内容をきめ細かに確認するとともに、派遣元責任者に対する研修を行うほか、事業主、港湾労働者その他の関係者に対して、港湾労働者派遣制度に関する相談その他の援助を行う。

#### ハ 事業主及び事業主団体が講ずる措置

##### (イ) 直接雇用の日雇労働者問題への対応

日雇労働者の直接雇用については、その縮小に向け、公共職業安定所において、荷役の種類の違いなど各港湾における固有の事情に応じた適格な求職者の紹介のための機能の充実・強化を図ることとしていることから、それに係る取組に対して積極的に協力する等、直接雇用の日雇労働者の利用が例外的となるよう努める。

##### (ロ) 手続の適正な実施

港湾労働法に定められた届出、報告等の手続を適正に実施する。

##### (ハ) 港湾労働者雇用安定センターへの協力

港湾労働者派遣制度による効率的かつ的確な労働力の需給調整を実施するため、港湾労働者の派遣の送り出し又は受入れを求める場合には、港湾労働者雇用安定センターに対して、港湾派遣労働者に従事させる予定の具体的な業務内容又は当該事業に従事するに際して港湾派遣労働者に必要とされる技能等事業所における港湾労働者の需給の状況に関するできる限り具体的かつ詳細な情報を積極的に提供するよう努めるとともに、港湾労働者雇用安定センターが行う労働者派遣契約のあっせんに協力するよう努める。

##### (ニ) 事業主団体が講ずる措置

事業主が講ずる(イ)から(ハ)までの措置について、事業主に対する周知徹底、必要な助言その他の援助を行う。

#### 4 港湾労働者の雇用の改善並びに能力の開発及び向上を促進するための方策に関する事項

##### (1) 雇用の改善を促進するための方策

###### イ 国が講ずる措置

我が国の港湾における国際競争力を確保する観点から、人的資源の有効活用が図られるよう、港湾労働者の福利厚生について必要な対策を実施するよう努める。また、雇用管理者の選任の徹底、雇用管理改善の重要性の周知等により、事業主の雇用管理の改善の一層の促進及びその実効性の確保を図るとともに、港湾運送事業に係る規制改革等の港湾労働を取り巻く環境の変化等により、労働時間や労働災害の増加、労働保険への未加入、その他労働環境の悪化が生ずることのないよう、労働基準法（昭和22年法律第49号）等関係法令に定める労働条件の基準の遵守の更なる徹底や労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第6条に規定する労働災害防止計画の効果的な推進等を図るとともに、関係者の協力を得つつ必要な対策を実施するよう努める。

###### ロ 港湾労働者雇用安定センターが講ずる措置

港湾労働を取り巻く環境の変化に的確に対応した雇用管理者研修及び事業主を対象とする雇用管理の改善に関する相談その他の援助を実施する。

#### ハ 事業主及び事業主団体が講ずる措置

事業主は、雇用管理者を選任し、その資質の向上を図るとともに、計画的な港湾労働者の募集等を行う。また、福利厚生の実施等雇用管理の改善を促進し、港湾運送事業の雇用機会としての魅力づくりに努める。

また、日曜・夜間荷役が継続的に行われる場合には、労使間の協議に基づき、交替制勤務の導入等による所定外労働時間の削減等適切な雇用管理の実施を図るほか、労働災害防止団体法（昭和39年法律第118号）に基づき設立された港湾貨物運送事業労働災害防止協会の活動を通じ、事業主が協力して労働安全衛生対策を講ずる等、港湾労働を取り巻く環境の変化に的確に対応した労働環境の整備に努める。

事業主団体は、事業主の講ずる措置について、必要な助言その他の援助を行う。

### (2) 能力の開発及び向上を促進するための方策

#### イ 国が講ずる措置

##### (イ) 港湾荷役作業の革新化等に対応した教育訓練の拡充

港湾運送事業における荷役のうち、ガントリークレーン等を使用する革新荷役が占める割合が高水準で推移している等港湾荷役作業の革新化が6大港全体で進展していることに伴い、事業主の訓練ニーズも多様化していることから、当該ニーズに的確に対応した訓練内容の一層の充実・強化に努め、港湾労働者の高度な技術・技能の習得及び若手・中堅労働者への円滑な技能継承に対する支援を強化する。

##### (ロ) 港湾労働者に対する教育訓練の支援

港湾職業能力開発短期大学校を始めとする公共職業能力開発施設において、荷役機械の技術革新の進展等の港湾労働を取り巻く環境の変化によるニーズの変化に的確に対応した港湾運送業務に係る職業訓練の効率的な実施に努めるほか、講師の派遣や施設の提供等事業主が行う教育訓練を支援する。

また、各港湾いずれにおいても必要な港湾に関する知識又は技能に関する一般的な研修について、公共職業能力開発施設、港湾技能研修センター等と連携を図りつつ、個別の港湾におけるその実施機会の拡大に努める。

#### ロ 港湾労働者雇用安定センターが講ずる措置

##### (イ) 港湾荷役作業の革新化等に対応した教育訓練の拡充

荷役機械の技術革新の進展等に伴う訓練ニーズの多様化に的確に対応するため、新たに神戸市に移転される港湾技能研修センターにおいて、訓練内容の一層の充実・強化を図り、港湾労働者の高度な技術・技能の習得及び若手・中堅労働者への円滑な技能継承に対する支援を強化する。

##### (ロ) 相談援助及び各種講習の実施等

港湾労働者に対する相談援助やニーズに対応した各種講習を実施するほか、認定職

業訓練施設に対する補助金制度を活用すること等による運営基盤の強化並びに港湾労働者の能力の開発及び向上に対する事業主の自覚の高揚に努め、事業主に対して港湾技能研修センターの積極的利用を促す。

ハ 事業主が講ずる措置

荷役機械の技術革新の進展等の港湾労働を取り巻く環境の変化に留意しつつ、その雇用する港湾労働者の職業生活の全期間を通じた段階的かつ体系的な教育訓練を行うよう配慮する。

5 港湾労働者派遣事業の適正な運営を確保するための方策に関する事項

(1) 国が講ずる措置

イ 港湾労働者派遣制度の適正な運営を確保するための事業主に対する指導等の実施

港湾労働者派遣制度の適正な運営を確保し、港湾労働者の雇用の安定と港湾運送事業における効率的な経営・就労体制の確立との両立を図るため、事業主に対し、同制度の趣旨を徹底するとともに、労働者派遣契約の締結に際して、港湾労働者雇用安定センターのあっせんを受けることが適当であること、港湾労働者派遣事業は自己の営む港湾運送事業に付随して行うことが適当であること、港湾労働者派遣の役務を専ら特定の者に一方的に提供することを目的として活用すること及び労働者を専ら派遣就業に従事させることは適当ではないこと、労働者を港湾労働者派遣制度の対象としようとする場合にはあらかじめ本人の同意が必要であること、港湾労働者派遣の対象としようとする労働者が主として従事している業務についてのみ派遣が認められること、港湾労働者派遣の役務の提供を受ける者もまた当該派遣中の労働者について港湾労働法第23条の規定により適用する派遣法第45条に基づく労働安全衛生上の措置等を講ずる必要があること等についての必要な指導を行う。

また、港湾労働者派遣制度の実施状況の的確な把握に努め、港湾労働者からの申告に対する迅速な対応、現場パトロール及び立入検査の効果的な実施等を図る。

さらに、一般財団法人港湾労働安定協会と協力し、同制度の一層の周知に努めるとともに、その更なる活用促進に向けた方策について検討する。

ロ 港湾労働者雇用安定センターに対する指導及び助言の実施

港湾労働者派遣制度の適正な運営を確保するため、港湾労働者雇用安定センターが行う事業主支援業務及び雇用安定事業関係業務の実施について必要な指導及び助言を行う。

(2) 港湾労働者雇用安定センターが講ずる措置

イ 事業主支援業務の適正な実施

港湾労働者派遣制度の適正な運営を確保するとともに、港湾労働者の雇用の安定と港湾運送事業における効率的な経営・就労体制の確立との両立を図るため、事業主及び事業主団体と密接な連携を図り、港湾労働者派遣契約の締結のあっせんを行うに際し、港湾労働者に従事させようとしている業務の具体的内容又は当該業務に従事する

に際して必要な技能等に関する港湾派遣元事業主又は港湾労働者派遣の役務の提供を受ける者からのあっせん申込み内容をきめ細かに収集又は確認の上であっせん先に対して情報提供を行う等港湾労働者派遣制度に係る情報の迅速な収集及び提供をこれまで以上に積極的に行い、港湾派遣元事業主及び港湾労働者派遣の役務の提供を受ける者の双方の要請を満たせるよう、そのあっせん機能の充実及び強化を図る。

ロ 雇用安定事業関係業務の適正な実施

港湾労働者派遣制度の適正な運営を確保するとともに、港湾労働者の雇用の安定と港湾運送事業における効率的な経営・就労体制の確立との両立を図るため、派遣労働者に従事させようとする業務の内容等、港湾派遣元事業主及び港湾労働者派遣の役務の提供を受ける者からの労働者派遣契約の締結のあっせんに係る要請の内容をきめ細かに確認するとともに、派遣元責任者に対する研修を行うほか、事業主、港湾労働者その他の関係者に対して、港湾労働者派遣制度に関する相談その他の援助を行う。

(3) 事業主及び事業主団体が講ずる措置

イ 港湾労働者雇用安定センターへの協力

港湾労働者派遣制度の適正な運営を確保するとともに、港湾労働者の雇用の安定と港湾運送事業における効率的な経営・就労体制の確立との両立を図るため、港湾労働者の派遣の送り出し又は受入れを求める場合には、港湾労働者雇用安定センターに対して、港湾派遣労働者が従事予定の具体的な業務内容又は当該業務に従事するに際して港湾派遣労働者に必要とされる技能等事業所における港湾労働者の需給の状況に関する限り具体的かつ詳細な情報を積極的に提供するよう努めるとともに、港湾労働者雇用安定センターが行う労働者派遣契約のあっせんに協力するよう努める。

ロ 許可基準等の遵守

港湾労働者派遣制度は、港湾労働者の雇用の安定と港湾運送事業における効率的な経営・就労体制の確立との両立を図るための制度であることを理解し、港湾労働者派遣制度の許可基準とされている自己の営む港湾運送事業に付随した港湾労働者派遣事業の実施、適正な派遣料金、派遣就業の日数の上限等を遵守するとともに、一定の経験・資格を有する者のみを港湾労働者派遣制度の対象者とし、港湾労働法第23条の規定により適用する派遣法第45条に基づく労働安全衛生上の措置等を的確に実施する等、港湾労働者派遣制度を同制度の趣旨に沿って活用する。

ハ 事業主団体が講ずる措置

事業主が講ずるイ及びロの措置について、事業主に対する周知徹底、必要な助言その他の援助を行う。